

## 2 分野別計画

---

### 基本方針1 万博理念を継承し、自然・環境にこだわるまち

1	環境にやさしいまちをつくる	環境保全 ……………	32
2	ごみの減量化・資源化を進める	ごみ対策・リサイクル ……	34
3	公害のないまちをつくる	公害対策 ……………	36
4	だれもが憩い親しむ公園緑地を整える	公園緑地 ……………	38
5	豊かな自然環境を次世代に継承する	自然環境保全 ……………	40
6	うるおいある水辺空間を整える	河川 ……………	42
7	農のある暮らし・農のあるまちを支える	農業（田園バレー） ……	44

基本施策

1

## 環境にやさしいまちをつくる

### 目指すべき姿

「自然・環境にこだわるまち」として万博理念を継承し、身近な自然環境から地球環境まで視野に入れた長期的、総合的な環境施策を推進し、環境にやさしい低炭素型のまちを目指します。

### 現状と課題

今日では、人々の暮らしが豊かになる中で、日常的に発生する温室効果ガスなどにより、地球温暖化は、世界的な規模で取り組む課題となっています。平成17年に発効された京都議定書では、わが国は同24年までに6%のCO<sub>2</sub>排出量の削減義務が課されています。また、同20年には「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定され、同62年までにCO<sub>2</sub>排出量を現状から60～80%削減する長期目標を示すなど、今後は国全体で低炭素社会の構築に向けて本格的に取り組みを推進していくことが予想されます。

一方、本町では、同17年に開催された愛・地球博を契機に、住民の環境保全に対する関心が高まる中、同18年には、「第2次長久手町環境基本計画」を策定しました。さらに、翌19年には、新たな環境学習活動の拠点として「ながくてエコハウス」を開館しました。

急速に都市化が進み人口が急増する中、万博の理念を継承するまちとして、これまで以上に低炭素社会への取り組みを推進する必要があります。温室効果ガス削減のためには、行政が率先した取り組みを示すとともに、住民や企業と行政が連携してエネルギー消費量を抑制し、普段の生活を見直すなど、地球にやさしい生活行動を定着させることが必要です。

## 施策の進め方

### (1) 低炭素社会の推進

- ・家庭におけるエコライフの定着を図るため、エコマネー制度（P.12参照）の周知、普及に努めます。また、各家庭の二酸化炭素排出量を算出する町独自の環境家計簿を作成、配布するとともに、その効果を検証するモニター制度を導入することにより、エネルギーと家計の両面における節約効果の周知を図ります。
- ・企業や大学など通勤・通学者にエコモビリティ（P.13参照）実証実験を働きかけ、エコモビリティライフの機運を醸成し、自動車利用から公共交通機関への転換を図ります。
- ・地域における環境活動を推進するため、従来の環境美化活動に加え、町全体でのノーカーデーや事業者と連携したカーシェアリング<sup>※1</sup>などを実験的に導入します。

### (2) 地球環境に関する知識の啓発と推進

- ・ながくてエコハウスを環境学習の拠点として位置づけ、地域や学校、生涯学習講座、子ども会、子どもエコクラブなどへ出張講座を行い、環境活動を率先して実践する人材を育成します。
- ・親子で楽しみながら環境を学ぶため、リモとNーバスを体験する交通エコ、エコハウスでのリサイクル講座、香流川での清掃体験、あぐりん村での地産地消やフードマイレージ<sup>※2</sup>の講習、平成こども塾での自然体験や田畑での農業体験など、町内の環境資産を活用した様々なコースを設定したエコツアーの実現を図ります。
- ・住民に環境保全の取り組みや知識を啓発するため、従来のリサイクルマーケットに加え、各地域で環境保全活動に取り組むNPOをはじめとする住民団体、学校、企業などの出展や、環境について楽しみながら学び考えることができる参加、体験型イベントとして、「環境フェスティバル」の実施を検討します。

### (3) 温室効果ガス削減の推進

- ・温室効果ガス削減の数値目標を掲げた実行計画を策定し、長期的、総合的に低炭素社会の実現に向けた具体的な取り組みを推進します。
- ・行政組織において環境負荷を減らすため、省資源、省エネルギーに努めるとともに、公共施設における壁面緑化や太陽光パネルの設置、低公害車の購入、ノーカーウィークの実践などを検討し、行政が率先して環境行動に取り組みます。

## 関連する町の計画

- ・第2次長久手町環境基本計画

※1 カーシェアリング：あらかじめ登録した会員の間で自動車を共同使用するサービス。

※2 フードマイレージ：食料の総重量と輸送距離を乗じて数値化したもの。フードマイレージが高い国ほど、環境に対して大きな負荷を与えていると推測される。

基本施策  
2 ごみの減量化・資源化を進める

目指すべき姿

住民、企業、行政が連携してごみの減量化・資源化を推進し、環境美化意識の高いまちを目指します。

現状と課題

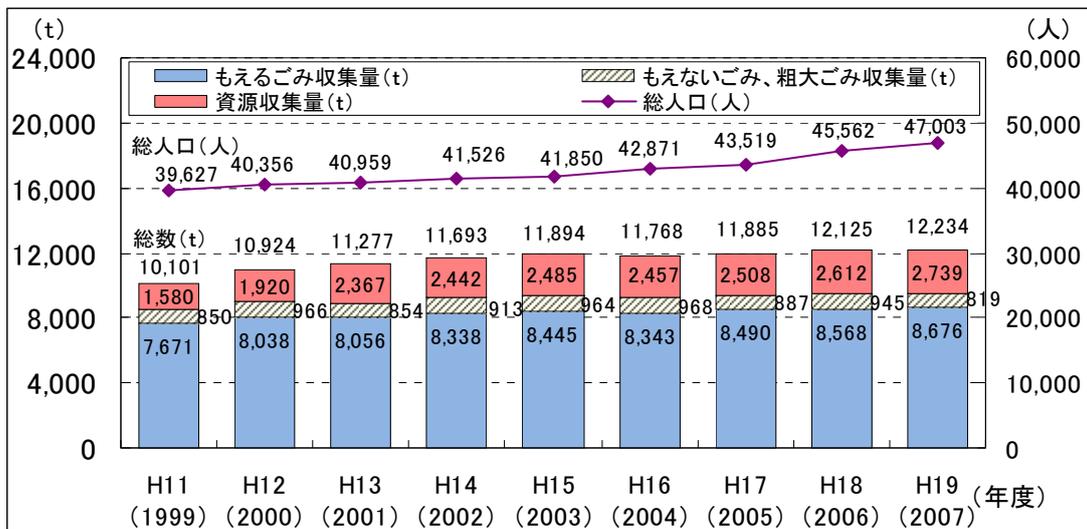
本町では、家庭系一般廃棄物は、もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみおよび資源(びん、かん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、古紙、古着古布)の4種類9品目に分別し、積極的にごみの減量、資源化に取り組んでいます。一方、事業系一般廃棄物は、一般廃棄物収集運搬許可業者が店舗などから収集していますが、さらに一層のごみの減量化、資源化を進める必要があります。

「ながくてエコハウス」では、資源の持ち込みや粗大ごみのリユース展示スペースを備え、住民のリサイクルに対する意識もますます向上してきました。

人口の増加によるごみの排出量が増加する中、5R(P.12参照)を推進し、尾張東部衛生組合を構成する瀬戸市、尾張旭市および本町が連携しながら、住民、企業、行政が一体となった循環型社会の形成を図る必要があります。

また本町は単身学生が多いことから、ごみ出しルールの徹底化や生活用品のリユース化を進めるシステムの構築を図ることが必要です。

■家庭ごみの収集量の推移



資料：環境課

## 施策の進め方

### (1) ごみの減量・資源化

- ・町内のスーパーなどと協定を結び、レジ袋の削減に向けた取り組みを進めます。
- ・エコバックの利用促進を図るとともに、公共施設、家庭でのリサイクル商品の積極的な利用を図ります。
- ・生ごみおよび放置自転車についてもリサイクルの研究を進めます。
- ・瀬戸市、尾張旭市とともに粗大ごみの有料化について検討します。

### (2) ながくてエコハウスの活用

- ・粗大ごみの中から生活用品、子ども服、図書の一層のリユースを進めます。
- ・5R（P.12参照）活動を推進する拠点として、家庭から出されたもえるごみの種類と量を調べる組成調査やごみの資源化に関する環境学習などを実施し、積極的な啓発活動を進めます。

### (3) 単身者へのごみ対策

- ・ながくてエコハウスに転出入時に必要な生活用品のリユース交換ができるリサイクルバンクやリユース情報コーナーを設けます。
- ・ごみ出しルールの徹底化を図るため、集合住宅管理会社への説明会を開催するなど、ごみの減量とマナーの向上に努めます。

### (4) 事業系ごみの排出抑制と再生利用の推進

- ・事業系ごみの分別排出を推進し、資源化、リサイクルに関する適正な処理の指導および情報提供を実施していきます。

## 関連する町の計画

- ・第2次長久手町環境基本計画
- ・一般廃棄物処理基本計画（尾張東部衛生組合）

基本施策

3

## 公害のないまちをつくる

### 目指すべき姿

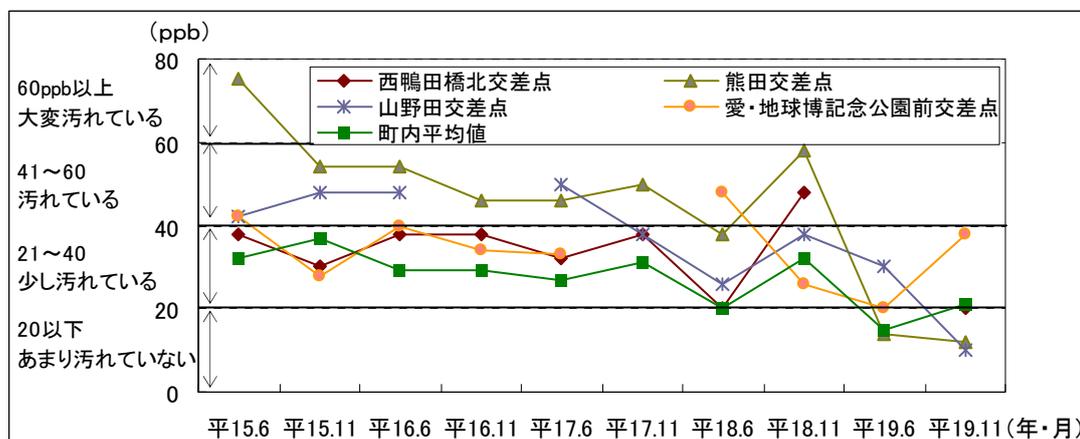
住民、事業者と行政と一緒に公害対策に取り組み、住民が健康で安心して気持ちよく暮らせる公害のないまちを目指します。

### 現状と課題

わが国では、公害防止関係の様々な法律や自然環境保全法に基づく施策の推進により、産業型公害の克服や自然環境の保全に一定の成果を収めてきました。今日の環境問題の多くは、廃棄物の増加、生活排水による水質汚濁などに見られるように、通常の事業活動や日常生活による負荷の増大に起因しています。

本町においても沿道の大気環境の改善は見られず、光化学スモッグなどの公害が発生しています。さらに都市化の進展に伴い、近隣騒音、悪臭、生活雑排水などが問題となっています。

#### ■二酸化窒素濃度の推移



※測定データがないもの。

山野田交差点（平成16年11月）、愛・地球博記念公園前交差点（同17年11月）、西鴨田橋北交差点（同19年6・11月）。

資料：環境課

## 施策の進め方

### (1) 発生源対策の推進

- ・公害の発生を未然に防止するため、町内企業と締結している公害防止協定<sup>※1</sup>を法改正に合わせて見直し、適切な運用を図ります。
- ・工場などの特定施設に対しては、公害発生源となる施設の適切な管理を推進します。
- ・アスベスト使用や土壌汚染について、国の機関や県から情報収集し、事業者に対して地域住民に適正な対応を行うよう要請します。

### (2) 都市生活型公害への対策

- ・近年は、光化学スモッグの発生、悪臭など都市生活型の公害が発生しており、県などの協力を得ながら適正に把握し、法令に基づき問題解決に努めます。
- ・生活排水改善対策として下水道の整備を図ります。

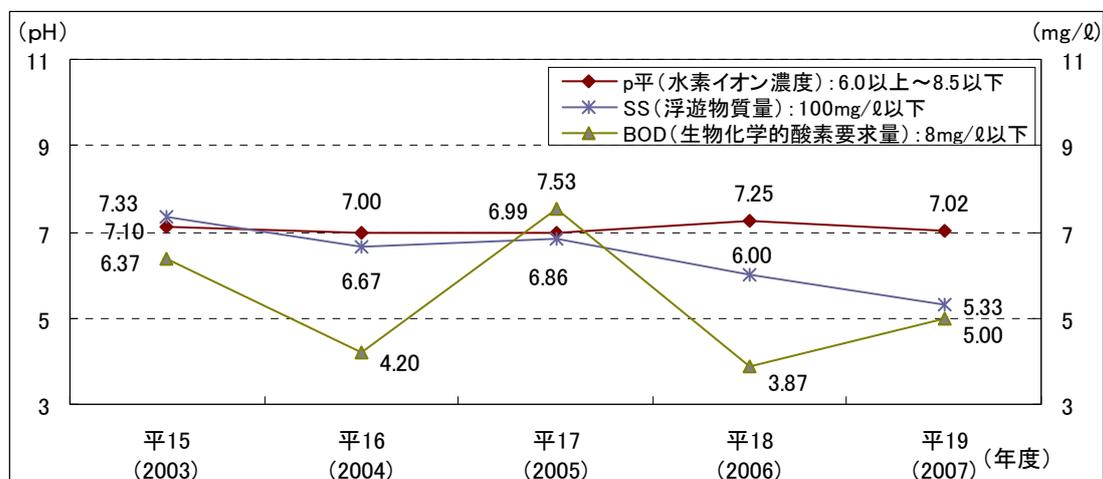
### (3) 大気環境に関する知識の啓発と推進

- ・町内の酸性雨や二酸化窒素の実態を把握し、身近な大気環境情報を住民に提供し、エコライフを推進します。

## 関連する町の計画

- ・第2次長久手町環境基本計画

### ■香流川（下川原橋付近）の水質状況の推移



資料：環境課

※1 公害防止協定：地方公共団体と企業などとの間で交わした公害防止に関する約束。

基本施策

4

だれもが憩い親しむ公園緑地を整える

目指すべき姿

身近な公園や緑地で子どもから高齢者までだれもが憩い楽しみ、自然が感じられるまちを目指します。

現状と課題

国は一人あたり公園面積の将来目標を20㎡としています。本町の人口に対する公園整備の状況は、愛・地球博記念公園（モリコロパーク）を除くと、一人あたり6.65㎡です※1。今後さらに人口増加が見込まれることから、公園整備は質量ともに求められています。

また、市街化区域で区画整理が行われていない地区や市街化調整区域では、児童遊園がその機能を補っています。人口増加が進む地区では計画的な公園整備が求められており、市街化調整区域においては集落の規模に応じた児童遊園の確保が課題です。

緑地については、市街地で都市公園※2などを結ぶ「緑道」を、市街化調整区域の香流川上流部では「香流川緑地」をそれぞれ整備しました。また、長湫南部土地区画整理組合事業地には、名古屋市猪高緑地から連続する緑地が都市計画決定されています。今日では散歩などの利用者が増えていることから、香流川では下流部の緑道との連続性が求められています。新たに管理対象となる緑地では、その管理体制や方法が課題となっています。

■都市公園および児童公園等一覧

種別	公園名	面積(㎡)	備考	種別	公園名	面積(㎡)	備考
街区公園	平田公園	2,669		街区公園	血原の池公園	9,999	
"	仲作田公園	2,198		"	原邸公園	6,000	部分開設
"	猪洞公園	2,398		"	桧ヶ根公園	16,000	
"	喜婦嶽公園	1,701		地区公園	秋ヶ池公園	73,218	
"	山越公園	2,001		特殊公園	古戦場公園	11,330	
"	戸田谷公園	1,999		"	卯塚墓園	74,000	部分開設
"	長配公園	2,501		緑道	せせらぎの径	7,379	
"	中川原公園	2,200		"	香流川緑地	52,000	
"	上川原公園	1,900		広場公園	はなみずき広場	6,606	
"	草掛公園	1,450		"	くすのき広場	2,801	
"	西洞公園	2,100		広域公園	愛・地球博記念公園	1,040,000	部分開設
"	蟹段ノ上公園	2,004		児童遊園	岩作児童遊園	717	
"	鴨田公園	1,500		"	寺山児童遊園	1,523	
"	野田農公園	1,920		"	大草児童遊園	670	
"	坊ノ後公園	2,000		"	立花児童遊園	644	
"	先達公園	1,600		"	東島児童遊園	928	
"	仏ヶ根公園	2,000		"	丁子田児童遊園	653	
"	東浦公園	1,952		"	前砂児童遊園	1,245	
"	落合公園	1,800		"	砂子児童遊園	503	
"	長湫南部2号公園	2,000		"	大草東児童遊園	570	
"	丸根公園	1,000		"	下井堀児童遊園	169	
"	三ヶ峯公園	600		その他	三ヶ峯ちびっこ広場	340	
"	前熊公園	1,587		"	中権代ちびっこ広場	647	
"	中根公園	1,000		"	権代赤いはね広場	194	
"	長久手町万博記念の森	1,096		"	西島遊園地	233	
"	後山公園	10,403		"	長配遊園地	459	

資料：産業緑地課

※1 一人あたり公園面積：平成16年にモリコロパーク（当時愛知青少年公園）が都市計画公園になったことから、一人あたり公園面積は28.5㎡で国の目標値を超え、ニューヨークの29.3㎡に迫るものとなっている。

※2 都市公園：都市計画施設もしくは都市計画区域内に設置される公園または緑地のこと。

## 施策の進め方

### (1) 公園緑地の整備

- ・モリコロパークを除いた一人あたり公園面積を国の将来目標値に少しでも近づけられるよう、人口増加地域の公園整備を行います。また、生活圏域に地区公園が少ない地区については、児童遊園などの施設整備を検討します。
- ・公園施設については、高齢者から子どもまで楽しめる施設整備を図ります。
- ・一定規模の公園や緑地については、避難地、避難路としての機能を持った公園として整備を図ります。

### (2) 緑化の推進

- ・ヒートアイランド<sup>※1</sup>対策として、道路、公園、駅前広場、公共施設などの緑化を推進し、クールスポット<sup>※2</sup>を創出します。
- ・屋上、壁面緑化の補助や、生垣補助などにより民有地の緑化を推進します。また、保存が必要と認められる樹木や樹林を保存樹木・樹林として指定し、貴重な緑の保全に努めます。

### (3) 維持管理に対する住民参加の促進

- ・地域団体やボランティアの活動により、公園などの花植え活動を推進するため、リーダーの育成や活動を支援する仕組みづくりを行います。
- ・新たに管理対象となる緑地については、動植物の自然環境を継続的に維持でき、住民が自然観察できるような管理体制を構築します。

## 関連する町の計画

- ・長久手町緑の基本計画「緑のマスタープラン」

※1 ヒートアイランド：空調機器や自動車などから排出される人工排熱の増加や、道路舗装、建築物などからの増加による地表面の人工化により、都心部の気温が郊外に比べて高くなる現象。

※2 クールスポット：都市において植栽や水辺などをつくることにより、周囲より気温が低くなる場所。

基本施策

5

## 豊かな自然環境を次世代に継承する

### 目指すべき姿

多様な生物が生育する身近な自然を守り育てる新たな仕組みづくりの中で、子どもたちに参加の場を与えてふるさと意識を育て、自然環境を次世代に受け継ぐまちを目指します。

### 現状と課題

本町は、町の東部に丘陵が広がり、この地を水源とする香流川が町の中央を流れています。この東部丘陵や河川周辺では人手によって管理された山林や農地など里山としての景観が残り、植物や鳥、魚や昆虫など様々な生物が生育、生息し、多様な生態系を形成しています。しかし最近では、丘陵地の山林は管理されていない状態が見られ、竹林が広がり隣接する畑を侵食しています。また、土砂や粘土などの採取のため、丘陵地の樹木が伐採され、自然環境に深刻な影響を与えています。さらに、外来生物の移入により生態系への影響も問題となっています。

これに対し、本町では「長久手町みどりの条例」に基づき緑地の保全に努めるとともに、「長久手町環境基本計画」により身近な自然を守り育てるために様々な施策を推進してきました。また、平成18年には田園バレー事業の一環として長久手町平成こども塾「丸太の家」を整備して、子どもたちを中心に様々な自然体験プログラムを実践してきました。今後は、こうした身近な自然環境を保全するために、動植物の実態を把握した上で、保全に向けた仕組みや活動の場づくり、活動機会の拡充が求められています。

#### ■香流川上流域や湿地周辺の生物

香流川上流域の淡水魚と水生生物	町内の湿地周辺の動植物
カワムツ・オイカワ・ギンブナ・タモロコ	モンゴリナラ・スズカカンアオイ
モツゴ・ドジョウ・スジシマドジョウ	ハルリンドウ・モウセンゴケ・カワモズク
ホトケドジョウ・カワヨシノボリ・メダカ	ノギラン・ハッチョウトンボ・ヤブヤンマ
イシガメ・スッポン・カワニナ・マシジミ	モートンイトトンボ・キイトンボ
スジエビ・ヌマエビ・トビゲラ類	ヒメタイコウチ・ギフチョウ・ミノサザイ
トンボのヤゴほか	ニホンアカガエル

出典：名古屋市水辺研究会「香流川水辺マップ」

## 施策の進め方

### (1) 自然環境の保全

- ・ 自然環境調査を行い、動植物の生態系の実態を把握し、貴重な自然環境について保全計画を作成し、計画に基づく保全活動を推進します。
- ・ 里山管理の仕組みづくりのため、所有者以外でも里山管理ができるように検討します。
- ・ 「長久手町みどりの条例」の実効性を高めるため、一定規模の森林開発に求めている再生緑化の基準を見直します。また、緑地再生の新たな支援策を検討します。
- ・ 駆除が必要な特定外来生物<sup>※1</sup>について様々な機会啓発するとともに、在来生物の保護など生物多様性の保全<sup>※2</sup>に努めます。
- ・ 里山や河川、池沼など自然環境保全に取り組む住民団体やボランティア団体などに対し、活動に関する情報提供や交流機会の提供をはじめとする支援を行います。

### (2) 自然とのふれあいの推進

- ・ 農地は住民にとって身近な緑地として感じられる場でもあることから、遊休農地において景観形成作物<sup>※3</sup>の栽培を推進するなど、緑地景観としての保全を図ります。
- ・ 平成こども塾「丸太の家」を拠点に、学校と連携した自然体験学習を推進するとともに、身近な自然における生態系の観察や遊びなど、子どもが自然にふれあう場と機会を拡充することにより、自然体験活動を通じて生命を育てることの大切さや地域への愛着の心を育みます。

### (3) 自然環境保全思想の普及

- ・ 現状把握されている特徴的な自然環境を子どもたちに紹介し、ふるさと意識を高める資源として活用します。
- ・ 本町に生育、生息する動植物の情報提供を行うとともに、里山の重要性や自然環境保全思想に関する環境学習会を開催し、動植物の保護意識の啓発に努めます。

## 関連する町の計画

- ・ 第2次長久手町環境基本計画

※1 特定外来生物：海外起源の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定された特定の生物。

※2 生物多様性の保全：多くの種類の生き物がいて、それらがつながって生態系の豊かさやバランスが保たれている状態。

※3 景観形成作物：収穫を目的とせず、景観の形成を目的としたヒマワリ、コスモス、菜の花、レンゲなどの作物のこと。

基本施策

6

## うるおいある水辺空間を整える

### 目指すべき姿

河川の機能を維持し、まちの安全性を確保するとともに、香流川を中心として、自然環境と調和したうるおいのある水辺空間の形成を目指します。

### 現状と課題

本町には、一級河川<sup>※1</sup>香流川と、神明川をはじめとした大小9の準用河川<sup>※2</sup>があります。すべての河川の護岸などについては、すでに基本的な整備は完了しています。河川は、災害の防止という意味でも重要な役割を担っており、日常的な点検や維持管理が必要です。河川の砂防施設<sup>※3</sup>は、河川と人々の生活を守るために重要ですが、自然との調和を図りながら整備する必要があります。

香流川については、町内を東西に流れる骨格の河川として、うるおいのある水辺空間や多様な生物の生育、生息の場として、また、貴重な公共のオープンスペースとして、治水、利水のほか、環境、生活、防災などのまちづくりの観点からも、多様な機能を生かした整備を図る必要があります。

#### ■河川現況図



区分	河川名	延長(km)
一級河川	香流川	4.5
準用河川	神明川	1.1
	東山川	0.5
	清水川	0.4
	香桶川	1.7
	鴨田川	1.9
	堀越川	0.2
	雁又川	0.5
	植田川	0.5
	藤ノ木川	0.6
普通河川 <sup>※4</sup>	香流川	5.0
	堀越川	3.3
	雁又川	1.4
	池田川	0.8
	一の井川	0.3
	溝之杖川	0.7
	権代川	0.7

資料：土木課

- ※1 一級河川：国土保全上または国民経済上特に重要な水系で、河川法に基づき国土交通省が指定したもの。
- ※2 準用河川：国土交通省が指定する「一級河川」および都道府県知事が指定する「二級河川」以外の河川で、市町村長が指定したもの。
- ※3 砂防施設：そのまま放置すれば危険のある土砂の流れを抑制、調整して、自然になじませながら、無害な土砂の流れにするための施設。
- ※4 普通河川：河川法に基づく河川以外のもの（水路など）のうち、通称名のあるもの。

## 施策の進め方

### (1) 香流川の緑のネットワーク拠点づくり

- ・香流川を緑のネットワークの骨格的軸や健康づくりの場として、連続する遊歩道や歩行者自転車専用道路としての整備を図ります。また、地域住民や町を訪れる人が水辺にふれあう場として、生態系に配慮した親水空間を創出します。
- ・香流川の水辺は、地域の活性化を担う交流拠点および水辺環境学習の実践の場として、自然環境の保全と活用や人々の交流を促進するための場としての整備を図ります。

### (2) 砂防施設整備の推進

- ・砂防施設は、河川と住民の生活を守るために重要な施設であることから、土砂の流れを抑制、調整し、自然と調和を図りながら災害の発生を抑止する機能としての施設の整備を推進します。

### (3) 適正な維持管理の強化

- ・住民の生活環境を守り、河川災害を防止するため、日常的な点検を強化するとともに、河川台帳を整備して河川の状況を把握することにより、適正な維持管理に努めます。

## 関連する町の計画

- ・長久手町都市計画に関する基本的な方針「都市計画マスタープラン」
- ・長久手町緑の基本計画「緑のマスタープラン」

基本施策

7

## 農のある暮らし・農のあるまちを支える

### 目指すべき姿

農業の新たな担い手を育成し、遊休農地を活用した「農産物生産の場」を創出して地産地消、食育、都市と農村との交流を一層促進するとともに、環境に配慮した都市近郊農業を確立し、「農のある暮らし・農のあるまち」の理念をさらに具体化します。

### 現状と課題

農業は大きな変革期を迎えており、本町においても、都市化の進展による農地の減少や農業従事者の高齢化、後継者不足などにより農家人口は減少傾向にあり、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような状況に対応するため、本町では、平成13年度から田園バレー事業を推進しています。これまでの取り組みとして、市民農園「たがやっせ」の開設、農業体験講座「長久手農楽校」の開校、子どもの自然環境体験活動を行う「平成こども塾」などの事業を進めてきました。また、NPOなどによる農業への新規参入を推進し、都市近郊農業の新たな展開も図るとともに、同19年には、田園バレー事業の核として田園バレー交流施設「あぐりん村」を開設し、農産物直売事業などを通じて生産者と消費者との交流や地産地消、食育を推進しているところです。

既存農業者の耕作意欲の向上と新規農業参入などにより、遊休農地は着実に減ってきていますが、現在でもまとまった遊休農地が存在しており、さらなる解消への努力が必要です。また、有機栽培など環境に配慮した農業を推奨して食の安全に努めるとともに、食料自給率の向上のため、地産地消や食育の推進を図り、都市農村交流を一層拡大、定着させていくことが必要です。

## 施策の進め方

### （１）遊休農地の解消

- ・田園バレー交流施設「あぐりん村」の農産物直売所に安心・安全、新鮮な地元農産物を安定供給するため、前熊第4工区の一団の遊休農地を集約的かつ効率的に活用し、新たな農業生産法人などによる営農体制を確立します。
- ・法人の農業参入や市民農園の開設を支援するとともに、農楽校の拡充を図り、新たな担い手を育成、確保し、新規農業者による耕作地の拡大を図ります。
- ・遊休農地の活用を促進するため、営農意欲のない農家の土地を紹介して、利用権設定により農地の利用が進む仕組みづくりを進めます。

### （２）食育・地産地消の推進

- ・都市近郊の農地を有効に活用することにより、農産物直売所や学校給食への地元農産物の供給量を増やし、食育、地産地消を推進するとともに地域の食料自給率の向上を図ります。

### （３）環境保全型農業の振興

- ・農産物や食品の安全・安心に対する関心の高まりを背景に、有機栽培に代表される自然や環境に配慮した安全・安心な農業の普及、啓発に努めます。
- ・有機栽培などにより地元農産物の付加価値を高め、地元特産品目の選定および掘り起こしをするなど、長久手農産物のブランド化を図ります。
- ・生ごみなど地域未利用資源を生かして堆肥づくりや土づくりを行い、環境に配慮した農業の推進に努め、都市近郊農業における地域資源リサイクルシステムを構築します。
- ・稲作農業に不可欠な用水路の改修計画を策定して順次整備をしていきます。また、用水管理は責任をもって管理できる仕組みを構築します。
- ・化成肥料、農薬の適正使用を図り、生ごみ循環化の中で発生する有機肥料の活用などにより土壌の有機化を検討していきます。

### （４）都市農村交流・体験活動の拡充

- ・生産者と消費者の交流をより一層深めるため、田園バレー交流施設「あぐりん村」の充実を図ります。
- ・地域住民に身近な農業体験の場を提供することにより、都市農村交流をより一層促進します。

### （５）自然環境体験活動の推進

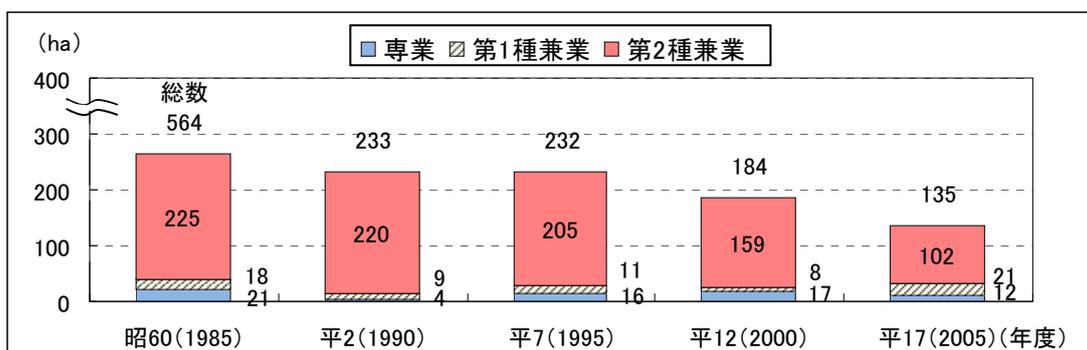
- ・平成こども塾「丸太の家」を拠点に、小学校との連携事業や地元ボランティアなどによる農業、食育、里山整備、創作、自然観察などの自然環境体験プログラムをより一層推進します。

1-7 農のある暮らし・農のあるまちを支える

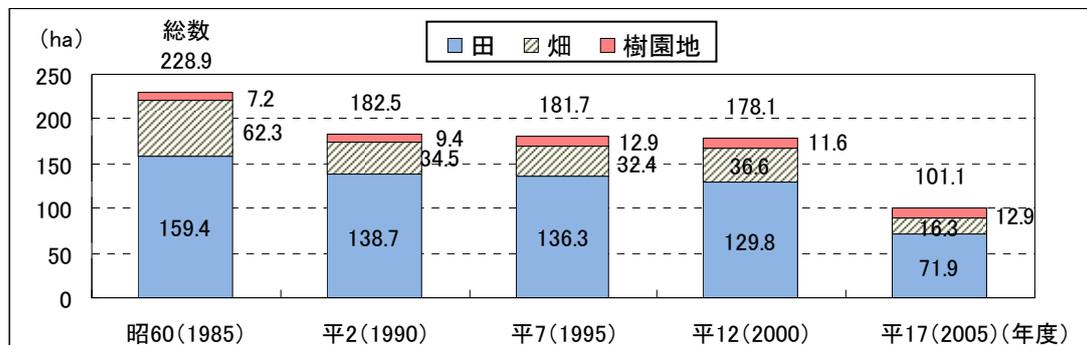
関連する町の計画

- ・長久手田園バレー基本計画
- ・長久手平成こども塾マスタープラン
- ・長久手町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- ・長久手農業振興地域整備計画

■農家数の推移

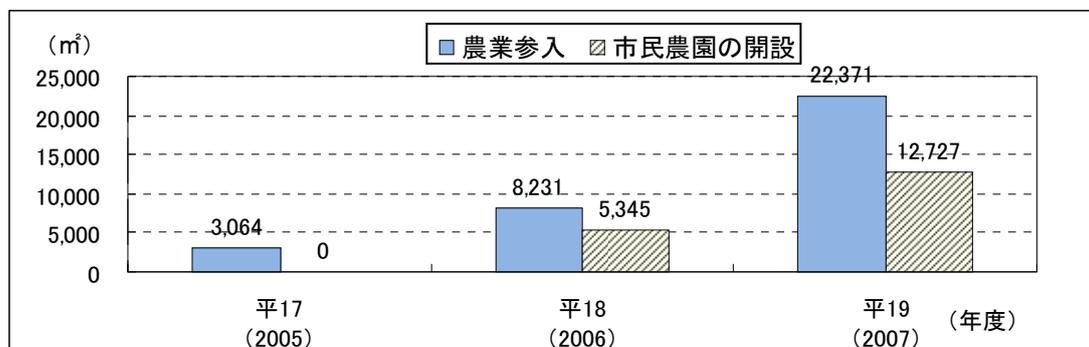


■経営耕地別面積の推移



資料：ながくての統計

■新規参入者による耕地面積の推移（5法人）と市民農園面積の推移（2法人）



資料：田園バレー事業課

※1 第1種、第2種兼業農家：農業以外の仕事で収入を得ている農家のうち、農業の収入が主である農家が第1種兼業農家、農業の収入が従である農家が第2種兼業農家。

## 基本方針2 リノモでにぎわい交流するまち

1	魅力ある市街地を創り出す	市街地整備	48
2	地区の特性に合った住まいを誘導する	住宅・宅地	50
3	安全で快適な道路を整える	道路	52
4	安全で安定した給水を確保する	上水道	56
5	下水道を整え、清潔・快適・安全なまちをつくる	下水道	58
6	快適で便利な交通移動を確保する	公共交通	60
7	駐車場・駐輪場を整え、良好な生活環境をつくる	駐車場・駐輪場	62
8	魅力ある長久手らしい景観を創り出す	都市景観	64
9	魅力ある商工業を活発にする	商工業	66
10	にぎわいあふれる新たな観光交流を進める	観光交流	68

基本施策

1

## 魅力ある市街地を創り出す

### 目指すべき姿

リニモ沿線地域では、長久手中央地区を町のシンボル・コア（都市核）として整備し、その他の駅周辺も地域特性を生かした土地利用の誘導を図るとともに、既成市街地においても住民の意向を尊重しながら都市基盤整備を進め、魅力ある市街地を形成します。

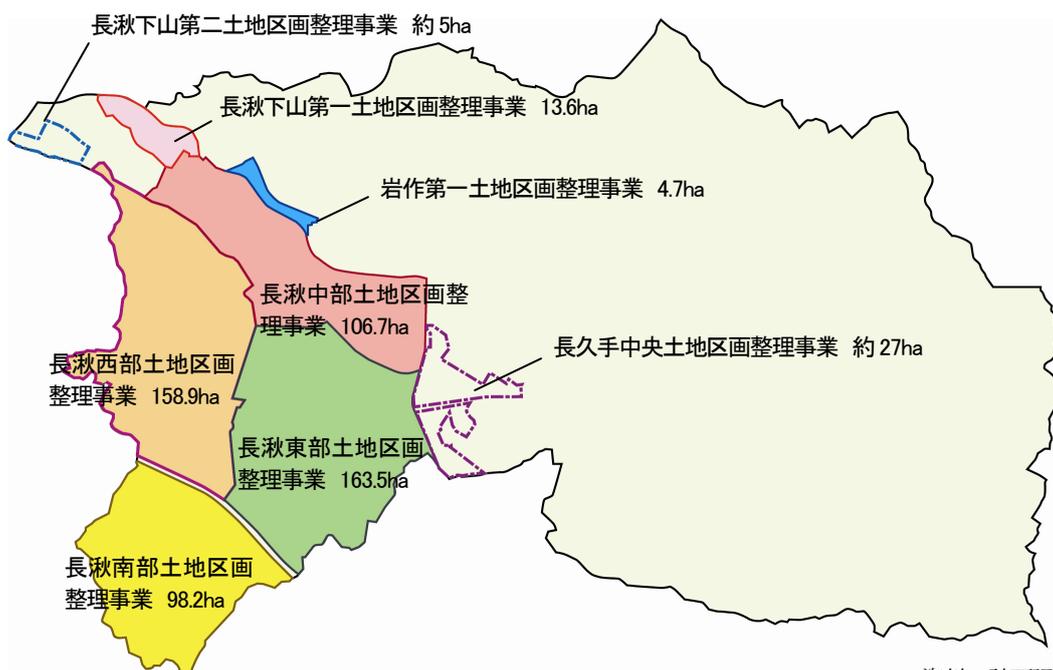
### 現状と課題

本町は名古屋市からの都市化の影響を受け、町西部を中心に土地区画整理事業による基盤整備を推進し、良好な居住環境整備に努めてきました。これまで6地区において、約546haが施行済み、または施行中であり、さらに、新たな土地区画整理事業として、長久手中央地区（約27ha）や長湫下山第二地区（約5ha）の2地区の事業化を進めています。

その一方で、既成市街地の区画整理事業未施行地区では、道路や排水路の整備が不十分な状況であり、早急な整備が必要となってきています。

また、愛・地球博開催に合わせて整備されたリニモの開通により、リニモ沿線では、都市的機能としての立地ポテンシャルが高まっていることから、開発と保全のバランスを考慮しながら、地域特性を生かした市街地の形成について、方向性を示していく必要があります。

#### ■土地区画整理事業地区図



## 施策の進め方

### (1) 魅力ある新たな市街地の整備

- ・長久手中央地区は、町のシンボル・コアとして位置づけ、交通拠点、商業拠点、レクリエーション拠点、行政などの複合機能の立地を図ります。基盤整備は土地区画整理事業で実施し、地区内に立地される施設を活用しながら、魅力ある新たな市街地の形成を図ります。
- ・既成市街地である下山地区は、土地区画整理事業や地区計画<sup>※1</sup>などによる基盤整備を実施し、良好な住宅地をはじめとした市街地の形成を図ります。

### (2) リニモを生かした新しい地域整備

- ・リニモ沿線東部の公園西駅や芸大通駅周辺においては、公共交通利便を生かしながら、豊かな自然環境と共生が可能となるよう、地域特性を生かした住宅地の形成を図ります。また、主要地方道力石名古屋線（グリーンロード）を中心とする幹線道路においては、沿道サービス型の商業施設の立地誘導を検討します。

### (3) 既成市街地における快適な居住環境の実現

- ・都市基盤整備が遅れている地区については、土地区画整理事業に限らず、その地区の特性に応じて道路、公園、下水道など必要な基盤整備を進めながら、快適な居住環境とまとまりのある市街地形成を図ります。
- ・施行済みおよび施行中の土地区画整理事業地内においては、特色あるまちづくりを誘導するため、地域住民と十分に協議を進めながら、都市緑化や景観にも配慮した快適な居住空間の創出を図ります。

#### ■土地区画整理事業地区一覧

事業名	事業年度
長湫西部土地区画整理事業	昭47(1972)～平12(2000)
長湫東部土地区画整理事業	昭48(1973)～平5(1993)
長湫下山第一土地区画整理事業	昭53(1978)～昭56(1981)
長湫中部土地区画整理事業	昭56(1981)～平23(2011)
岩作第一土地区画整理事業	平4(1992)～平16(2004)
長湫南部土地区画整理事業	平10(1998)～平24(2012)
長久手中央土地区画整理事業(準備中)	
長湫下山第二土地区画整理事業(準備中)	

資料：計画課

※1 地区計画：都市計画法に基づき、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。

**基本施策**  
**2 地区の特性に合った住まいを誘導する**

**目指すべき姿**

それぞれの地区の性格や住宅ニーズを踏まえて計画的に優良住宅を誘導することにより、人と環境に配慮した暮らしやすいまちづくりを目指します。

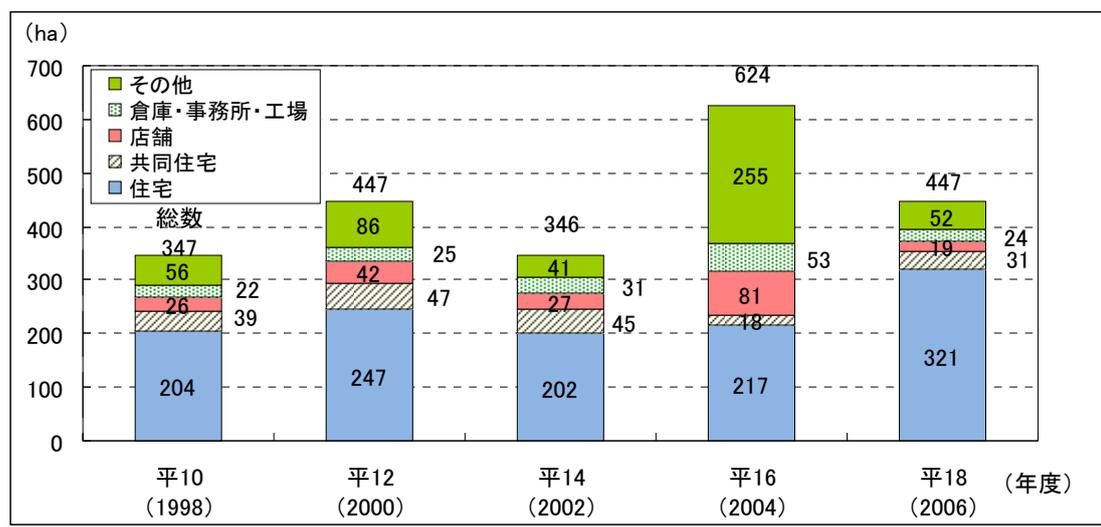
**現状と課題**

本町は、これまで区画整理事業により計画的なまちづくりが進められてきました。この結果、持ち家取得者が多い30～40歳代の社会動態人口は転入超過傾向にあり、地価も県内市町村で名古屋市に次いで2番目に高い状況にあります。また、平成19年には「長久手町ラブホテル等建築規制条例」を制定し、住宅の耐震診断への補助制度を創設するなど、良好な住環境の形成に努めてきました。

しかしながら、高齢化社会が進展する将来、高齢者に配慮したやさしい住環境整備の抜本的な見直しが迫られてきます。したがって、大規模な集合住宅、店舗などの新築や改築時には高齢者が円滑に施設を利用できるよう事業者働きかける必要があります。また、個人および民間事業者による開発に関しては、引き続き一定の指導基準および「長久手町美しいまちづくり条例」により、計画的かつ優良なまちづくりへの指導が必要です。

さらに、住宅・宅地の需要動向を確実に把握しながらリノモ沿線の住宅地開発も視野に入れ、特に市街化調整区域内では、まとまったエリアの中で一定の制限を加えながら、地区の実情に合わせた住宅地開発の検討が必要です。

■建築確認申請件数の推移



資料：計画課

## 施策の進め方

### (1) 誘導型の都市計画による宅地形成

- ・施行済みおよび施行中の土地区画整理事業地内においては、特色あるまちづくりを誘導するため、地区計画制度（P. 48参照）を導入し優良な宅地を供給します。

### (2) 人にやさしく安心・安全な住宅の誘導

- ・高齢者、障害者、傷病者および妊産婦をはじめだれもが公共施設や店舗などを円滑に利用するため、県が定めた「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に適合するよう指導していきます。
- ・良好な住環境を確保するため、「長久手町住宅マスタープラン」、「長久手町美しいまちづくり条例」、「長久手町ラブホテル等建築規制条例」、「建築指導基準」などにより、適正な建築指導を行います。
- ・地震から住民の生命や財産を守るため、長久手町耐震改修促進計画に基づき指導を行います。

### (3) リニモ沿線の宅地開発

- ・リニモ沿線や名古屋瀬戸道路周辺において宅地開発が見込まれる中、住宅・宅地の需要状況を把握し、住民の意見を尊重しながら宅地開発に対し地区計画制度を活用して優良な住宅地開発になるよう指導していきます。

## 関連する町の計画

- ・長久手町住宅マスタープラン
- ・第2次長久手町土地利用計画
- ・長久手町都市計画に関する基本的な方針「都市計画マスタープラン」

基本施策

3

## 安全で快適な道路を整える

### 目指すべき姿

道路の機能を維持し、安全で快適な生活環境を確保するとともに、明るく緑豊かでうるおいのある道路空間の創設を目指します。

### 現状と課題

本町は、東部丘陵におけるあいち学術研究開発ゾーン構想<sup>※1</sup>の一翼としての機能を期待されています。したがって、これに伴う新たな都市幹線道路網について、県などの関係機関と調整を図り、計画的に整備を進めることが急務となっています。しかし、本町における主要幹線である県道は、南北線での基幹道路である瀬戸大府線が一部開通のまま大部分が未整備です。他の県道についても幅員が狭いなど道路機能として不十分な区間が多くあり、バイパス機能がないために、町内各所で交通集中による慢性的な渋滞が発生しており、早期の整備が急務となっています。

町道は、市街地内での整備はほぼ完了しているものの、路面の老朽化が年々進んでおり、計画的な修繕を行っていく必要があります。また、市街地周辺部では、散在する集落間を結ぶ町道を補助幹線道路<sup>※2</sup>と位置づけて整備を行い、円滑な交通を促進することが課題となっています。

さらに、既成市街地を含む集落内における狭あい道路<sup>※3</sup>については、緊急車両の通行や防災、交通安全などの観点から、地域住民の理解と協力を得ながら、安全な生活道路の確保に向けて検討を進める必要があります。

歩道、歩行者・自転車専用道については、人が安全で安心して移動できる空間として、人にやさしい道路の具体化とともに、交通安全施設（P.14参照）の質的な向上が求められており、街並みと融合する景観形成も整備の指針として、位置づけていく必要があります。また、近年では、ウォーキングやジョギング、サイクリングなど健康づくりの場としての利用が高まっているため、緑道を含めてこのような住民ニーズに合わせた整備が必要となっています。

橋梁においては、急速に進む老朽化に備え、橋梁台帳の整備、定期点検および損傷部の修繕工事を計画的に実施し、施設の長寿命化<sup>※4</sup>を図る必要があります。

※1 あいち学術研究開発ゾーン構想：大学や多くの研究・開発機関が集まる名古屋東部丘陵地域における総合的な地域整備を目指した県の構想。

※2 補助幹線道路：近隣住区内の交通の集散を受け持ち、沿線施設などへの円滑なアクセスや良好な生活空間の骨格を形成し、幹線道路を補完する道路。

※3 狭あい道路：幅員4メートル未満であるが、建築基準法第42条第2項の規定により町長が認めた道路を指す。建築基準法では、原則として幅員4メートル以上なければ道路とみなされない。

※4 施設の長寿命化：予防的な修繕および計画的な架け替えの視点に立って施設の寿命を延ばし、修繕などの費用を減らし、安全性や信頼性を確保すること。

## 施策の進め方

### (1) 幹線道路の整備

- ・あいち学術研究開発ゾーン構想の地域整備に対応し、町内外の交通の円滑化を図るため、新たな都市幹線道路網の形成について検討します。
- ・県道のバイパス機能の充実を図るため、主要地方道瀬戸大府東海線の整備を推進するとともに、道路の安全性確保のため、県道岩作諸輪線などの整備促進について要望します。
- ・都市計画道路高針御嶽線、長湫西部線、卯塚緑地線および香久山線は、長湫南部土地区画整理事業の面的整備と合わせて、計画的な整備を図ります。

### (2) 町道の整備・維持管理

- ・「第2次長久手町土地利用計画」および「長久手町都市計画に関する基本的な方針『都市計画マスタープラン』」を基本として、町内の道路整備に関する基本的な考え方を整理し、補助幹線道路と生活道路との役割を明確化することにより、それぞれの機能に適した道路整備を図ります。
- ・維持管理については、日常的な巡回監視を強化し、道路の損傷を早期に発見し処置するとともに、計画的な路面改修に努めます。
- ・公共基準点<sup>※1</sup>の整備を進め、適正な道路管理および良好な市街地形成への活用を図ります。

### (3) 道路交通の安全確保・円滑化

- ・生活道路の安全確保として、交差点改良や道路照明施設の配置、歩車道の分離および効果的な路面標示やカラー舗装などを検討し、歩行者、自転車が安全に通行できるような整備を図ります。
- ・身体障害者や高齢者、子どもなどすべての人が安全で快適に利用できるよう、歩道施設の段差改善や、道路施設の改修を図ります。
- ・狭あい道路対策として、道路用地の付替えや寄付および狭あい道路整備などに関する基準を整備するとともに、地域の状況に合わせた整備計画を検討し、地域住民の協力を得ながら道路幅員を確保することにより、安全な生活道路の整備を図ります。
- ・橋梁においては、急速に進む老朽化に対応するため、長寿命化修繕計画を策定し、計画的に修繕などを実施することで、安全性の確保に努めます。

### (4) 景観や環境に配慮した道路整備

- ・今後整備する幹線道路については、植栽帯の設置に努め、市街地内の緑のネットワーク化を図ります。
- ・幹線道路においては、歩道のブロック舗装や景観連続照明などの整備など、沿道環境に配慮した整備を推進します。
- ・ヒートアイランド化対策（P. 39参照）として、道路舗装に関して保水性の高い材料の使用に努めることにより、熱を地中にためない工夫、配慮に努めます。

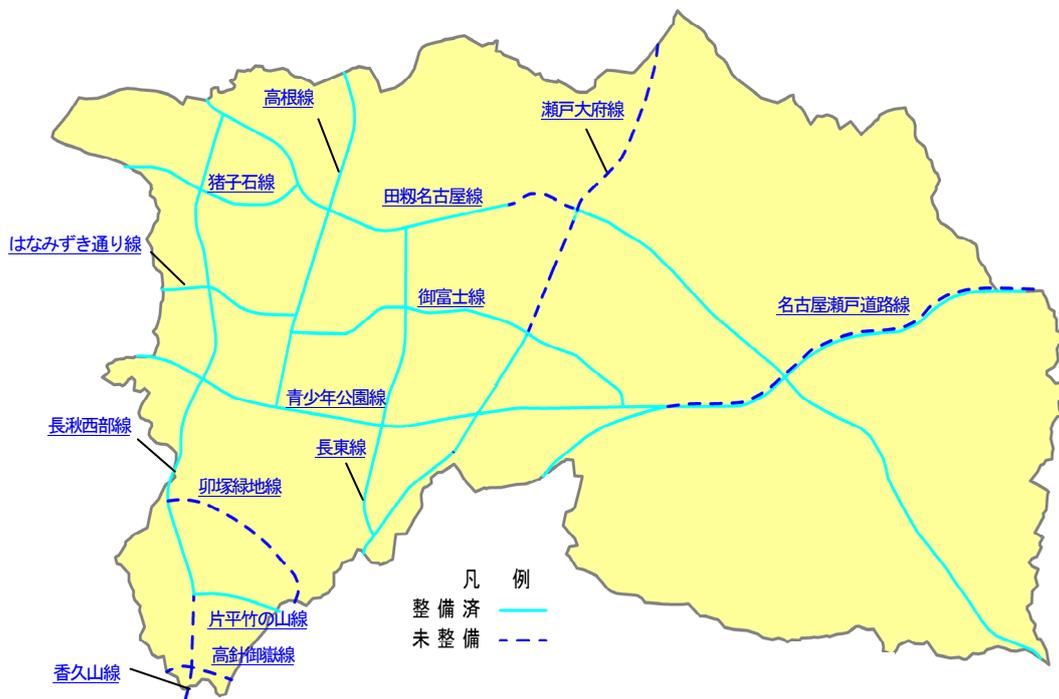
※1 公共基準点：地球上の位置や平均海面からの高さが正確に測定された三角点、水準点、電子基準点などの測量の基準となる点。

2-3 安全で快適な道路を整える

関連する町の計画

- ・第2次長久手町土地利用計画
- ・長久手町都市計画に関する基本的な方針「都市計画マスタープラン」

■都市計画道路整備状況図



資料：計画課

### ■都市計画道路整備状況

	路線名	幅員 (m)	延長 (m)	整備済 延長 (m)	整備 割合 (%)	市街化区域			市街化調整区域		
						延長 (m)	整備済 延長 (m)	整備 割合 (%)	延長 (m)	整備済 延長 (m)	整備 割合 (%)
県 施 行	瀬戸大府線	22 25	4,090	1,918	46.9	1,494	1,494	100.0	2,596	424	16.3
	田畑名古屋線	16 22	7,890	7,162	90.8	2,670	2,475	92.7	5,220	4,688	89.8
	青少年公園線	30	6,900	6,970	100.0	3,363	3,363	100.0	3,537	3,537	100.0
	御富士線	16 18	2,670	2,670	100.0	1,223	1,223	100.0	1,447	1,447	100.0
	長東線	20	500	500	100.0	500	500	100.0	—	—	—
	はなみずき通り線	16	650	650	100.0	650	650	100.0	—	—	—
	計	—	22,700	19,800	87.2	9,901	9,705	98.0	12,799	10,096	78.9
町 施 行	長湫西部線	16 20	3,640	3,204	88.0	3,590	3,154	87.9	50	50	100.0
	猪子石線	16	1,410	1,410	100.0	1,410	1,410	100.0	—	—	—
	高根線	16 20	2,350	2,350	100.0	1,380	1,380	100.0	970	970	100.0
	長東線	16 20	1,610	1,610	100.0	1,610	1,610	100.0	—	—	—
	高針御嶽線	16	500	137	27.4	500	137	27.4	—	—	—
	香久山線	16	150	0	0.0	150	0	0.0	—	—	—
	片平竹の山線	18	600	600	100.0	600	600	100.0	—	—	—
	卯塚緑地線	18	1,260	0	0.0	1,260	0	0.0	—	—	—
	長久手古戦場駅前 通り線	22	370	370	100.0	370	370	100.0	—	—	—
	計	—	11,890	9,681	81.4	10,870	8,661	79.7	1,020	1,020	100.0
合 計	—	34,590	29,481	85.2	20,770	18,366	88.4	13,819	11,116	80.4	
自動車専用道路											
名古屋瀬戸道路	24.6	3,500	518	14.8	272	272	100.0	3,228	245	7.6	
都市モノレール専用道等											
東部丘陵線	7.15	7,320	7,320	100.0	3,870	3,870	100.0	3,450	3,450	100.0	

資料：計画課

基本施策

4

## 安全で安定した給水を確保する

### 目指すべき姿

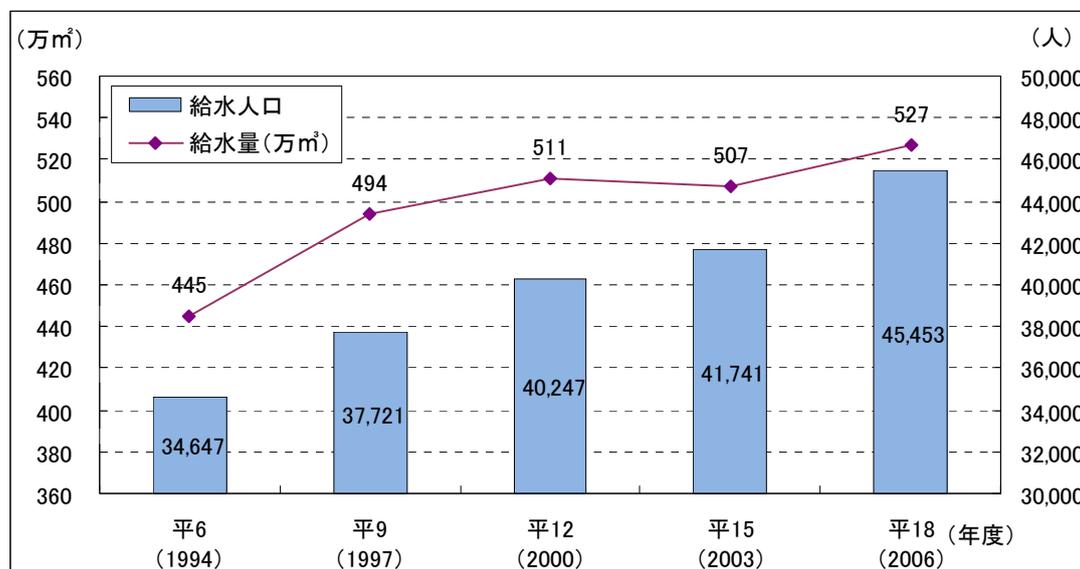
将来の水需要の増加に対する安定給水の確保や水道施設の耐震化などについて、愛知中部水道企業団による水道事業を協力・推進し、安全でおいしい水の確保を目指します。

### 現状と課題

上水道は、本町をはじめ2市3町で組織する愛知中部水道企業団により事業が行われており、町内全域が給水区域となっています。本町に給水される水のほとんどは、県浄水場で浄水処理された安全でおいしい水です。しかし、近年の人口増加により水需要の増加も著しくなっており、一部には無給水世帯もあります。

水は限られた資源であり、将来にわたり良好で安全な水を供給するため、節水の啓発に努める必要があります。また、自然災害時にも安定した給水ができるよう、災害に強い施設対策も必要です。

#### ■上水道の使用状況の推移



資料：環境課

## 施策の進め方

### (1) 上水道の安定確保

- ・土地区画整理事業をはじめとする宅地開発などに伴う水需要の増加に対応するため、送・配水管の補強や施設の増設、および老朽化した水道施設の耐震化など、愛知中部水道企業団に対し積極的に働きかけます。
- ・増加する水需要に対処するため、水資源開発を積極的に推進するよう、国や県に要望し、水需要に対応した安定供給を図ります。
- ・安全で信頼できるおいしい水の供給を目指すため、関係機関との連携や働きかけを強化し、水質管理体制の充実や水源の汚染防止に努めます。
- ・町内一部に存在する無給水地区への対応について、中部水道企業団と検討します。
- ・長野県南木曾町を中心とする木曾川上流地域との様々な交流の中で、林業体験をはじめとする森林保全活動に参加するなど、水源涵養<sup>すいげんかんよう</sup><sup>※1</sup>や自然の大切さを学ぶ取り組みを推進します。

### (2) 節水および水の再利用の推進

- ・水が限りある資源であることやエネルギー消費によって作られることを、さまざまな機会を通じて啓発することにより、住民意識の高揚に努めるとともに、節水や水の再利用など、合理的な利用を推進します。

## 関連する町の計画

- ・アクアシンフォニー計画（愛知中部水道企業団総合事業プラン）

※1 水源涵養<sup>すいげんかんよう</sup>：森林の機能として、森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量をならして洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる働きのこと。同じ意味として「緑のダム」とも言う。

基本施策

5

下水道を整え、清潔・快適・安全なまちをつくる

目指すべき姿

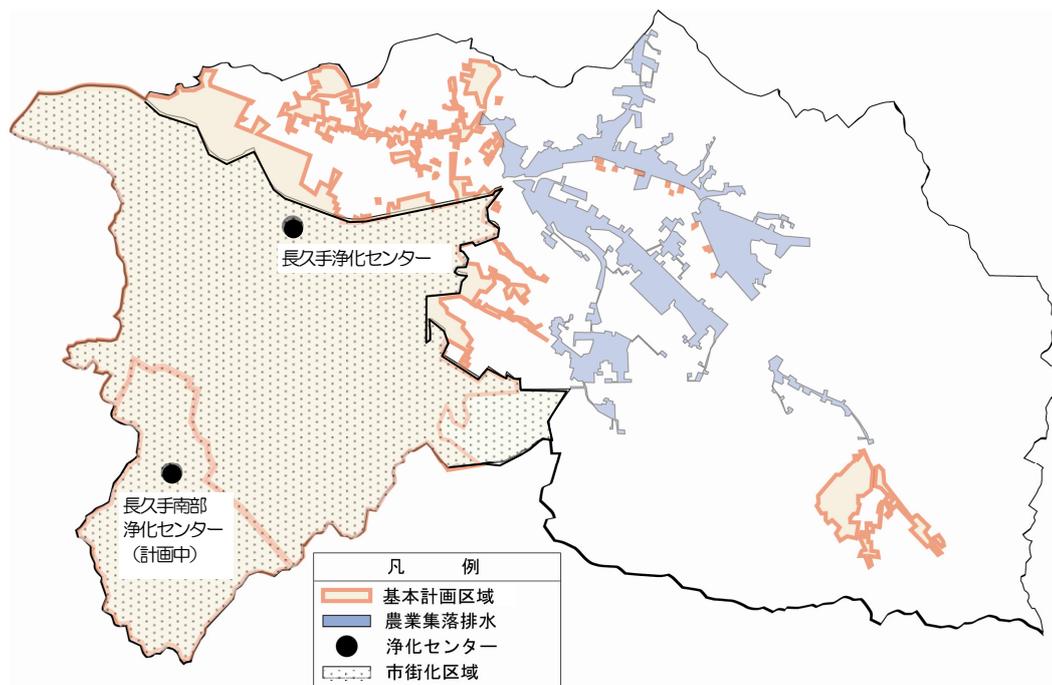
計画的に下水道を整備することにより、生活排水などによる河川などの汚れを防ぎ、清潔で快適なまちづくりを目指すとともに、雨水を市街地から河川まで適正に排水することにより、災害に強い安全なまちづくりを目指します。

現状と課題

本町では、町東部において昭和50年から農業集落排水事業に着手し、同56年に熊張苑が、平成8年に前熊苑がそれぞれ稼働し、供用しています。町西部においては、同3年から公共下水道事業に着手し、同8年に長久手浄化センターが稼働しています。こうした状況の中で、公共下水道の計画的な整備や将来の区域拡大とともに、人口増加に伴う新たな下水道処理施設の整備や、下水道事業に取り込むことのできない地域の整備が当面の課題となっています。また、宅地整備などに伴い流量が増大する雨水については、計画的な排水施設の整備を図る必要もあります。

下水汚泥については、緑地や農地への利用、建設資材としての利用および熱利用などの有効利用が考えられ、経済的で安定した汚泥処理方法を検討していく必要があります。

■下水道普及状況図



資料：下水道課

## 施策の進め方

### (1) 長久手南部浄化センターの新設

- ・長久手南部土地区画整理事業地内を中心とする管渠整備の進捗状況に合わせ、長久手南部浄化センターの新設を行います。
- ・長久手浄化センターについては、管渠整備の進捗に合わせ、水処理設備を増設します。

### (2) 管渠整備

- ・汚水については、市街化区域の整備が概ね完了し、今後は、市街化調整区域を中心に、計画的に管渠整備を進め、順次供用を開始します。
- ・雨水については、土地区画整理事業による都市基盤整備と合わせ、管渠を整備することとし、主要河川への計画的な排水を図ります。

### (3) 汚泥の広域的処理

- ・下水汚泥の最終処理については、遠方の農地における肥料等としての有効活用に頼っていますが、事業の効率化およびコストの軽減を図るため、近隣市町による広域的処理の実施について協議します。

### (4) 下水道計画区域の拡大

- ・新たに土地基盤整備を計画する場合には、下水道基本計画に沿った整備方針を踏まえた上で、計画区域の拡大について事前に十分検討します。
- ・当面、計画区域に取り込むことができない点在する集落については、合併処理浄化槽設置整備事業補助などを活用し、普及を図ります。

## 関連する町の計画

- ・長久手町下水道基本計画

### ■下水道普及状況

年 度	平 15(2003)	平 16(2004)	平 17(2005)	平 18(2006)	平 19(2007)
行政人口(人)	41,287	42,041	42,894	44,819	46,182
供用開始区域人口(人)	26,989	30,340	32,830	36,239	39,218
普及率(%)	65.3	72.2	76.5	80.9	84.9
水洗化人口※1(人)	21,726	24,950	27,469	31,197	34,061
水洗化率※2(%)	80.5	82.2	83.7	86.1	86.9

資料：下水道課

※1 水洗化人口：供用開始区域人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を下水道で処理している人口。

※2 水洗化率：供用開始区域人口のうち下水道利用人口の割合。

基本施策

6

## 快適で便利な交通移動を確保する

### 目指すべき姿

リニモを中心に、地域の実情に合わせた移動しやすい交通環境を整え、だれもがどこへでも安心して安全に出かけられる快適なまちを目指します。

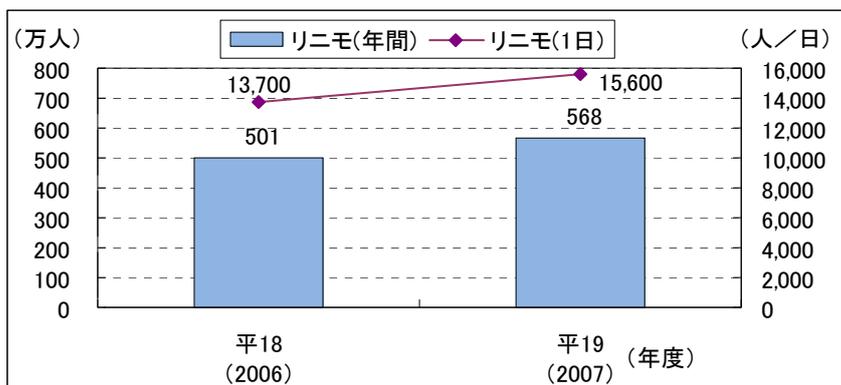
### 現状と課題

本町では、愛・地球博を契機に、道路整備はもとより、本町初となる軌道系輸送機関であるリニモが開通するなど、町内の公共交通機関に大きな変化をもたらしました。

リニモは、名古屋市の藤が丘駅から豊田市の八草駅までを結び、全9駅のうち、町内に6駅を有しており、駅前広場や駐輪場などの整備が進められています。また、路線バスは、現在9系統を運行しており、区画整理事業の進展に合わせて新規路線も開設されています。平成10年からは、路線バスを補完すべく巡回バス（愛称：Nーバス）が運行を開始し、現在では8ルートを運行しています。

この地域は、移動手段の中で自動車利用の割合が多く、町内においては自家用車保有台数や通過交通の増加による交通渋滞も発生していることから、今後は、自動車に比べ、環境負荷の小さい公共交通の利用を促進するとともに、地域における公共交通の維持、発展に関する協議の場である地域公共交通会議や法定協議会<sup>※1</sup>を活用し、住宅地と各駅を結ぶ路線網の充実など、公共交通を利用しやすい環境づくりが必要です。

#### ■リニモの利用者数の推移



資料：愛知高速交通㈱

※1 地域公共交通協議会、法定協議会：平成18年に施行された改正道路運送法における「地域公共交通会議」、同19年に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「法定協議会」。ともに自治体、住民、交通事業者、道路管理者、公安委員会、運輸局などが委員として参加し、地域における公共交通に関して協議する。

## 施策の進め方

### (1) リニモを軸とした交通拠点の充実

- ・リニモの駅に、駐輪場、パーク&ライド<sup>※1</sup>駐車場、駅前広場など交通拠点としての整備を充実させます。特に、長久手古戦場駅では、町内の交通拠点だけでなく、広域的な交通拠点としての機能も視野に入れ、ターミナル機能としての充実を図ります。

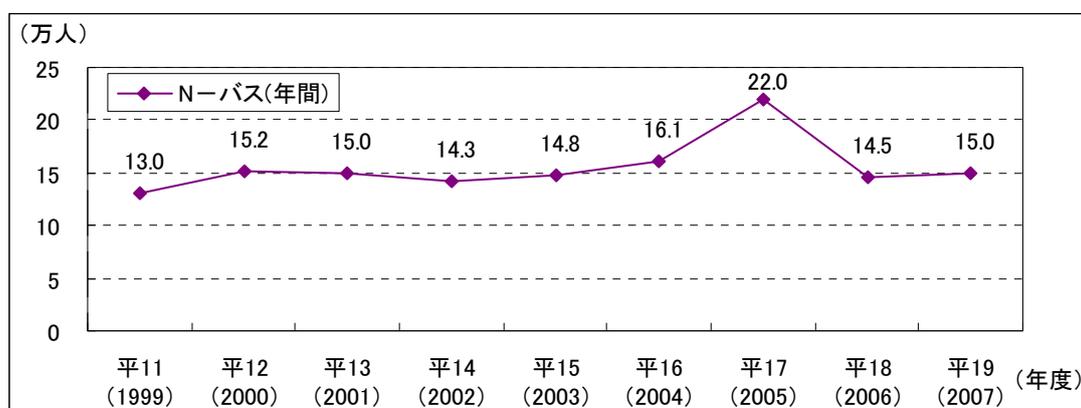
### (2) バス路線網整備の充実

- ・路線バスは、住民にとって身近な公共交通機関であることから、他の公共交通機関の乗り継ぎや公共施設へのアクセス利便性を向上させ、より広範囲な住民の生活交通として利便性を確保するため、住民の交通需要や各地域の交通事情の変化に応じて、新規路線の開設などについて関係機関に要望していきます。
- ・Nーバスには、コミュニティバスとして、町内交通空白地帯の解消、公共施設への利便性の向上、交通弱者の社会参加の促進という3つの運行機能が求められています。今後は既存の路線バスやリニモ、地下鉄との機能分担や接続について、社会情勢や住民ニーズの変化に柔軟に対応することにより、住民の身近な足としての機能を担い続けます。
- ・近隣市町とのコミュニティバスの連携について、近隣市町と研究していきます。

### (3) 交通の円滑化

- ・リニモ各駅の交通拠点整備や道路網の体系的整備を積極的に推進するほか、バス乗降客の安全確保と通行車両の妨げにならないバス停留所を整備し、環境への負荷を軽減するために公共交通機関の利用促進を啓発することにより、交通渋滞の解消に努めます。

#### ■ Nーバスの利用者数の推移



資料：安心安全課

※1 パーク&ライド：自家用車での移動距離を短くすることを目指し、自宅から自家用車で最寄りの駅まで行き、車を駐車させた後、公共交通に乗り換えて目的地に向かうシステム。

基本施策

7

## 駐車場・駐輪場を整え、良好な生活環境をつくる

### 目指すべき姿

路上駐車・放置自転車をなくすため、地域、企業、行政などが協力し、違法駐車を撲滅するとともに、駐車場・駐輪場を必要に応じて検討し、計画的に整備することにより、都市景観上も優れた良好な生活環境を目指します。

### 現状と課題

本町では、「長久手町美しいまちづくり条例」において、店舗、共同住宅などの使用時に路上駐車が発生しないよう、敷地内に必要な駐車場を確保することを指導しています。しかし、集合住宅、共同住宅の周辺や地下鉄藤が丘車庫周辺東側に通勤と思われる自動車が数多く路上駐車され、交通の妨げ、交通事故の原因、消防・救急活動の妨げになっており、運転手のモラルの向上が求められます。

町内のリニモの各駅周辺においては、駐輪場は設置されていますが公共駐車場はなく、リニモ駅周辺における駐車場の整備や駐輪場の拡大が必要です。

#### ■リニモ各駅の駐輪場台数（平成21年3月現在）

場 所	台 数
平池(藤が丘駅)	約150台
はなみずき通駅	約310台
杵ヶ池公園駅	約350台
長久手古戦場駅	約960台
芸大通駅	約160台
公園西駅	約270台
合 計	約2,200台

資料：計画課

## 施策の進め方

### (1) 駐車場・駐輪場の確保・整備の検討

- ・リニモの各駅周辺には、一定量の駐輪場やキス&ライド<sup>※1</sup>用の駐車スペースを確保しましたが、駅周辺の状況に応じて、さらなる駐輪場を確保します。また、キス&ライド方式の乗り入れについても、公園西駅でのスペース確保について検討します。
- ・ターミナル機能がある長久手古戦場駅については、商業集積などの土地利用を考慮すると大量の駐車場の需要が予想されるため、駐車場・駐輪場の設置を促進します。また、リニモ駅周辺のパーク&ライド方式（P. 61参照）の駐車場について、現在ある2駅（愛・地球博記念公園駅、杵ヶ池公園駅）のほか、長久手古戦場駅への設置も検討します。

### (2) 違法駐車・自転車放置の予防

- ・「長久手町美しいまちづくり条例」による駐車場確保の指導を徹底し、店舗、共同住宅などにおける違法駐車 of 解消に努めます。
- ・違法駐車や自転車の放置対策には住民一人ひとりのモラルの向上が必要なため、広報やその他のメディアなどを通じて広く呼びかけるとともに、警察に取締りを強く働きかけます。公共の場所での放置自転車については、「長久手町自転車等の放置の防止等に関する条例」に基づく撤去を積極的に行っていきます。

※1 キス&ライド：家族などに駅まで送迎してもらい、電車やバスに乗ること。

基本施策

8

## 魅力ある長久手らしい景観を創り出す

### 目指すべき姿

景観計画の対象となる「景観計画区域」を町全域とし、その地域に応じた基準を制定して住民、事業者、行政が連携することにより、景観行政団体<sup>※1</sup>にふさわしい魅力ある長久手らしいまちづくりを目指します。

### 現状と課題

本町の市街化区域は、土地区画整理事業による良好な住宅地が広がり、公園やせせらぎ、街路樹の緑がまちにうるおいを与えており、市街化調整区域においては、田園や集落、緑の丘陵地によるのどかな風景が広がり、安らぎやうるおいを与えています。誰もが住みやすい美しいまちを実現するため、平成17年に「長久手町美しいまちづくり条例」を施行し、同年には、景観法に基づき景観行政団体の認定を受け、景観行政に対し主体的に取り組むことになりました。しかし、近年の都市化の進展に伴い、周辺と調和を無視した形や色彩の住宅が建つなど、ゆとりある住宅地の景観が失われつつあり、町東部の緑も徐々に失われ、美しい農村風景が損なわれつつあります。そこで、景観法に基づく景観計画および景観条例を制定するなど、住民、事業者、行政が連携して、快適で魅力ある景観形成に向けた取り組みが必要です。

※1 景観行政団体：景観法に基づく諸施策を実施する地方公共団体のこと。町の場合は都道府県と協議し、その同意を得た場合は、景観行政団体となることができる。景観行政団体は、景観法に基づき景観計画の策定・変更や景観計画に基づく規制などの業務を行う。

## 施策の進め方

### (1) 景観制度の確立

- ・総合的な視点に立って景観形成施策を展開していくために、景観法に基づく新たな景観計画および景観条例を制定し、既存の「長久手町美しいまちづくり条例」「長久手町緑の条例」などを踏まえ、本町における景観制度の確立を図ります。また、その審査機関として、(仮称)景観外部評価委員会の設置を検討します。

### (2) 長久手らしい景観の創出

- ・町東部においては「さとの風景区域<sup>※1</sup>」として、森林や農地など人の営みによって形成されてきた里山風景を保全することにより、住む人や訪れる人に安らぎをもたらす景観づくりに努めます。市街地においては、「まちの景観区域<sup>※2</sup>」として大都市近郊にあっても緑があふれ、広々とした空を望むことができる景観を形成します。また、長久手古戦場駅周辺では、まちの新たな顔にふさわしいシンボリックな景観の創出を図ります。
- ・町内にある景観のポイントに対し、サインの設置や散策ルートを選定、整備など、様々な施策での活用を推進します。

### (3) 屋外広告物の適正化

- ・屋外広告物についても、都市景観上重要な要素となっており、建築物や周辺の都市景観との調和した景観形成を図るため、屋外広告物条例の制定を検討します。また、住民と行政による定期的なパトロールを実施し、違反広告物の排除を行い、都市の美観向上に努めます。

### (4) 住民意識の高揚

- ・優れた都市景観を創り出すためには、住民の都市景観に対する関心の高まりと積極的な参加が不可欠なため、景観計画、景観ガイドラインなどを制定し、住民への景観意識の普及、啓発を図ります。

## 関連する町の計画

- ・長久手町景観基本計画
- ・長久手町緑の基本計画「緑のマスタープラン」
- ・長久手町都市計画に関する基本的な方針「都市計画マスタープラン」

※1 さとの風景区域：「長久手町景観基本計画」において定めた区域で、町東部の市街化調整区域を対象とし「心安らぐ『さと』の風景づくり」を目指す。

※2 まちの景観区域：「長久手町景観基本計画」において定めた区域で、市街化区域を対象とし「緑の『まち』の景観づくり」を目指す。

基本施策

9

魅力ある商工業を活発にする

目指すべき姿

個性的で魅力のある商業の振興により地域経済の活性化を目指すとともに、自然環境、住環境と調和した工業の振興を図り、優良企業の誘致を図ります。

現状と課題

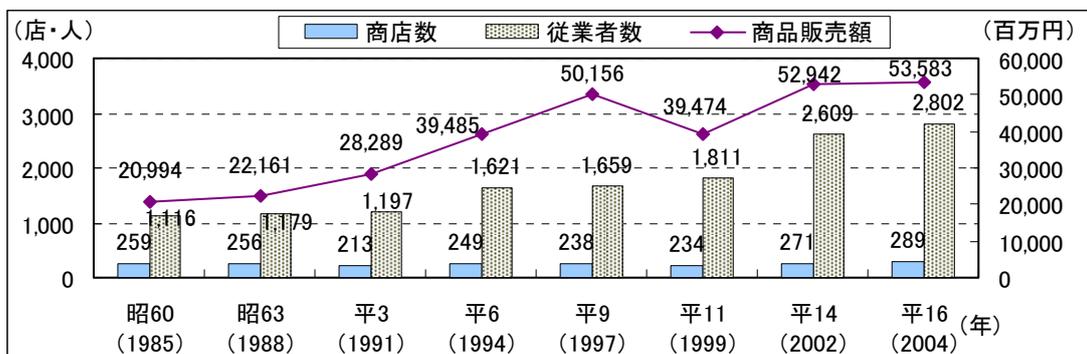
わが国では、大規模小売店舗立地法の規制緩和による大型店の出店に伴い、大規模な複合型商業施設の出店が郊外を中心に増加し、小規模な事業所はその影響や後継者不足により減少傾向にあります。

本町の商業は、市街化区域内の幹線道路を中心に、沿道サービス型が中心であり、平成12年以降は、大型店が進出したのを機会に地元購買力が大幅に上昇し、独自の商圈<sup>※1</sup>を確立しています。その一方で、中小小売店はより厳しい環境に置かれており、自主的な経営努力に向けた商店経営者の意識改革や、後継者の確保、顧客サービスの向上、加入率が約50%に低下した商工会組織の強化など、活力ある商業サービスを供給し続けるため、事業者間の連携を強化する必要があります。また、地元購買力をさらに向上するため、特に長久手古戦場駅周辺では、新たな商業拠点の創出を図る必要があります。

本町の工業は、ここ数年の事業所数はわずかながら減少傾向にあり、古くからの中小規模の事業所が主体となっています。これらの事業所は、住宅地に分散しているものが多く、このような混在は、工場を取り巻く環境や住環境の両面から見ても理想的とは言えないことから、共存に向けた適切な対応が必要です。

名古屋瀬戸道路やリニモの開通により、本町は工場立地を進める上で物流・流通の拠点に優れた条件を備えるようになりました。今後は、新たな企業の誘致地区の確保や誘致対策を推進する必要があります。

■小売業の推移



資料：商業統計調査

※1 商圈：ある商業施設が影響を及ぼす地理的な範囲。

## 施策の進め方

### (1) 商業の振興

- ・商工会との連携のもと、店舗の共存化、専門店化を促進し、中小小売店と大型店とが共存できる環境を整備することにより、それぞれの機能分担を図ります。
- ・商工会および関係機関と連携し、それぞれの役割を分担しながら、キャンペーンやイベントなど様々な取り組みにより、商業全体の振興を図ります。
- ・商工会の加入率60%を当面の目標とし、未加入者への加入促進および組織の強化を図ります。

### (2) 商業環境の適正化

- ・多様化する消費者ニーズに対応するため、長久手古戦場駅前に魅力ある商業施設を誘致し、町外からも人が訪れるようにぎわいある新たな商業拠点を確立します。

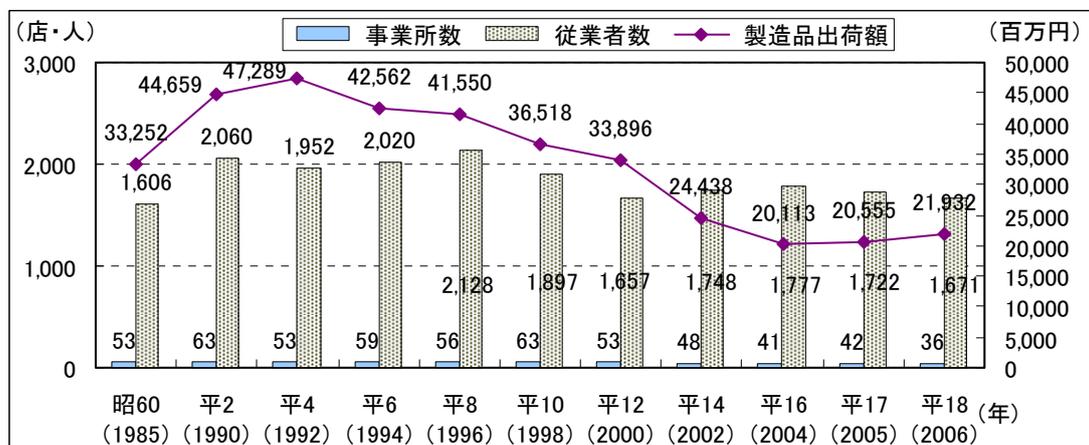
### (3) 良好な住環境、操業環境の確保

- ・住工混在地域<sup>※1</sup>においては、住環境と工場の操業環境が共存できるルールを作成し、それぞれが可能な限り良好な環境を確保し、調和のとれたまちづくりを目指します。
- ・地域住民との調和を図っていくため、企業などの運営や設立にあたって調整、協議、指導を徹底し、工場内での環境整備を図ります。

### (4) 新たな企業誘致に向けた体制強化

- ・地域に活力を与えるような技術力、経営力に富む企業を誘致していくため、良質な用地を確保するとともに、企業誘致に向けた体制の強化を図ります。

## ■工業の推移



資料：工業統計調査

※1 住工混在地域：住宅と工場等が混在した地域。

基本施策

10

## にぎわいあふれる新たな観光交流を進める

### 目指すべき姿

リニモを基軸としたネットワークで観光資源や歴史的・文化的資源を結び、新たな観光交流を推進し、魅力あるまちづくりを目指します。

### 現状と課題

本町は、歴史的・文化的資源が豊富で、古戦場公園をはじめとする史跡や愛・地球博記念公園(モリコロパーク)、トヨタ博物館、名都美術館、ござらっせ、あぐりん村などの観光施設が点在しています。また、古戦場桜まつり、ながくて納涼まつり、ながくて町民まつり、オマント・警固祭りなどといった季節に応じたイベント時には、多くの来場者でにぎわっています。

平成18年には、長野県南木曾町と交流宣言書を調印し、文化、観光、産業、青少年の交流が広がるよう努めています。このほかにも岐阜県飛騨市、愛知県幡豆町、東栄町などと観光や産業を中心とした交流を深めています。また、同20年には長久手町リニモ活性化会議を設立し、リニモの活性化および沿線地域の活性化を目的とした事業を展開しています。

しかしながら、住民意識調査では、「地域にある資源を生かした観光振興が進んでいない」と考える住民の割合が「進んでいる」と考える住民の割合より非常に高くなっています。また、「地域にある資源を生かした観光振興」は他の項目に比べ重要度は低くなっています。同19年に策定した「長久手町観光交流基本計画」の基本理念に基づき、住民が様々な交流を通じて快適に楽しく暮らし、自ら住む地域に誇りを持ち、住民にとっても来訪者にとっても居ごちのよいまちとしていくことが必要です。そのためには、観光施設や商工団体、住民団体などとの連携を強化して、既存の観光資源を最大限に生かしながら、長久手の新たな魅力を創出する人材の発掘、育成が必要です。

## 施策の進め方

### (1) 魅力の創出

- ・リニモ沿線を中心とするイベントや催しの連続性により、個々の観光資源の連帯性を強化します。また、町内外から人が集まる新たなイベントを企画、実施するなど、リニモを生かした新たな魅力を開拓し、観光交流のまちとしての定着化を図ります。
- ・観光交流のまちの定着化に向けて、核となる観光施設や関係団体とのネットワークを強化し、新たな魅力を創出するため、これらの活動を支える観光コーディネーターや観光ボランティアの発掘、育成に努めます。

### (2) 魅力の発信

- ・本町の観光資源を最大限に活用し体験・交流を重視する現在の観光ニーズに対応するため、平成こども塾、モリコロパークを中心とした様々な自然体験、土にふれあう農作業体験やリニモの乗車体験など、町の環境資産を観光に活用したエコツーリズムを推進します。また、小牧・長久手の戦いの関連史跡を巡る歴史観光、新交通システムとしてのリニモやトヨタ博物館などとの連携による産業観光、様々なウォーキングコースやござらっせ、あぐりん村など健康増進や食をテーマとしたヘルスツーリズムなど、住民や関係団体・施設と協力しながら新たな観光要素を取り入れたニューツーリズム<sup>※1</sup>を推進し、地域全体の活性化を図ります。
- ・リニモを基軸とした観光資源のネットワーク化を進め、魅力ある祭りや観光ルート、おすすめスポットなどの情報を集約し、インターネットなどを活用し情報発信します。
- ・長野県南木曾町や愛知県幡豆町などとイベントへの相互参加を通して交流を強め、人や物、情報の往来など交流を活発にします。

### (3) 体験学習の推進

- ・町の歴史や自然、文化などに触れ、まちの魅力を発見することで、町を知り、愛着や誇りが高まるよう、体験学習やまち歩きなどを行います。
- ・様々な体験活動を通して、世代間の交流や農村部と都市部との交流を活発にするとともに、人や団体の交流・ネットワークが広がる機会を増やします。

### (4) メイド・イン・ながくての充実

- ・ながくての地域特性を生かした特産品や土産物などのながくて名物、ながくてオリジナルデザインなど「メイド・イン・ながくて」の開発を促進します。

## 関連する町の計画

- ・長久手町観光交流基本計画

※1 ニューツーリズム：従来の物見遊山的な観光旅行に対して、テーマ性が強く、人や自然とのふれあいなど体験的要素を取り入れた新しいタイプの旅行と旅行システム全般を指す。テーマとしては、産業観光、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、ロングステイなどが挙げられる。



### 基本方針3 人がいきいきとつながるまち

1 災害に強いまちをつくる	防災 ……………	72
2 地域の防犯力を高める	防犯 ……………	74
3 交通安全意識を高める気持ちを育む	交通安全 ……………	76
4 障害者が暮らしやすいまちをつくる	障害者福祉 ……………	78
5 ひとり親家庭の自立を支える	ひとり親家庭等福祉 ……………	80
6 地域で支え合う福祉の仕組みをつくる	地域福祉 ……………	82
7 生活支援を必要とする住民の自立を支える	生活支援 ……………	84
8 高齢者の安心な暮らしと生きがいを支える	高齢者福祉 ……………	86
9 安心して子育てができる環境をつくる	子育て支援 ……………	88
10 住民を守る消防・救急サービスを充実する	消防・救急 ……………	90
11 安心して暮らせる地域の医療体制を整える	地域医療 ……………	92
12 生活習慣病を予防する保健サービスを充実する	保健衛生 ……………	94
13 住民の健康づくりを支える	健康増進 ……………	96
14 食育を進め、健康な暮らしを支える	食育 ……………	98
15 やすらぎのある墓園を整える	墓園 ……………	100
16 働きやすい環境を整える	勤労者福祉 ……………	102
17 安心して安全な消費生活を支える	消費者保護 ……………	104

基本施策

1

## 災害に強いまちをつくる

### 目指すべき姿

コミュニティー活動の一つとして、防災活動を通じて住民の防災意識の向上と連携の強化を図り、災害発生時に被害を最小限に留めるとともに、今後も自主防災組織の育成に努めることにより、災害に強い安心・安全なまちづくりを目指します。

### 現状と課題

わが国では、平成20年に発生した岩手・宮城内陸地震により甚大な被害を受け、県内においても同年8月末豪雨により、岡崎市で1時間あたりの雨量が全国歴代7位の146.5mmを記録するなど、自然の猛威に脅威を抱く地震や風水害が多発しています。今後も東海地震や東南海・南海地震の発生が予想され、本町においても震度6弱以上が予想されるなど、被害は甚大になることが指摘されており、迅速に対応できる防災体制の整備が必要です。

本町では、同年に全国初の取り組みとして、被災者生活再建支援法<sup>※1</sup>の対象となる自然災害が発生した場合に備え、支援金を支給できる「長久手町被災者生活再建支援金交付要綱」を策定しました。また、防災マップを中心に家庭への防災対策の啓発に努め、自主防災組織の立ち上げ説明会や防災講習会、防災倉庫や資機材の支援を行い、建築物の耐震化の促進など減災対策にも取り組んできました。

しかしながら、住民の転出入者が多い本町では、災害が発生した際、住民同士による情報伝達不足が懸念され、町から住民への情報伝達手段の経路も十分ではありません。そのため、住民間での連携を深めるとともに、個々の防災意識の向上が課題となっています。町から住民への情報伝達手段についても様々な経路を模索し、その中でも有効な伝達手段を早急に整備する必要があります。

#### ■自治会等での防災講習会実績

実施年度	実施団体数	実施回数
平17(2005)	8団体	17回
平18(2006)	15団体	27回
平19(2007)	24団体	43回

資料：安心安全課

※1 被災者生活再建支援法：平成7年に起こった阪神・淡路大震災をきっかけに制定され、自然災害の被災者への支援に道を開いた法律。

## 施策の進め方

### (1) 自主防災組織の確立

- ・各地域の自主防災組織の強化を図るため、日ごろから住民が気軽に参加できる自治会単位での住民主導の防災訓練を実施します。
- ・消防団や企業などの自衛消防組織<sup>※1</sup>、防災ボランティアとの連携を深めるなど防災体制の確立を図ります。
- ・災害時に迅速に防災活動を行えるようにするため、地域ごとに防災倉庫を設置するとともに防災資機材の充実に努め、自主防災組織設立を援助します。

### (2) 自主防災意識の向上

- ・災害に備えて、平常時から住民に対して適切な行動がとれるよう啓発活動を行い、「自分の身は自分で守る」という自主防災意識を高めます。
- ・防災知識向上のため防災講習会を開催し、平常時、災害時の対応方法の普及に努めます。
- ・幼少年期から防災教育を実施し、地域の防災活動への積極的な参加を呼びかけ、防災意識の向上を図ります。また、小中高生を対象とした防災訓練を定期的に開催し、防災、減災に対する知識の向上を図ります。

### (3) 防災体制の強化

- ・自主防災組織の人員を有効に活用するため、活動を指導するリーダーの育成を図るとともに、災害時に組織が迅速に行動できるよう、平常時から資機材の取り扱いをはじめとする各種訓練を行うことができる環境を整備します。
- ・現在使用しているアナログの移動系防災行政無線<sup>※2</sup>をデジタル化し、通信可能範囲を拡大して災害時の情報収集・伝達機能の充実に努めます。また、同報系防災行政無線<sup>※3</sup>を整備するとともに、屋外拡声機、サイレン、町ホームページ、CATV、コミュニティー放送などを活用し、災害情報を迅速に周知伝達できるシステムの確立を図ります。
- ・災害時要援護者に配慮した避難所および支援体制の確立を図ります。
- ・備蓄資機材の充実、備蓄食糧の分散備蓄の検討を図ります。

### (4) 減災のための支援

- ・木造住宅への無料耐震診断および耐震改修工事費補助制度により、建物の倒壊の減少を図ります。
- ・高齢者世帯に対し、家具転倒防止事業を行い、家具の転倒による圧死の減少を図ります。
- ・生垣補助制度により、ブロック塀倒壊による死傷者の減少を図ります。
- ・町独自制度の被災者生活再建支援法交付金により、被災者への支援を図ります。

## 関連する町の計画

- ・長久手町地域防災計画

※1 自衛消防組織：消防法において設置が義務づけられている一定規模を有する事業所などの自衛の消防組織。

※2 移動系防災行政無線：市町村が防災行政のために設置・運用する防災無線のことで、このうち災害対策本部と災害現場の職員との情報収集・伝達するためのシステム。

※3 同報系防災行政無線：市町村が防災行政のために設置・運用する防災無線のことで、このうち住民に情報を伝達するためのシステム。

基本施策

2

地域の防犯力を高める

目指すべき姿

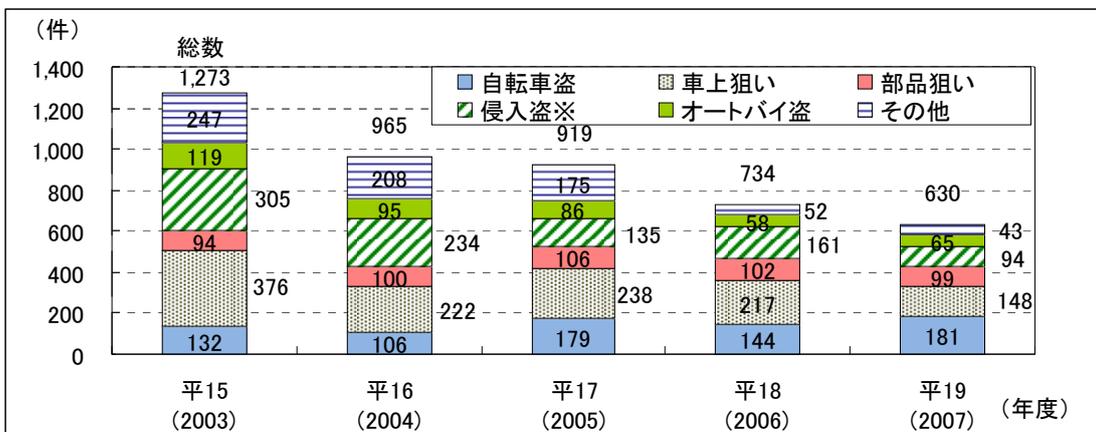
犯罪のない安心で安全に暮らせるまちにするため、住民一人ひとりが防犯意識を高め、地域一体の協力体制を構築して防犯活動に取り組むことにより、防犯に対する地域力を高めるまちづくりを目指します。

現状と課題

本町では、平成17年に防犯活動の拠点としてセーフティステーションを設置し、巡回パトロールを強化し、防犯街路灯の設置を推進するなど、犯罪抑止に努めてきました。また、安全な地域社会の実現を図るため、同20年には「安心で安全なまちづくり条例」を制定し、犯罪のない安心で安全なまちづくりに関する基本的な考えを示しました。地域においては、防犯協会、防犯委員、自主防犯ボランティアとして登録する15団体や様々な団体が連携して防犯活動に取り組んでいます。

しかしながら、犯罪発生件数は年間約600件を超え、県内市町村の中でも比較的高い犯罪発生率となっています。犯罪は地域のコミュニケーションが希薄なところに発生しやすいといわれています。犯罪のない安心で安全に暮らせるまちにするためには、警察をはじめ行政や地域の自主防犯ボランティアが情報を共有し、防犯街路灯などの施設整備を引き続き推進するとともに、住民一人ひとりが防犯意識を高め、自治会をはじめとして地域の様々な団体が自主的な防犯活動に取り組むことにより、地域力を高めることが重要な課題です。

■年別街頭犯罪推移



※平成15～17年は、住宅対象侵入盗のみ。同18年以降は住宅対象侵入盗に事務所、学校荒しなど含めた侵入盗。  
資料：安心安全課

## 施策の進め方

### (1) 地域防犯力の向上

- ・セーフティステーションを拠点として青色回転灯付きパトロールカーによる防犯活動を継続して行い、警察や自治会、地域の自主防犯ボランティア団体や関係団体などと連携して安全パトロールを実施するなど、「安心で安全なまちづくり条例」に基づき、地域全体の防犯力の向上を図ります。
- ・子どもが不審者の声かけやつきまといなどで身の危険や不安を感じた際に、駆け込んだり救助を求める避難場所として、「子ども110番の家」の一層の充実を図ります。

### (2) 防犯情報の共有化

- ・被害者の個人情報や住民の犯罪不安感に十分配慮しつつ、携帯電話への防犯情報のメール配信など身近な犯罪の発生状況の情報の共有化を図ります。

### (3) 防犯ボランティア団体<sup>※1</sup>の育成

- ・自治会やPTA などによる自主的な防犯活動を促すため、防犯のノウハウに関する情報の提供、活動資材支援など、人材の養成と防犯ボランティア団体の育成を図ります。

### (4) 夜間でも安心して歩けるまちづくり

- ・女性や高齢者が一人でも安心してまちを歩けるよう、防犯街路灯の適正な配置や門灯・玄関灯の点灯促進啓発を行うとともに、センサーライト取り付け補助をはじめとする高齢者防犯対策事業の充実を図ります。

### (5) 交番の設置

- ・人口増加が著しい本町において、都市化の進展に伴う犯罪や交通事故の増加など、治安や生活環境の悪化に対する住民不安を解消するため、新たな交番の設置を積極的に働きかけます。

※1 防犯ボランティア団体：地域を自らの手で守るという意思により「地域安全活動」を行う団体。活動内容は登下校時の子どもの見守りや、夜の防犯パトロールなどである。

基本施策

3

交通安全意識を高める気持ちを育む

目指すべき姿

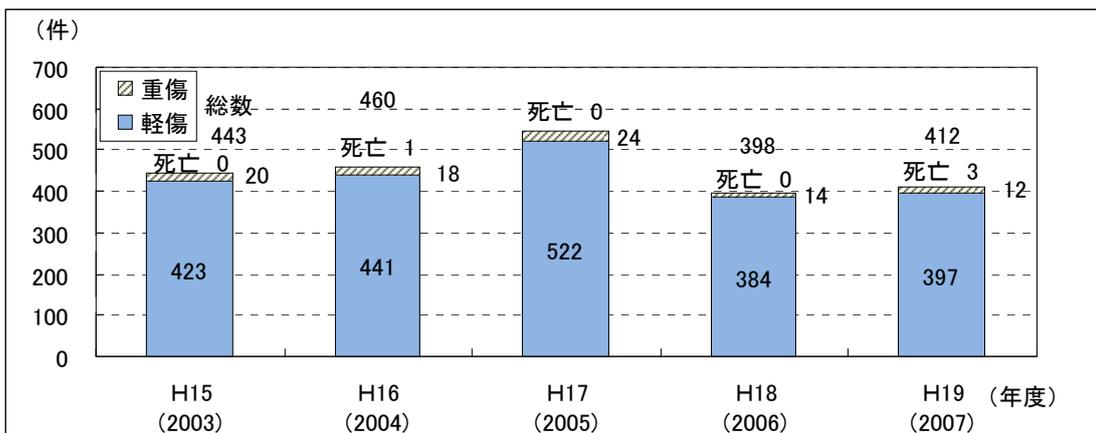
高齢者や児童、生徒などの交通安全意識を向上するとともに、交通ルールを遵守するよう啓発し、道路環境を一層整備するなど、交通事故死ゼロへの取り組みを通して交通安全を確保し、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

現状と課題

本町は、平成18年に第8次となる「長久手町交通安全計画」を策定し、警察、学校関係者や自治会などの各種団体と「長久手町交通安全推進協議会」を組織して、早朝の交通安全監視活動など季節ごとに交通安全運動を実施し、住民への啓発に努めてきました。また、歩道や交通安全施設（P.14参照）の整備など、交通環境の整備も積極的に実施してきました。これらの成果として、人口が増加したにもかかわらず、過去8年間の交通事故の発生はほぼ横ばいで推移してきています。ドライバーや歩行者の意識の高揚とともに、引き続き安全な道路環境の整備を進めることが求められています。

本町の特徴として、町内および周辺に高校や大学が多数あることから、高校生や大学生への自転車、原動機付バイクなどの運転マナー向上の意識啓発も必要となってきます。また、年々高齢者の交通事故も増加しており、高齢者に対する交通安全の意識啓発や教育、自動車から公共交通への利用転換の促進も必要となります。

■交通事故発生件数の推移



資料：愛知警察署

## 施策の進め方

### (1) 交通安全教育の充実

- ・児童や生徒を対象とした自転車の走行ルールなどの交通安全教室を開催するとともに、大学生を対象に自転車、原動機付バイクの運転マナーの啓発を行い、高齢者への交通ルール遵守の啓発を図るなど、生涯を通じた交通安全意識の普及に努めます。また、事業所を対象とした安全運転教育も推進します。

### (2) 交通安全啓発の充実

- ・新入児童や生徒への交通安全資材（黄色帽子など）を支給し、登下校でのPTAなどとの交通安全啓発巡回を充実するなど、子どもを交通事故から守るための環境整備を図ります。
- ・年末年始の飲酒運転撲滅キャンペーンや交通事故死ゼロ街頭啓発、街頭宣伝カー活動での啓発を通じて、交通マナーやモラルの向上を図ります。
- ・交通安全啓発のボランティア活動に資材などの支援を行います。

### (3) 交通環境の改善

- ・PTAなどと協力して通学路交通安全点検を実施し、歩車道分離、道路照明、信号機設置、道路標識など地域住民からの交通安全に対する要望をもとに、関係機関と調整して交通環境の改善に努めます。
- ・警察への駐車違反車両などの取締り要請を行うとともに、公共の場所での放置自転車の撤去を推進します。

### (4) 公共交通の利用転換

- ・自動車利用の拡大に伴う交通渋滞は交通事故の発生原因にもつながることから、公共交通への利用転換を図ります。特に高齢者については、高齢化社会の進展により高齢者ドライバーの交通事故の増加が予想されることから、運転免許証の返納を促進するなど、積極的に公共交通への利用転換を働きかけます。

## 関連する町の計画

- ・第8次長久手町交通安全計画

基本施策

4

障害者が暮らしやすいまちをつくる

目指すべき姿

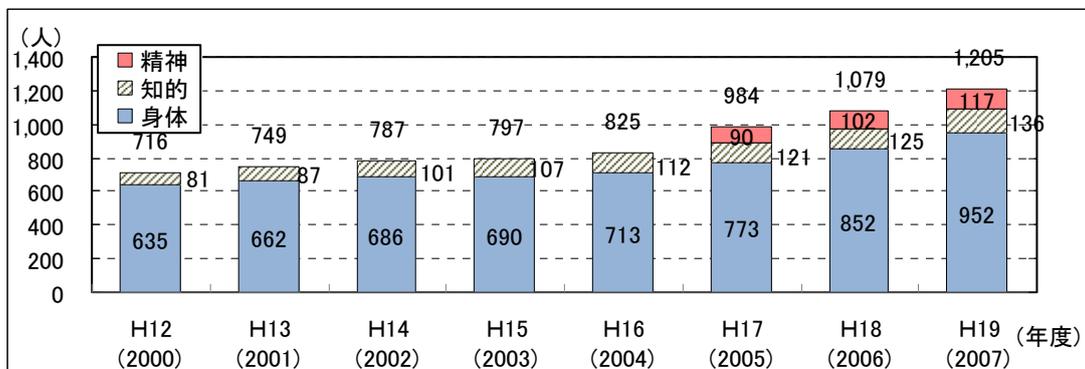
障害を持つ人とその家族が地域で安心していきいきと暮らすことができ、自立して社会参加のしやすいまちを目指します。

現状と課題

国全体における障害者の施策としては、平成15年度に措置制度から支援費制度<sup>※1</sup>に変わり、障害者自らが希望する福祉サービスが受けやすくなりました。その後、同18年度からは障害者自立支援法<sup>※2</sup>が施行され、自立した生活を送れるように必要なサービスが提供できる仕組みができた一方、サービス利用料の一部を利用者が負担することになりました。

本町においては、同18年に策定した「長久手町第2次障害者基本計画」に基づき、日常生活から医療への支援、自立に向けた機能回復訓練や集団生活への適応指導など、「支え合う 思いやりのまち ながくて」の基本目標のもと、様々な施策を実施してきました。障害者の数は人口増加に比例して増加傾向にあり、病気や事故による中途障害者も同様の傾向にあります。加えて、障害者本人の高齢化とともに介護する家族などの高齢化も進み、障害者を取り巻く環境はますます厳しさを増しています。今後は、障害の内容や程度に合った適切な支援が提供できるよう、相談体制を強化することや、障害のある人が障害のない人と同じ地域で安心して暮らすことができるよう、支援体制を強化していくことが求められています。

■障害者数の推移



※平成17年度より県から町へ精神障害者保健福祉手帳交付事務を移管。

資料：福祉課

※1 措置制度、支援費制度：平成15年に行政が障害者サービスを決定してきた「措置制度」を改め、障害者が契約に基づきサービスを選択し利用する「支援費制度」へと変更になった。

※2 障害者自立支援法：障害者がある能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことを目的として制定された法律。

## 施策の進め方

### (1) 相談支援体制の充実

- ・ 障害者本人および保護者からの相談に対し、必要に応じて関係機関を集めて個別支援会議を開催し、困りごとを解決するためのネットワークを構築します。
- ・ 精神の障害者に対し、専門の相談員の補充や保健センターとの連携を強化し、相談事業の充実を図ります。

### (2) 障害福祉サービスの充実

- ・ 身体・知的・精神それぞれ異なる障害者が地域で暮らし続けられるよう、居宅介護（ホームヘルパーの派遣）・ショートステイなどの自立支援給付や、日中一時支援・移動支援など地域生活支援事業を中心としたサービスの充実を図ります。

### (3) 人にやさしいまちづくりの促進

- ・ 障害を持つ人をはじめとする、すべての人が利用しやすい公共施設および道路などのインフラ整備を推進するため、ユニバーサルデザイン<sup>※1</sup>のまちづくりに向けた普及、啓発に努め、人にやさしい都市空間の実現を目指します。

### (4) 就労支援の促進

- ・ 通所授産施設<sup>※2</sup>など福祉的な就労から一般就労への移行を促進するため、福祉関係機関、ハローワーク、愛知障害者職業センターなどとの連携を強化し、町内事業者への働きかけに努め、地域で社会参加できる体制づくりを推進します。

## 関連する町の計画

- ・ 長久手町第2次障害者基本計画
- ・ 長久手町第2期障害福祉計画

※1 ユニバーサルデザイン：「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方に基づくデザイン。

※2 通所授産施設：障害者向けに、作業を通じて健康維持や生活習慣を習得させることを目的とする施設。

基本施策

5

## ひとり親家庭の自立を支える

### 目指すべき姿

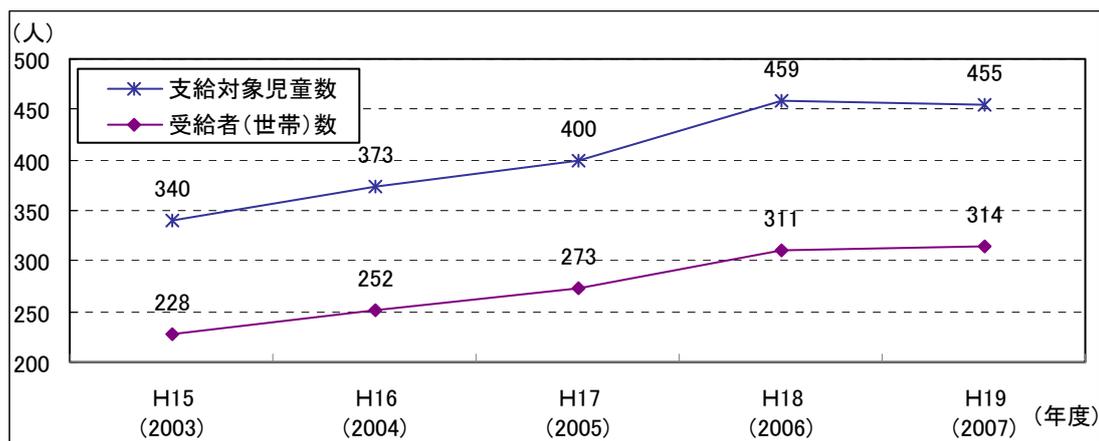
現在の生活や将来の暮らしに不安を抱くことのないよう、経済面、精神面の両方からひとり親家庭の自立を支援する体制の整ったまちを目指します。

### 現状と課題

全国的にひとり親家庭は年々増加しており、本町においても同様の傾向にあります。母子家庭であれば就業、父子家庭であれば家事など、それぞれの家庭で抱える問題も様々です。また、これらの家庭では、就業、家事、子育てをすべて一人で担わなければならないことから、経済的に厳しい状況に置かれている人も少なくありません。

こうした様々な問題に対して、不安や悩みを解消するための生活相談、町遺児手当<sup>※1</sup>や医療費助成制度などによる経済的自立支援、家庭生活支援員を派遣するひとり親家庭日常生活支援事業による生活への支援、ひとり親の就業自立支援を実施してきました。ひとり親家庭は今後も増加が見込まれるため、子どもの療育面での支援やひとり親の就業支援、精神面のケアなど、様々な角度からそれぞれの状況に応じた支援が必要となります。

#### ■町遺児手当の受給者および支給対象児童数の推移



資料：福祉課

※1 町遺児手当：父または母が死亡または重度の障害を抱える等の理由により、児童及び養育している人に支給する本町の制度。

## 施策の進め方

### (1) 経済的自立の支援

- ・ひとり親家庭の生活の安定を図るため、各種手当の給付や医療費助成などの経済的援助の充実を図るなど、引き続きそれぞれの家庭の状況に応じた支援を行います。

### (2) 相談支援体制の充実

- ・母子自立支援員などを配置し、ひとり親家庭が抱える家計、家事、子育てなど様々な不安や悩みの解消に努めるとともに、就業や資金の貸付など自立促進のための相談、支援体制の充実に努めます。
- ・ひとり親家庭の自立に必要な職業能力の向上および求職活動などについての情報提供や相談、指導の支援を充実します。

### (3) 生活・就業の自立支援

- ・ひとり親家庭等が修学や疾病などで一時的に家事援助、保育サービスなどが必要になった場合に、家庭生活支援員を派遣するひとり親家庭日常生活支援事業などにより、生活および就業の両面での支援の充実を図ります。

### (4) 地域の支え合いによる交流促進

- ・日々の生活に追われ、子どもとのふれあいが不足しがちなひとり親家庭に対し、親子の結びつきを深めるとともに、ひとり親家庭相互の交流を図る場を提供するための事業を実施します。

### (5) 子育ての支援

- ・ひとり親家庭が、安心して子育てと就業が両立できるよう多様な子育てや放課後児童健全育成施策などを拡充するほか、保育所の優先入所を行います。

基本施策

6

## 地域で支え合う福祉の仕組みをつくる

### 目指すべき姿

だれもが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるよう、地域の助け合いによる地域福祉を推進し、お互いに支え合うまちを目指します。

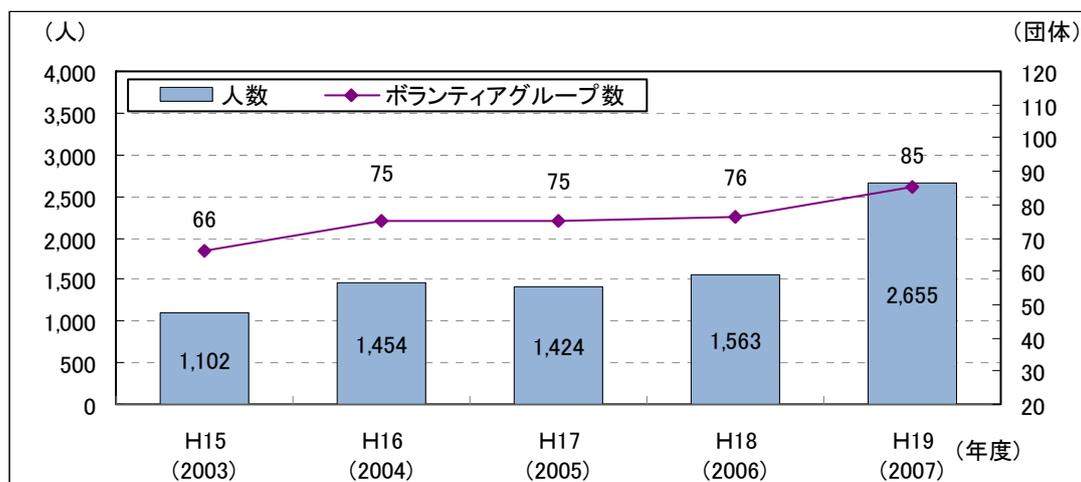
### 現状と課題

本町では、近年整備された介護保険制度や障害者自立支援法（P. 80参照）に基づき、公的サービスによる在宅福祉の基盤を整えてきました。

全国的に少子高齢化が進む中、本町でも高齢者人口の増加に伴い、ひとり暮らしの高齢者や後期高齢者<sup>※1</sup>のいる世帯が増加しています。また、地域の連帯感の希薄化による子育て家庭の孤立や児童虐待の増加など、子どもが巻き込まれる犯罪が増加しています。このような現状に加えて、今後も高齢者世帯はますます増加し、子どもに関する様々な問題も増え続けることが予想されることから、公的サービスのみでは住民が満足する地域福祉サービスの供給は困難になることが予想されます。

このため早急に地域福祉計画を策定し、地域における身近な生活課題に対し、住民がお互いに支えあう共助体制や、地域住民、ボランティア団体、NPO、福祉事業者、行政など様々な団体による協働体制など、新たな地域福祉のあり方を確立する必要があります。

#### ■社会福祉協議会のボランティア登録者・団体数の推移



資料：社会福祉協議会

※1 後期高齢者：75歳以上の人。なお、「高齢者」とは一般に65歳以上の人。

## 施策の進め方

### (1) 地域福祉計画の策定

- ・地域住民やボランティア団体、NPO、福祉事業者などと連携しながら地域で助け合うまちづくりの指針となる地域福祉計画を策定し、相互の支え合い活動が活発な地域社会を形成します。

### (2) 地域福祉体制の充実

- ・地域福祉活動計画に基づき、社会福祉協議会との連携を強化し、協議会の活動や組織体制の強化を図り、時代の流れに対応した自主的・計画的な地域福祉サービスの展開を図ります。
- ・地域が一体となって見守り、支え合う活動を推進するため、地域コミュニティやNPO、民生委員、児童委員、福祉事業者、ボランティアセンターやまちづくりセンター、その他関係団体などとの連携を強化し、ネットワーク化を図ります。また、こうした地域の活動の中核となる新たな中間組織の構築についても検討します。

### (3) 要援護者の支援体制の確立

- ・地域と行政が連携し、ひとり暮らしや後期高齢者、障害者世帯を把握し、日常においてこれらの要援護者への見守りや助け合い活動を推進するとともに、災害時などの緊急時には、迅速かつ的確な支援が行えるよう体制づくりを整備します。さらに、介護や特別な配慮が必要な援護者のための福祉避難所を確保します。

### (4) 在宅サービスの充実

- ・地域包括支援センターなどの相談所を身近な場所に設置し、いつまでも在宅で安心した生活が営めるよう相談窓口の充実を図ります。

### (5) 人権擁護の推進

- ・判断能力が不十分な者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など本人のみで日常生活を営むのが困難な者）が、地域において自立した生活が送れるよう支援するとともに、虐待やDV<sup>※1</sup>に対して、関係機関の強化を図り、迅速で的確なサポート体制の構築を図ります。

## 関連する町の計画

- ・長久手町第5次高齢者保健福祉計画および第4期介護保険事業計画
- ・長久手町第2次障害者基本計画

※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）：夫や恋人からの暴力。

基本施策

7

## 生活支援を必要とする住民の自立を支える

### 目指すべき姿

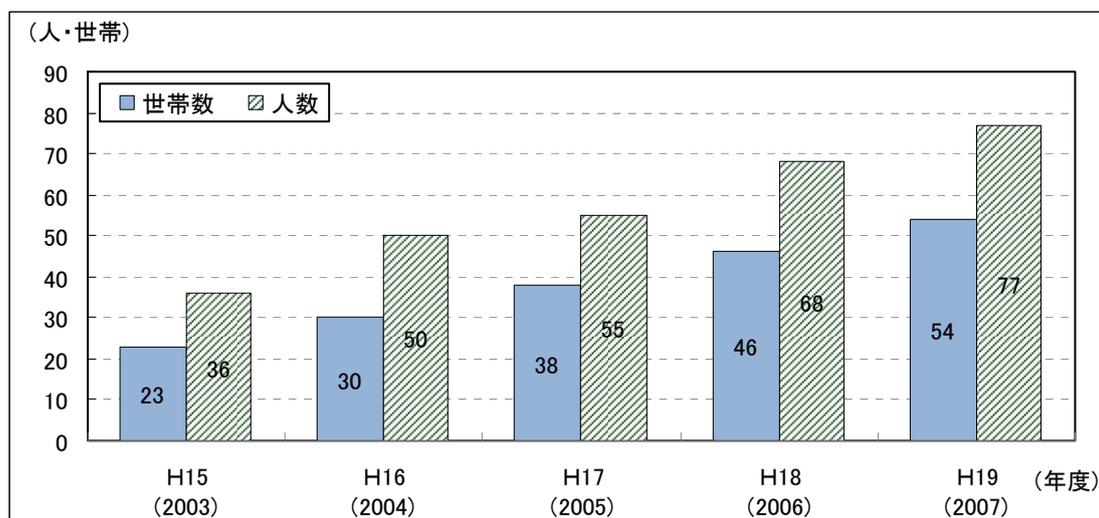
生活支援対策を充実して、だれもが自立し、健康で文化的に暮らすことができるまちを目指します。

### 現状と課題

本町では、生活支援<sup>※1</sup>を受ける被保護世帯数が年々増加しており、今後も増加し続けることが予測されます。生活支援を受ける背景としては、社会情勢の変化や景気の低迷などが挙げられます。

今後の高齢者人口の増加予測により、生活意欲と自立意識を高めるため、経済的援助だけでなく就労支援や生きがいの持てる生活指導を行うなど、生活を安定させる基盤づくりが求められます。また、町全体の人口も増加傾向にあることから、社会福祉法で規定されている「福祉に関する事務所」を設置し、社会福祉主事など専門職員を育成する準備が必要です。

#### ■生活支援者数・世帯数の推移



資料：福祉課

※1 生活支援：生活保護法に基づき、生活に困っている人に対して、その程度に応じた経済的な援助を中心として、一日も早く自力で生活を立て直すために援助する国の制度。

## 施策の進め方

### (1) 自立生活に向けた支援

- ・ 基本的人権の一つである生存権を尊重し、困窮の程度に応じ必要な保護を行うため、要支援世帯の実態把握に努めます。
- ・ 民生委員と連携を図り、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立に向けた支援や就職の相談、斡旋などを支援します。
- ・ 生活支援申請を受けた場合は、的確で迅速に保護が受けられるよう手続きを進め、居住地の確保への支援など、生活初期段階からきめ細やかな支援に努めます。

### (2) 生活安定のための支援

- ・ 低所得世帯の生活の安定や向上を図るため、民生委員や社会福祉協議会などの関係機関と連携して、生活支援以外の制度や施策を含めた相談、指導ができる窓口体制などを充実します。

基本施策

8

高齢者の安心な暮らしと生きがいを支える

目指すべき姿

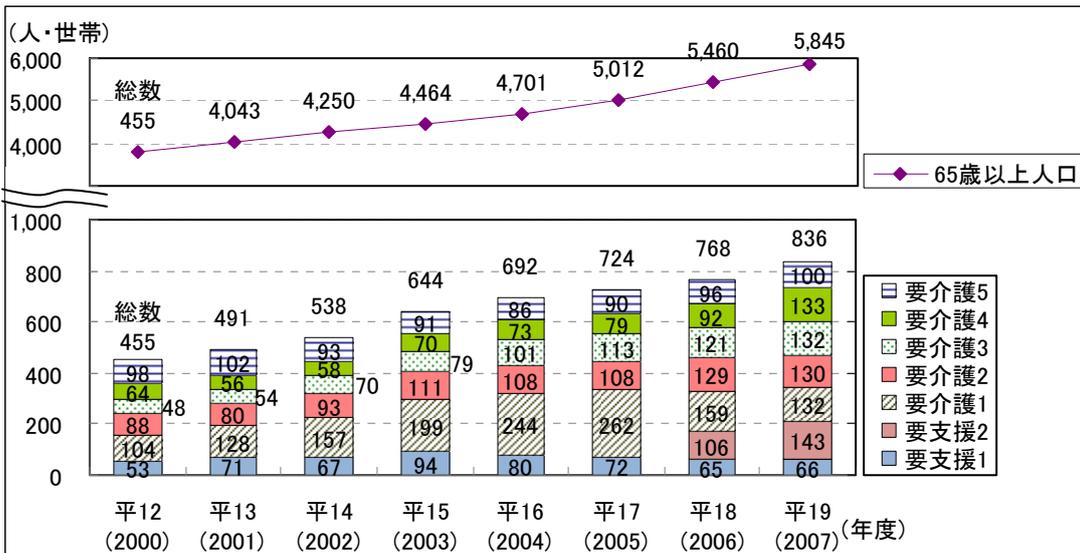
高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らすことができ、生きがいを持って明るく元気に暮らせるまちを目指します。

現状と課題

平成12年度に創設された介護保険制度により、ケアマネジメントが導入され、多職種が協働して高齢者を支える仕組みが定着してきましたが、医療の進展と長寿命化に伴い、寝たきりの高齢者や認知症高齢者が増加し、介護の長期化に伴う様々な問題が老後の最大不安要因となってきました。また、同20年には後期高齢者医療制度<sup>※1</sup>が創設され、75歳以上の高齢者を対象とした医療制度がはじまりました。

本町の高齢化率は、同17年国勢調査において全国4位と非常に低いものの、今後は団塊の世代の高齢化が進み、高齢者人口は確実に増加するものと見込まれます。健康な高齢者が生活機能の低下を招かないよう、地域での介護予防、生活への支援が課題となっています。また、ひとり暮らし高齢者や後期高齢者世帯（P.82参照）への増加に対応し、地域社会において安心して安全な生活ができるような体制づくりが求められています。さらに、自助・共助の実現に向けて、豊かな経験や知識を持った元気な高齢者の力を地域に生かすことが期待されています。

■高齢者数および要介護・要支援認定者数の推移（各年度末現在）



資料：福祉課

※1 後期高齢者医療制度：75歳以上の高齢者等を対象とする他の健康保険とは独立した医療制度。

## 施策の進め方

### (1) 介護予防の充実

- ・要介護認定者、元気な高齢者を含むすべての高齢者を対象に、口腔機能向上、筋力向上トレーニング、栄養改善事業などを実施します。
- ・生活機能が低下している高齢者に対しては、通所または訪問により、要介護状態への予防や悪化防止に努めます。

### (2) 地域支援体制の充実

- ・高齢者やその家族からの介護相談や閉じこもり、うつなどを防ぐための相談など地域包括支援センターの相談窓口を強化します。
- ・介助・家事サービス、宅配給食サービス、福祉用具の貸与・給付、I C化された「あったかあど」の導入、デイサービスの充実など、高齢者が住み慣れた地域で自立した在宅生活を送るための支援を行います。
- ・地域の中で高齢者を支援する人材を育成するため、NPOや福祉事業者などと連携し、介護相談や認知症ケア、ホームヘルパーなどの養成講座を実施します。また、ボランティアプラザ（社会福祉協議会）やまちづくりセンターとの連携を図り、高齢者を地域で支えるボランティア活動の活性化を図ります。

### (3) 生きがいづくり

- ・高齢者の引きこもりを解消するため、高齢者優待事業の充実を図ります。また、地域での活動や趣味・娯楽に役立つ生涯学習、生涯スポーツ活動の充実に努め、受講者の窓口を拡充するとともに、豊富な知識や経験を様々な形で生かす仕組みづくりを行います。
- ・高齢者同士のつながりを強化するため、老人クラブの加入率の増加や組織活動の活性化への支援を行い、地域での役割を明確にした上で、活動の場の拡充を図ります。
- ・高齢者の様々な社会参加の機会を拡充するため、シルバー人材センターをはじめ、町内事業者やNPOなどと連携し、高齢者が持つ技能や豊富な知識・経験を生かした就労・社会活動への支援を行います。

## 関連する町の計画

- ・長久手町第5次高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画

基本施策

9

安心して子育てができる環境をつくる

目指すべき姿

保育サービスを充実し、地域の実情に応じた幅広い健全育成事業を実施することにより、地域全体で支え合う仕組みを構築し、安心して楽しく子育てできる環境の充実したまちを目指します。

現状と課題

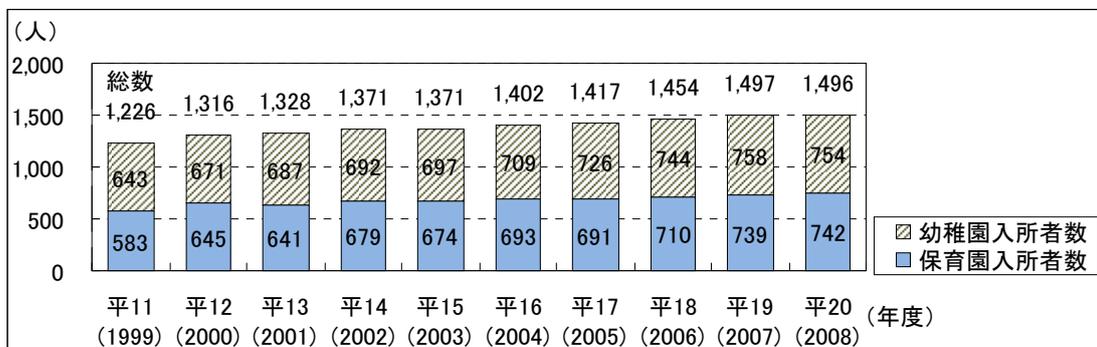
近年、女性の社会進出、核家族化などの社会変化に伴い、子どもを育てる環境が大きく変化しており、特に晩婚化、出生率の低下により、少子化が進んでいます。また、育児不安から児童虐待や育児放棄する家庭が増加していることも課題となっています。

本町では、母親が安心して出産するための環境づくりとして、不妊治療の助成や妊婦健診無料化の拡大などを行い、出産直後のケアとして、育児ノイローゼを防止するため、こんにちは赤ちゃん訪問事業を開始しました。また、少子化対策として3人目以降の子への出産祝い金制度を創設し、子ども医療費の無料化の拡大、児童手当の拡大など、経済的な子育て支援にも積極的に取り組んできました。さらに、施設面では、新たな保育所や学童保育所、児童館を充実するなど、子どもを安心・安全に守り育てるための様々な取り組みを行ってきました。

しかしながら、女性の社会進出も進むことから、保育所入所希望者の一層の増加が見込まれ、乳児保育や延長保育に加え、一時保育、休日保育、病児・病後児保育<sup>※1</sup>など保育へのニーズもさらに多様化しています。既存施設の有効利用を図りつつ、住民ニーズに応じた保育所の整備を検討する必要があります。

また、児童の健全育成の面から、子どもの居場所づくりとして、児童館や児童クラブ<sup>※2</sup>の増設、地域の人々との関わりを含めた活動の充実など地域全体で支え合いながら子育て力を高めていくことが求められています。

■保育園・幼稚園入所児童の推移



資料：子育て支援課

※1 病児・病後児保育：病気時及びその回復期に、まだ保育所や幼稚園等へ行けない子どもたちを預かり保育する制度。

※2 児童クラブ：留守家庭等の小学生（概ね10歳未満）を対象に、放課後の居場所として活動する事業。

## 施策の進め方

### (1) 保育の充実

- ・ 保育需要の増加に対応するため、老朽化した保育園についての改築や適正な定員施設への改修を行い、新たな保育園を整備します。また、今後の保育サービスについて、民間の認可保育所を含めた運営方法を検討します。
- ・ 延長保育を含めた長時間保育、障害児保育などの充実とともに、一時保育、休日保育、病児・病後児保育など住民の新たな保育ニーズに柔軟に対応します。
- ・ 保育相談や保育情報の提供など子育て支援機能を充実することにより、保護者や地域に対する子育て支援を進めます。

### (2) 子育て支援の充実

- ・ 子育て支援センターを拠点に、ファミリーサポート事業や子育て相談を推進し、子育ての喜びや悩みを分かち合える場の提供に努めます。また、男性の子育て参加を推進し、子育てサークルや子育てボランティアを育成するなど、地域全体で子どもを育てる環境づくりを進めます。
- ・ 児童虐待の未然防止や早期発見などのため、関係者のネットワークを一層推進するとともに、子育て相談員や要保護児童対策相談員などの専任相談員を配置し、地域全体で健全な子育てを実現するためのコーディネート機能の充実を図ります。
- ・ これから親になる住民への出産、子育てに関する知識や意識の向上に努めるとともに、出産直後の育児不安の解消や、新生児、乳児などの定期健診についても充実を図ります。

### (3) 児童健全育成事業の充実

- ・ 児童館などの施設を拠点として、放課後留守家庭児童を対象とした放課後児童クラブの増設や、子どもの余暇時間への対応、異年齢間の交流、地域を含めた世代交流など、各種事業を推進します。また、地域の人的財産を活用して、遊びの指導者の育成や、伝統技術などに触れられるような、地域を知る活動を充実させます。

### (4) 安全な居場所の確保

- ・ 1小学校区に1つの児童館を基本に、市が洞小学校区に新たな児童館を整備するなど、地域で子どもが集まれる場を確保します。
- ・ 放課後の子どもの安心・安全な居場所を確保するため、学校の余裕教室や地域の児童館などを利用し、地域のボランティアなどと連携し、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民の交流活動などに取り組む「放課後子どもプラン<sup>※1</sup>」を推進します。

## 関連する町の計画

- ・ 長久手町次世代育成支援行動計画

※1 放課後子どもプラン：放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、各市町村において教育委員会と福祉部局とが連携して策定するプラン。

基本施策

10

住民を守る消防・救急サービスを充実する

目指すべき姿

住民の安心・安全を守るため、消防防災体制全体の連携強化を図り、住民一人ひとりが消防に対する意識を高めるとともに、高度な救急サービスの提供や住宅防火対策を推進することにより、安全で災害に強いまちを目指します。

現状と課題

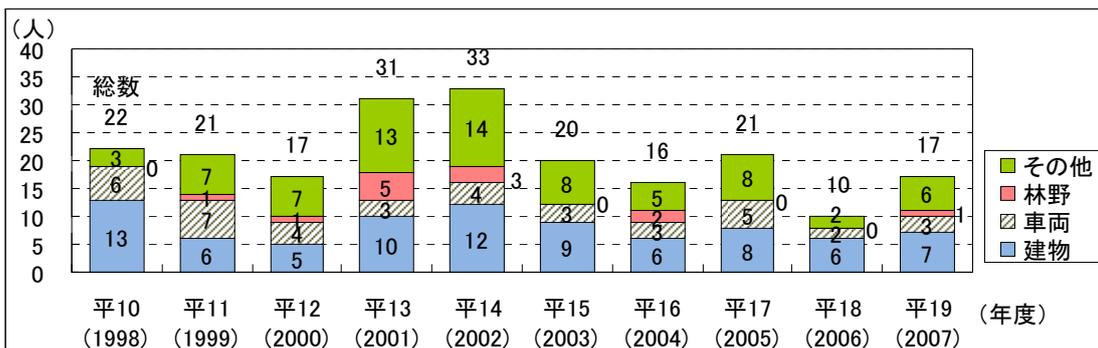
わが国では、災害や事故の複雑化、住民ニーズの多様化、高齢化社会の到来など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。地域の安心・安全を確保し、消防が今後も責務を果たしていくためには、消防体制の一層の強化が求められています。平成18年には消防組織法の一部が改正され、消防の広域化の推進に関する規定が盛り込まれました。このため、今後はこれを踏まえ、近隣消防組織と広域化に向けた協議が必要となってきます。

一方、地域消防防災については、消防団や婦人消防クラブ、自主防災組織が担い手の中心となっていますが、高齢化社会の進展や就業構造の変化などに伴い、消防団員の確保は困難な状況です。消防団をリーダーとした消防防災力の強化は、地域にとって重要なことから、団員の確保に努める必要があります。

本町における火災の発生状況は、同15年以降急激な変化は見られませんが、火災による死者の発生を防止するため、高齢化や核家族化に対応するきめ細やかな住宅防火対策が求められています。

救急需要は増加傾向にあり、今後も人口の増加や高齢化の進展が見込まれ、引き続き高水準で推移することが予測されます。さらに救急車をタクシー代わりに通院に利用するなど、不適切な使用が国全体の問題となっています。これらのことから、本町においても真に緊急を要する傷病者へ迅速な対応を行うための救急体制の整備が求められています。また、住民の救命活動や応急手当を普及、啓発するため、AED（自動体外式除細動器）の普及や救命講習についても引き続き推進する必要があります。

■火災発生件数の推移



資料：消防本部

## 施策の進め方

### (1) 消防体制の強化

- ・必要な災害対応力の確保を図るため、近隣消防組織との消防広域化の枠組みについて検討します。
- ・消防救急無線のデジタル化、指令施設など効率的で高度な消防・救助活動に必要な資機材を整備するほか、消防・救助技術および知識などの習得を図るとともに、消防訓練を充実し、災害現場において消防隊員が必要とする活動能力の向上を図ります。

### (2) 地域消防防災力の強化

- ・消防団と民間事業所の自衛消防組織や地域の防災団体などとの連携を強化し、地域消防防災力の一層の充実を図ります。
- ・地域の安全確保のためには、消防団員の確保が不可欠であることから消防団の必要性を住民に周知するとともに、消防団員の加入促進や活動しやすい環境を整備します。

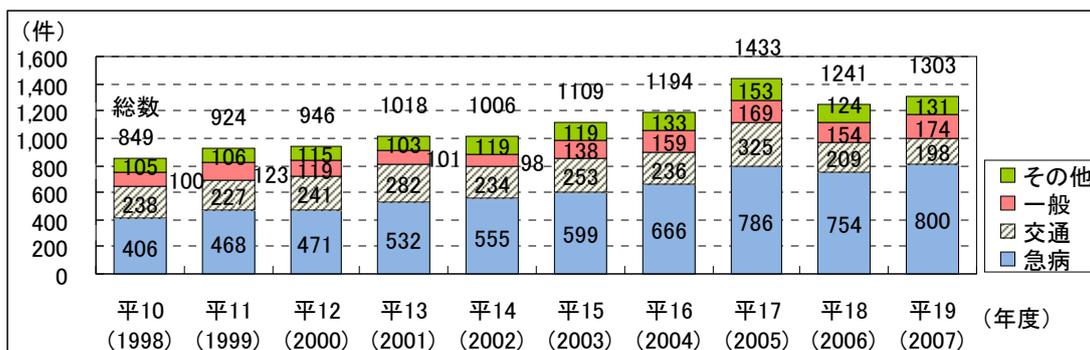
### (3) 火災予防対策の推進

- ・地域との連携や広報媒体を活用した広報を通じて、住宅用火災警報器の設置および防災物品の使用を促進し、住民の防火意識の高揚を図ります。
- ・防火対象建築物に対する査察・違反処理体制の充実を図り、防火対象物の防火安全対策を推進します。

### (4) 救急体制の充実・高度化

- ・医療機関と連携した救急体制の確保および救急隊員の教育訓練の充実を図り、救急業務の高度化を推進します。
- ・救急車の適正利用の啓発など、通報受付時のトリアージ<sup>※1</sup>の検討を進めます。
- ・町内事業所へのAEDの設置促進や救命講習などの実施により、応急手当の普及を促進します。

#### ■救急出動件数の推移



資料：消防本部

※1 トリアージ：災害医療において、最善の救命効果を得るために、多数の傷病者を重症度と緊急性によって分別し、治療の優先度を決定すること。

基本施策

11

## 安心して暮らせる地域の医療体制を整える

### 目指すべき姿

乳幼児から高齢者まで、だれもが安心して必要な医療を必要な時に受けることができるまちを目指します。

### 現状と課題

本町には、総合病院1か所、病院1か所、診療所30か所、歯科診療所21か所があります。診療所の内訳としては、内科、小児科、整形外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、産婦人科などとなっており、診療科目は充実しています。また、近隣の瀬戸市、尾張旭市、名古屋市、日進市などの医療機関についても、利用しやすい状況になっています。

救急医療体制については、第1次救急医療は日進市休日急病診療所で対応、第2次救急医療は尾張東部地域救急医療対策協議会に属し公立陶生病院で対応、第3次救急医療は町内にある愛知医科大学病院の高度救命救急センターが対応しており、体制の確保を図っています。第1次救急医療については、現在、日進市休日急病診療所を利用していますが、町外であること、診療時間が昼間に限られていることなどから、住民が安心して暮らせる医療体制の確保や生活習慣病予防、治療、リハビリテーションに結びつく包括的医療体制を確保するため、町内診療所や病院などと連携する必要があります。

#### ■医療施設数の推移

年 度	平15 (2003)	平16 (2004)	平17 (2005)	平18 (2006)	平19 (2007)
病 院	2	2	2	2	2
一般診療所	28	30	30	33	34
歯科診療所	21	21	21	22	21
薬 局	8	9	10	11	13

資料：愛知県瀬戸保健所「事業概要」

## 施策の進め方

### (1) 救急医療体制の充実

- ・住民が急病やけがなどで医療が必要な場合、住民が自ら愛知県救急医療情報システム<sup>※1</sup>を積極的に活用することができるよう啓発を行っていきます。
- ・住民の身近な場所で第1次救急医療が受けられるよう、休日急病診療所の設置について検討します。

### (2) 包括的医療体制の整備

- ・住民の健康の保持増進を目的として、疾病や生活習慣病の予防、疾病の早期発見、リハビリテーションの充実を図るとともに、急激な高齢社会の到来に対し、保健、医療、福祉、介護の連携を強化します。

## 関連する町の計画

- ・長久手町第5次高齢者保健福祉計画および第4期介護保険事業計画

※1 愛知県救急医療情報システム：24時間、365日、症状に応じ、診療可能な医療機関の情報を入手できるシステム。

基本施策

12

生活習慣病を予防する保健サービスを充実する

目指すべき姿

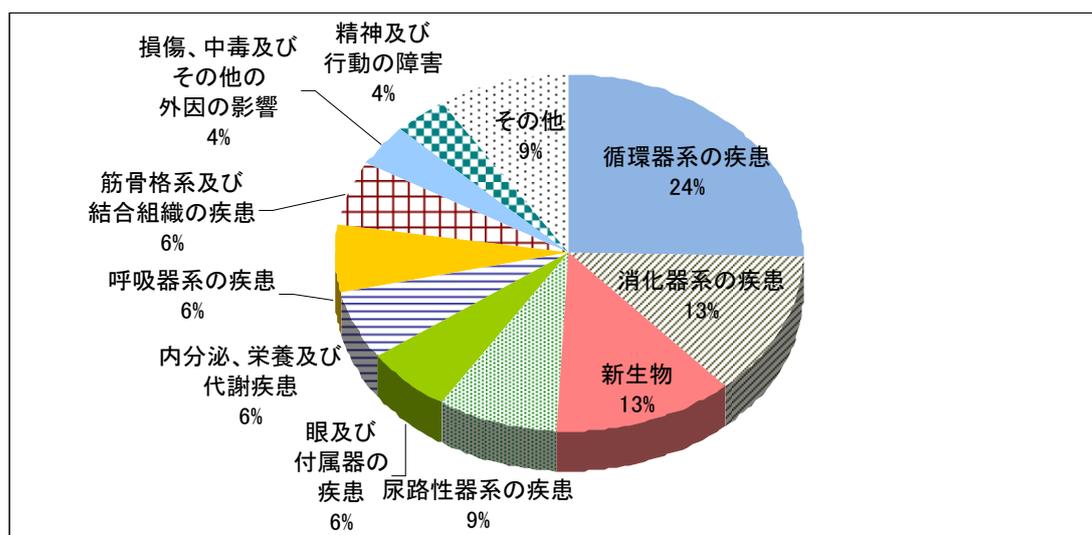
生活習慣病予防対策を充実し、乳幼児から高齢者までの幅広い住民を対象に一環した保健サービスの提供を図ることにより、住民が自らの健康管理意識を持ち、心身の健康レベルを高め、健康寿命を延伸できるまちづくりを目指します。

現状と課題

平成19年度までは老人保健法に基づき、生活習慣病予防を目的とし、基本健康診査やがん検診、保健指導などを実施してきましたが、保健指導の徹底が不十分で成果があまり上がりませんでした。その結果、同20年からは、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳から74歳までの町国民健康保険加入者を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防を目的とした特定健診、特定保健指導が開始されました。

今後も引き続き住民全体の健康レベルの向上を目指し、麻しん（はしか）などの感染症の予防や健康診査、特定保健指導を充実し、メタボリックシンドローム・生活習慣病を予防することが課題となっています。また、同16年度から実施してきた健康づくり事業※についても、内容などを充実して実施していく必要があります。

■医療保険（国民健康保険）の状況 疾病分類別受診費用額割合



資料：保健医療課

※1 健康づくり事業：国の「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」に基づき、健康の保持及び増進を推進する町の事業。

## 施策の進め方

### (1) 健診・保健指導の充実

- ・生活習慣病やメタボリックシンドロームの予防を目的とした特定健診、がん検診の受診率の向上、および特定保健指導を充実して実施していきます。さらに、住民全体を対象とした健康づくり事業を推進していきます。

### (2) 感染症予防の強化

- ・感染症の流行を最小限に押さえるため、予防接種などを受けやすい環境を整備していきます。
- ・感染症に対する正しい知識を普及、啓発していきます。

## 関連する町の計画

- ・長久手町特定健康診査等実施計画
- ・長久手町次世代育成行動支援計画

基本施策

13

住民の健康づくりを支える

目指すべき姿

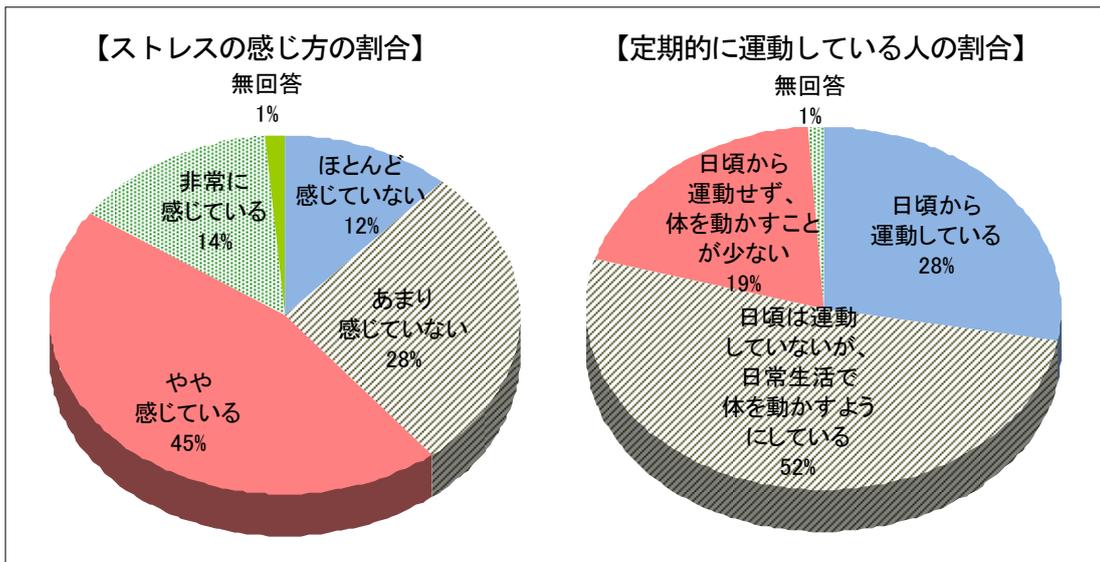
住民一人ひとりが健康に関心を持ち、積極的に「自分の健康は自分で守る」という意識を高めるとともに、地域で自主グループなどを運営し、住民が「健康づくり」を通して交流できるまちづくりを目指します。

現状と課題

健康づくり事業（P.94参照）については、平成12年から国の「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」に基づき推進しており、本町も同16年度に長久手町健康づくり計画「元気になりゃあせながくて21計画」を策定し、住民の健康の保持および増進を目指し、事業を推進してきました。同20年から高齢者の医療の確保に関する法律の施行に基づき、メタボリックシンドローム対策として、特定健診、特定保健指導を実施しています。

しかし、同19年、町が実施した健康づくり、健診などに関するアンケート調査の結果によると、日ごろからストレスを感じている住民が多く、定期的に運動している人の割合が低いことから、住民全体を対象として、生活習慣病予防や健康増進、健康寿命の延伸を目的とした健康づくり事業を展開していくことが課題です。

■医療保険の状況



資料：長久手町健康づくり、健診等に関するアンケート結果報告書

## 施策の進め方

### (1) 住民主体の健康づくり事業の推進

- ・平成20年度に実施した「長久手町健康づくり計画『元気になりやあせながくて21計画』」の中間評価の結果に基づき、5つの課題「食事」「たばこ」「歯の健康」「元気・こころ」「運動」を中心とし、住民主体で健康づくりに取り組むことができる体制づくりを推進します。
- ・健康づくり事業を推進するボランティア「すこやかメイト」の自主グループ化を推進します。

### (2) 健康増進事業の実施

- ・妊婦や乳幼児およびその家族を対象とする健康教育、健康診査、相談事業を実施し、「元気になりやあせながくて21計画」を中心とする事業を継続的に実施します。

### (3) 健康づくり事業の推進

- ・保健師、管理栄養士、運動指導員などのマンパワーを確保し、住民が自らの健康の保持についての的確な指導を受けることができる体制づくりを推進します。
- ・住民が身近で健康づくりに取り組むことができるよう、場所の確保やマンパワーの提供方法を検討します。

## 関連する町の計画

- ・長久手町健康づくり計画「元気になりやあせながくて21計画」
- ・長久手町次世代育成支援行動計画

基本施策

14

食育を進め、健康な暮らしを支える

目指すべき姿

住民一人ひとりが食の大切さを理解し、食育に主体的に取り組むことができ、健康で豊かな生活を送ることができるまちづくりを目指します。

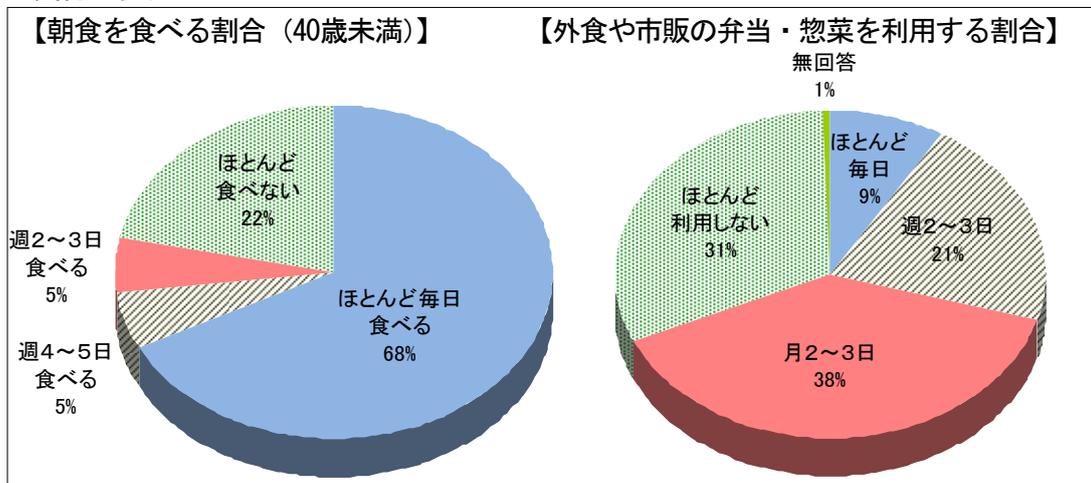
現状と課題

本町では、平成19年に実施した健康づくりや健診等に関する意識調査の結果によると、朝食をほとんど食べない住民や、外食、惣菜などの利用頻度が高い住民が少なくありません。この結果に加え、脂肪の過剰摂取や野菜不足など、食習慣の乱れや栄養の偏りの問題も生じており、メタボリックシンドロームや生活習慣病の増加を招いています。また、食の安全性や家族の団らん減少に伴う孤食の増加など、ライフスタイルや価値観、ニーズの高度化、多様化に伴い、食生活や食に関する環境は大きく変化しました。

このような食生活における現状は、国全体の傾向でもあることから、「食」は命の源であるという前提に立ち、日々の暮らしの中で自らに適した「食」に関する知恵や関心を高め、健全な食生活を実践することができる人間を育てる「食育」を国全体で推進するため、同17年に「食育基本法」が制定されました。

本町においても、同19年度に「長久手町食育推進計画」を策定し、住民の生涯学習事業として各種料理教室や健康講座の開催、給食事業<sup>\*1</sup>、食生活改善事業、保健事業、田園バレー事業など、様々な食育関連事業を実施してきました。住民が食についての意識を高め、健全な食生活を住民自らが実践できるようにするため、事業の充実を図るとともに全庁的な事業展開が必要です。

■食育の状況



資料：保健医療課

\*1 給食事業：子どもの望ましい食習慣の形成のため、本町では、保育園給食・学校給食を実施。

## 施策の進め方

### (1) 食を通じた健康の増進

- ・ 保育園や学校などにおいて「早寝・早起き・朝ごはん運動」および「元気になりやあせながくて21計画」を積極的に推進し、生活リズムの向上を図ります。小児の肥満や成人のメタボリックシンドローム、生活習慣病の予防を目的とし、バランスのとれた栄養摂取に関する正しい知識の提供を図るとともに、栄養士などによる相談事業を実施します。

### (2) 子どもに対する食育の推進

- ・ 妊婦や乳幼児に対し、各種栄養に関する教室を開催し、栄養に対する正しい知識を普及、啓発します。
- ・ 保育園や学校において、食育に関する年間指導計画に基づき、食に対する関心を高めるとともに正しい知識を普及、啓発します。
- ・ 給食の献立内容の一層の充実を図るとともに、施設の改善と充実を図ります。
- ・ 食に関する関心と理解、食習慣を確立させるため、学校、地域、保育園、保健所、保健センター、平成こども塾などの連携を促進します。

### (3) 地産地消の推進

- ・ 田園バレー交流施設「あぐりん村」を拠点とし、地域の農産物の販売を通し、生産者と消費者の交流を促進します。保育園給食や学校給食においても、地産地消の観点から、町内の米、野菜など地元食材の活用を図ります。

### (4) 食に関するボランティア活動への支援

- ・ 食生活改善推進委員会などに対し、食に関するボランティア活動の場の提供を積極的に行っています。

### (5) 食についての正しい情報提供

- ・ 食品の安全性や栄養、食習慣などの正しい情報を収集し、町の広報紙、ホームページ、CATVを活用し、情報提供を行います。

## 関連する町の計画

- ・ 長久手町食育推進計画
- ・ 長久手町健康づくり計画「元気になりやあせながくて21計画」
- ・ 長久手町特定健康診査等実施計画

基本施策

15

## やすらぎのある墓園を整える

### 目指すべき姿

新しい住民の定住化などによる墓地需要に対応するため、将来にわたり安定した墓地供給ができるように整備拡充し、やすらぎのあるまちを目指します。

### 現状と課題

本町の墓地には、(財) 卯塚緑地公園協会が管理、運営する卯塚墓園をはじめ、地域集落営墓地<sup>※1</sup>、あるいは寺院営墓地があり、このうち地域集落営墓地や寺院営墓地の歴史は古く、使用者が限られていることから、すでに墓地の空きはほとんどない状況にあります。今後は、市街化の進展および生活環境の整備に伴い、これら墓地の取り扱いについて検討する必要があります。

また、市街化区域内の基盤整備の進行に伴う転入者の増加や定住化、高齢化社会の進展などにより、墓地需要も増加傾向にあることから、墓園の計画的な拡充を行う必要があります。核家族化や価値観の多様化など、社会情勢の変化に配慮した上で、現在進んでいる長湫南部土地区画整理事業地区の計画の中で、卯塚墓園の拡張を行う必要があります。

また、火葬場については、現在、名古屋市と瀬戸市の施設を利用していますが、人口増による火葬場の需要増加も見込まれることから、近隣施設との連携が重要となってきます。

※1 地域集落営墓地：地域集落が管理運営している墓地。

## 施策の進め方

### (1) 墓地需要および墓地形態の検討

- ・市街化区域の基盤整備に伴う人口増加や転入者の定住化、高齢化社会の進展による新規需要の予測を行います。
- ・核家族化や未婚者の増加、価値観の多様化など社会情勢の変化に対応するため、墓地需要の動向を踏まえ効率的な墓地形態の検討をします。

### (2) 墓地の拡充

- ・墓地の拡充については、長湫南部土地区画整理事業の進行に合わせて、現有の卯塚墓園を拡張します。なお、現在卯塚墓園の管理、運営については(財)卯塚緑地公園協会が行っていますが、今後は町の墓地の拡充とともに新たな公益法人の設置を検討し、既存の卯塚墓園と一体管理できるよう積極的に支援します。
- ・火葬場の設置については、町単独で管理、運営するには効率などに問題があるため、現在利用している近隣施設との協力関係の強化を進めるとともに、今後も検討します。

基本施策

16

## 働きやすい環境を整える

### 目指すべき姿

就業者の労働環境の改善を支援するとともに、雇用機会の拡大を図り、一人ひとりがその能力を十分発揮しながら、健康で安心して働ける勤労者生活の実現を目指します。

### 現状と課題

近年、女性の社会進出や高齢者を含む就業希望者数は一層増大していますが、これらの人々に対する雇用状況は必ずしも満足な状態とは言えません。また、正規労働者と非正規労働者との格差が広がり、ワーキングプア<sup>※1</sup>などの問題が顕著になってきていることから、全体的に見ても労働事情や雇用情勢も必ずしも良好とは言えない状況にあります。このような状況の中、次代を担う子どもや若者に働くことの大切さを啓発するとともに、労働者人口の減少を防ぎ、住民の雇用機会の拡大を図るための積極的な支援を行う必要があります。

また、勤労者の生活の安定と向上を図るため、良好な労働環境の確保を企業に働きかけるとともに、勤労者の福利厚生を充実していくことが求められています。

※1 ワーキングプア：正社員並み、あるいは正社員としてフルタイムで働いても、ギリギリの生活さえ維持が困難、もしくは生活保護の水準以下の収入しか得られない就業者の社会層。

## 施策の進め方

### (1) 就業機会の拡大

- ・ハローワーク、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構などとの連携を強化し、就業機会の確保への支援を図るとともに、ひとり親家庭や女性の雇用安定、高齢者や障害者の就業機会の拡大に努め、雇用情報の提供を行います。

### (2) 労働環境の改善

- ・労働条件の確保を図ることはもとより、労働時間の短縮、働く人々の安全と心身両面にわたる健康の確保などについて、関係機関と連携、協力し、良好な労働環境を確保するよう企業に働きかけます。

### (3) 職業能力の向上

- ・愛知県職業能力開発協会をはじめ各種職業能力開発機関と連携し、働く人々の職業能力の開発および向上を図るため、職業能力開発についての助言、相談、職業訓練の振興、技能検定試験に関する支援など、職業能力の向上に役立つ情報や資料の提供を行います。

基本施策

17

## 安心で安全な消費生活を支える

### 目指すべき姿

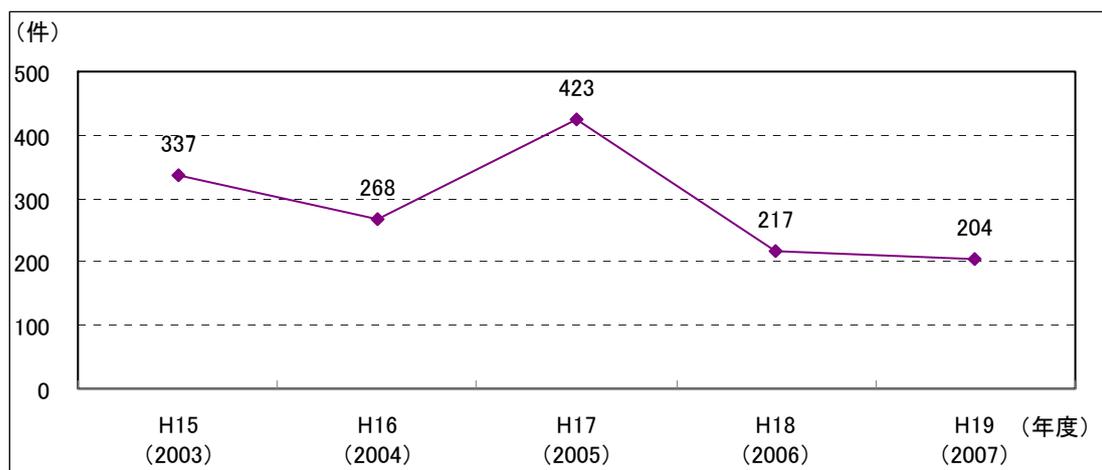
適切な情報の提供や相談業務の充実により、消費生活における被害防止を図り、住民一人ひとりが正しい知識を持ち、安心で安全な消費生活を送ることができるまちを目指します。

### 現状と課題

近年、「豊かな時代」と言われており、消費生活の主体は量から質の消費へと変化しています。これに対応して、消費生活では、多種多様なサービスが日常に幅広く浸透しています。本町においても「賢い消費者」の育成を目指し、消費生活講座の開催、広報紙での啓発、消費者団体などへの指導を行うとともに、様々な形での被害や不利益を被った人々に対して消費生活相談窓口を開設しています。

しかし、マルチ商法や振り込め詐欺、不当請求などの新たな消費者トラブルが発生し、消費者問題は発生領域がさらに広がっています。また、格差社会が広がる中、生活のための借金など多重債務者も増加しています。一人ひとりが主体的に消費者活動を行い、「自立した消費者」となるよう、適切な情報の提供や組織の強化、相談体制の充実を図っていく必要があります。

#### ■消費生活相談件数の推移



資料：産業緑地課

## 施策の進め方

### (1) 消費者活動の支援

- ・消費生活の安定と向上を図るため、健全で自主的な消費者団体の諸活動を支援するとともに、消費者団体などを取りまとめる消費者リーダーを育成します。
- ・消費者の学習意欲に応えるため、消費生活講座、生活展などを開催し、消費生活の意識を啓発します。

### (2) 消費者被害の予防

- ・複雑かつ多様化している消費者被害を防止するため、消費者保護や被害を予防するための情報を提供するとともに、消費者問題に対する意識啓発と消費者教育の一層の推進を図り、自己責任に基づき消費行動を行うことのできる消費者を育成します。

### (3) 消費者相談体制の充実

- ・国における消費者行政の一元化の動向を注視するとともに、住民にとって最も身近な自治体として消費者相談体制の強化、消費者相談員の育成、充実を図ります。



## 基本方針4 文化をみがき、人が輝くまち

1	子どもの確かな学力と生きる力を培う	学校教育 ……………	108
2	住民の自主的な生涯学習活動を支える	生涯学習 ……………	112
3	輝きを持った青少年の育成を支える	青少年健全育成 ……………	114
4	文化・芸術に親しむ場と機会を充実する	文化・芸術 ……………	116
5	だれもが楽しむ生涯スポーツを進める	スポーツ ……………	120
6	男女がともに尊重し、協力し合うまちをつくる	男女共同参画社会 ……………	122
7	地域全体で国際交流を進める	国際交流 ……………	124

基本施策

1

## 子どもの確かな学力と生きる力を培う

### 目指すべき姿

情報化や国際化など、時代の変化に柔軟に対応できる人材の育成が求められる中、子どもたちが豊かな人間性や社会性を身につけ、学力向上に取り組みながら「生きる力」を培う学校教育を目指します。

### 現状と課題

子どもを取り巻く教育環境や教育面での課題は、時代とともに大きく変わり、学校教育の現場では、いじめ、不登校問題が見られる一方で、情報化や国際化も急速に発展しています。そのような状況に対応するため、本町では、小学1・2年生に加えて、教育環境が大きく変わって不安定になりがちな中学校1年生にも35人学級を拡大しました。不登校児童生徒には適応指導教室（Nーハウス あい）を設置し、学校への復帰や保護者への相談に努めるなど、一人ひとりに目が行き届くきめ細やかな教育に努めてきました。また、障害を持っているなど支援を必要とする子どもに対して特別支援学級を設置し、全小中学校に学校指導補助員を配置するなど、子どもが健全な学校教育を送ることができる環境づくりを行ってきました。さらに、ALT（外国語指導助手）派遣により国際感覚を身につける授業やITチューターを活用したパソコン授業、平成こども塾を活用した自然体験学習など、体験を重視した生きた学習への取り組みにも努めてきました。

今後は、教育内容の充実や多様化する課題へ対応するため、児童生徒の「生きる力<sup>※1</sup>」を育むとともに、学校、家庭、地域が連携して教育に取り組む必要があります。

一方で、施設については、現在、小学校6校、中学校2校の8校体制ですが、子どもの人口はさらなる増加が予想されるため、新しい中学校の建設や既存施設の教室の増設など、学校施設の整備計画を検討する必要があります。また、多くの学校は老朽化が進んでおり、建物の大規模改修や室内環境の向上など、快適な学習環境の再整備が急務となっています。給食センターは、老朽化が進んでいることから、児童生徒数の増加に対応し、確実に安心・安全な給食を提供する新しい施設を整備する必要があります。

※1 生きる力：国が定めた学習指導要領に基づき、変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の3つの要素からなる力。

## 施策の進め方

### (1) 学校施設整備の充実

- ・児童生徒数の推移を把握、予測し、学校規模や通学距離、通学の安全性を考慮しながら、新しい中学校を建設します。
- ・児童生徒数の増加に伴い、教室の増設を検討し、適切な施設整備に努めます。
- ・老朽化の進んでいる施設について、建物の大規模改修、室内環境の向上など学校の環境整備を計画的に推進します。
- ・施設の老朽化や児童生徒の増加に伴い、新しい給食センターを建設します。また、衛生管理に努め、安心・安全な給食を提供するとともに「食育」を推進します。

### (2) 教育内容の充実

- ・「生きる力」を育み、情報化や国際化など時代の流れに対応した力を培う教育をするとともに、教科の特性に合わせ、きめ細かな授業や指導をするため、少人数授業の充実に努めます。
- ・教職員の研修などを支援し、資質向上を図るとともに、学校における教育課程、学習指導、学校教育に関する専門的な指導の充実を図るため、指導主事の増員を図ります。
- ・特別支援教育に対するニーズを把握し、その支援体制の充実に努めます。
- ・棒の手、オマントなど地域に伝わる文化や伝統を取り入れ、地域に根ざした教育を推進するとともに、児童生徒の豊かな表現力、創造力が引き出せるよう、体験を重視した活動（自然体験、社会体験、ボランティア体験、地域間交流など）の学習内容への取り組みを推進します。
- ・命を大切にすることを育み、豊かな心をもった人間として成長していくため、心の教育を推進するとともに、適応指導教室（N-ハウス あい）を拠点にして、いじめ、不登校、非行など個々の児童生徒に対応した相談業務の充実に努めます。

### (3) 地域に開かれた学校づくりの推進

- ・学校、家庭、地域との連携を深めるとともに、地域交流の場、コミュニティー活動の場、生涯学習の場として地域に開かれた学校づくりを推進します。
- ・高齢者社会の進展に伴い、豊富な知識や経験を持った元気な高齢者や地域の人材を学校教育においても積極的に活用し、多世代交流を促進することにより、高齢者を敬い労わる心を醸成します。

### (4) 安心・安全な環境づくり

- ・不審者による学校進入や施設被害を防止するため、保安施設<sup>※1</sup>の拡充に努めます。
- ・学校、通学路における防犯意識の向上と安全管理の徹底を図り、児童生徒の安全を確保するため、保護者やボランティア、地域、関係機関による防犯体制の拡充に努めます。

※1 保安施設：防犯カメラ、防犯灯など保安のための施設。

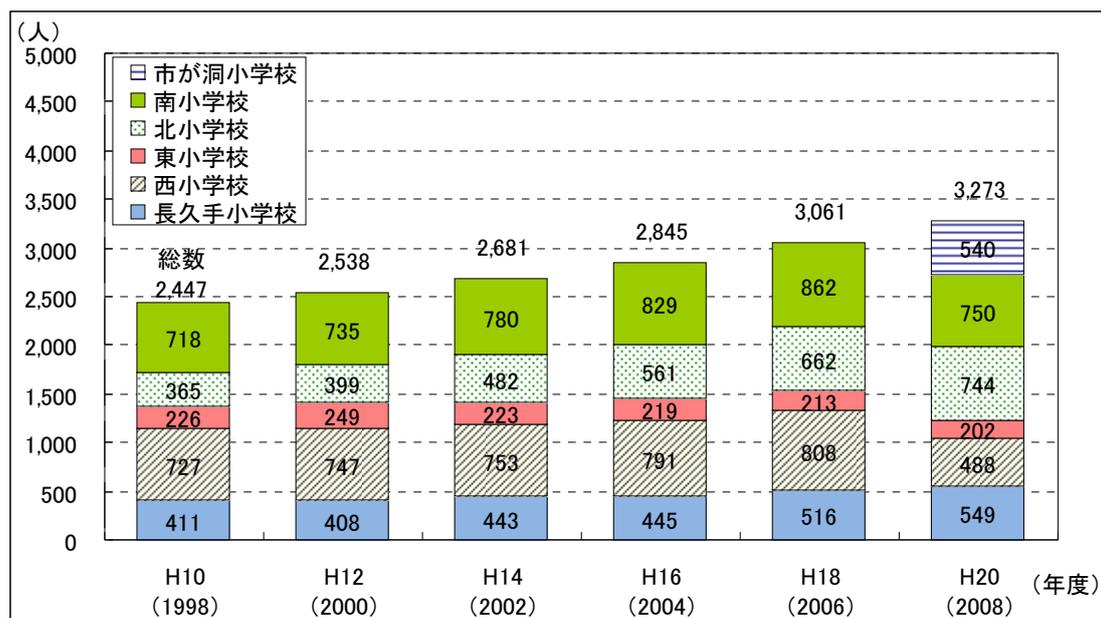
## 基本方針4 文化をみがき、人が輝くまち

### 4-1 子どもの確かな学力と生きる力を培う

■小学校学区図（平成21年3月現在）



■小学校児童数の推移

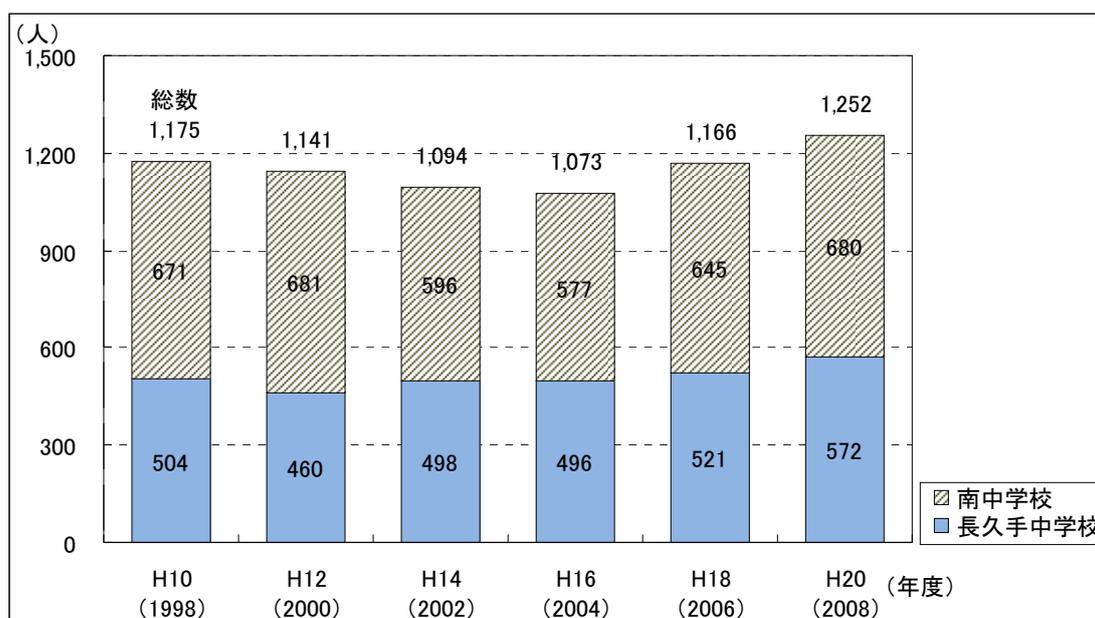


資料：教育総務課

■中学校学区図（平成21年3月現在）



■中学校生徒数の推移



資料：教育総務課

基本施策

2

## 住民の自主的な生涯学習活動を支える

### 目指すべき姿

住民の教養や文化の向上を図るため、数多くの講座や教室を開催することで、住民レベルの自主的な生涯学習活動を支援し、地域で世代を超えたふれあいのある生涯学習のまちを築きます。

### 現状と課題

団塊の世代の退職や高齢化社会の進展により、ものの豊かさより心の豊かさへのニーズが高まり、生涯学習に対するニーズは年齢を問わず多様なものとなっています。

本町では、長久手町生涯学習基本構想に基づき、様々な分野で講座を開設し、人材バンク登録制度<sup>\*1</sup>を創設して教える立場の人材の確保に努めるなど、豊かな生涯学習活動に向けた環境づくりに努めてきました。

今後は、町内の生涯学習関連施設の連携による生涯学習の推進はもちろん、住民ニーズに合った生涯学習機会を提供し、あらゆる分野において地域の人材を積極的に発掘、活用することにより、住民参加や住民同士の交流の場としての役割も重要となってきます。

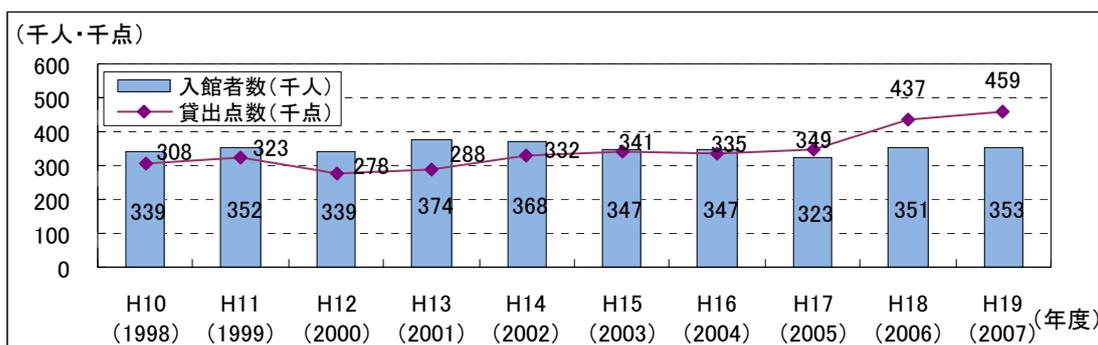
また、町内や近隣の大学との連携についても、一層推進してネットワーク化することで、様々なライフステージやニーズに応じた教育機会を充実する仕組みを確立することが求められています。

#### ■生涯学習課(社会教育課)開催講座

年度	平15(2003)	平16(2004)	平17(2005)	平18(2006)	平19(2007)
講座数(講座)	11	16	19	16	17
参加者(人)	299	420	488	316	327

資料：生涯学習課

#### ■図書館入館者数および貸出点数



資料：長久手の教育

<sup>\*1</sup> 人材バンク登録制度：技術や知識などを持っている住民を登録している本町の制度。

## 施策の進め方

### (1) 自主的な学習の支援

- ・住民から講師を募集し、教えること、学ぶことをそれぞれの立場で学ぶ「ながくて・学び・アイ講座」を定着させ、住民相互の交流を図ります。
- ・中央図書館では、利用者が求める情報の提供や資料調査の援助を行うレファレンスサービス<sup>※1</sup>の充実を図り、多様化するニーズに応えられるよう支援体制の整備を図ります。

### (2) 学習内容の充実

- ・多様化、複雑化する社会情勢の変化に対応する学習を充実するため、情報化社会への対応、社会問題に関する知識の習得など、住民の生涯学習ニーズを把握しながら、各種講座・教室の充実を図ります。
- ・「小牧・長久手の戦い」をはじめ、地域の歴史や伝統芸能など、地域に伝わる固有の文化に関する学習機会の充実を図ります。
- ・学習への意欲を高めるため、学習の成果を発表する機会を充実します。

### (3) 学習機会の提供

- ・高度化、多様化する住民の学習活動に応えるため、地域を取り巻く大学などとの連携、協力を図りながら情報交換、交流を進めます。
- ・地域の学校を有効利用する「放課後子ども教室<sup>※2</sup>」を推進し、地域の人材を活用して放課後の子どもたちに学習機会を提供します。
- ・専門的知識・技術を有する企業の人材を講座や教室へ派遣要請するなど広く人材の登用を進めます。

### (4) 学習情報の充実

- ・地域の人材を有効に活用するため、各種の技能や資格を持つ人を掲載した人材バンクリストをホームページに掲載し、これを更新するなど、住民の学習ニーズに応じた新鮮な情報を提供して周知に努め、住民の利用拡大を図ります。
- ・町主催の講座や教室をはじめ、町内や近隣の大学での公開講座などの情報を掲載した生涯学習講座ガイドを定期的に発行し、住民にわかりやすく情報提供するとともに、周知、利用の拡大に努めます。

### (5) 学習の場の充実

- ・生涯学習活動の拠点である中央図書館や文化の家、枅ヶ池体育館における生涯学習講座や事業を拡充するとともに、地域の生涯学習の場である町公民館や放課後こども教室などでの学習機会を充実します。

## 関連する町の計画

- ・長久手町生涯学習基本構想
- ・第2次長久手町文化マスタープラン

※1 レファレンスサービス：利用者からの調査、質問に応じた資料を提供するサービス。

※2 放課後子ども教室：放課後や週末などに小学校の余裕教室などを活用し、地域住民の参画を得て、子どもたちに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの機会を提供する事業。

基本施策

3

## 輝きを持った青少年の育成を支える

### 目指すべき姿

青少年が人や社会と積極的に関わる機会を増やすとともに、適切な自己形成の場と有益な情報を提供することによって、大きな夢や希望、志を持った青少年の育成に取り組みます。

### 現状と課題

青少年を取り巻く近年の環境は、メディアやインターネットなど情報化社会の進展に伴い、有害情報が氾濫し、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、人との交流やコミュニケーションの機会が不足するなど、社会情勢の変化において青少年にとって負の部分をもたらす点が多々見受けられます。このような社会情勢や生活環境の変化は、青少年の意識や行動に大きな影響を与え、いじめや不登校、非行少年の低年齢化など様々な問題を生み出しています。本町においても同様の傾向にあり、教育問題の根幹として憂慮されています。

このような課題に対し、明日を担う青少年を健全に育てるためには、家庭、学校、地域社会が相互に連携し、青少年が感動を覚えるような機会や、人や社会に積極的に関わる場を提供するなど、それぞれが持つ機能を発揮しつつ、地域が一体となって取り組むことが求められています。

## 施策の進め方

### (1) 健全な家庭づくりの支援

- ・最も基本的な教育の段階である家庭教育の重要性を認識することを目的として、幼児期家庭教育推進事業<sup>※1</sup>、小中学校家庭教育推進事業<sup>※2</sup>を推進します。
- ・家庭教育相談事業や親子で参加できる行事の開催など親子のふれあいの場を提供し、家庭教育事業の充実を図ります。

### (2) 青少年健全育成体制の充実

- ・青少年健全育成の活動がスムーズに推進されるよう、長久手町青少年育成推進委員会との連携、調整を行うなど、積極的に支援します。

### (3) 青少年が個性を発揮できる活動の機会づくり

- ・「少年の主張作文コンクール」や子ども会への参加の呼びかけなど、青少年が個性を育む場として、自らがボランティアとして参加し、生きがいや存在感で充実できる機会を提供します。

### (4) 青少年を取り巻く社会環境の整備

- ・青少年の非行防止や有害環境の浄化のため、地域推進員や警察とともに啓発活動やパトロールなどを行います。
- ・国や県、町が実施する各種キャンペーンへの参加や青少年健全育成を目的とした諸団体との連携を深め、幅広く青少年の健全育成運動を進めます。
- ・有害図書類の自動販売機の設置など有害環境に配慮し、青少年を取り巻く環境浄化に努めます。

※1 幼児期家庭教育推進事業：講演会や人形劇などの開催を通し、幼児教育の重要性を啓発し、幼児期の家庭教育の充実を目的とする事業。

※2 小中学校家庭教育推進事業：家庭教育の重要性の認識強化を図り、家庭や地域の教育力の向上と家庭教育の一層の充実を目的とした家庭教育学級などの事業。

基本施策

4

## 文化・芸術に親しむ場と機会を充実する

### 目指すべき姿

人や施設など多様な文化・芸術の主体を生かし、みんなの財産として伝統文化を保存、継承することにより、だれもが文化・芸術にふれあう創造性豊かなまちを目指します。

### 現状と課題

本町では、平成10年に開館した文化の家を文化芸術活動の拠点として、「長久手町文化マスタープラン」に基づき、長久手らしい文化の創造と振興に取り組んできました。文化の家では質の高い舞台公演や美術展示をはじめ、学校へのアウトリーチ事業<sup>※1</sup>や出張演奏会など、幅広く住民へ芸術鑑賞の機会を提供しています。中でも、町内に数多く存在する芸術家や専門家、愛知県立芸術大学との連携によるながくてアートフェスティバルやオペラ事業、美術企画展などは地域の芸術をけん引する特色ある事業となっています。また鑑賞するだけに留まらず、町劇団、町合唱団の設立のほか住民による企画事業の推進や各種講座の開催など、住民が自ら行う創作活動の支援を推進してきました。しかし、こうした活動が町全体へ浸透していないことや情報の提供不足がうかがえます。今後はこのような事業を継続しつつ、さらなる住民参加の推進や事業の広報・周知方法の工夫が必要です。

文化財については、棒の手やオマントなどの伝統文化を有しており、これら豊富な文化財を地域の貴重な財産として継承するとともに、地域の活性化に向けて積極的に活用することが求められています。また、長久手古戦場公園内にある郷土資料室は、収蔵庫や展示スペースが手狭になっており、保存している文化財の有効活用が困難なことから、公園と一体となった施設整備を検討する必要があります。

※1 アウトリーチ事業：日ごろ、芸術や文化に触れる機会の少ない市民に対して、文化施設や芸術が働きかけを行うこと。

## 施策の進め方

### (1) 文化芸術環境の発展

- ・ボランティア活動が活発化し、自己実現思考が高まりつつあることから、住民が文化芸術に参画できる企画事業を支援します。
- ・愛知県立芸術大学をはじめとする芸術系大学が持つ人材資源を活用し、協働することで多様な芸術の振興に努めます。
- ・町内には多くの芸術家が在住していることから、こうした地域特性を生かし、ながくてアートフェスティバルなどを継続、発展させ、芸術家と地域住民の交流をさらに推進します。

### (2) 子どもの文化・芸術体験の充実

- ・テレビ、ゲームなど間接的な体験の増加によるコミュニケーションの希薄化を抑制するため、芸術や伝統文化を身近に体験、体感できる環境づくりを図ります。
- ・学校や子ども向け講座の開講など子どもが芸術家に直接ふれあう機会をさらに充実させ、感受性、創造性など心の豊かさを育みます。

### (3) 町固有の伝統文化の継承

- ・長久手古戦場は町の歴史文化のシンボルであるため、小牧・長久手の戦いをはじめ郷土の歴史について、学習機会や情報提供の充実を図ります。また、町外からも人が訪れる歴史公園として、郷土資料室の建て替えや展示物の充実を含め、公園全体の再整備について検討します。
- ・棒の手、オマントなど大切な文化財を保護し、地域の活性化に向けて積極的な活用を努めるとともに、地域に伝わる民俗芸能の保存活動を支援します。

### (4) 情報提供・広報の充実

- ・文化芸術事業での住民の参加を促進するため、新聞、情報誌などの紙面広報をはじめホームページの充実などインターネットを活用した情報宣伝の拡充を図ります。

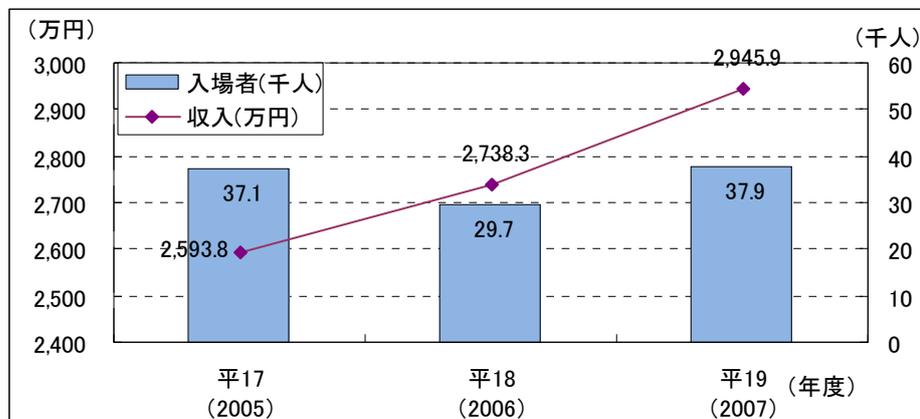
## 関連する町の計画

- ・第2次長久手町文化マスタープラン

## 基本方針4 文化をみがき、人が輝くまち

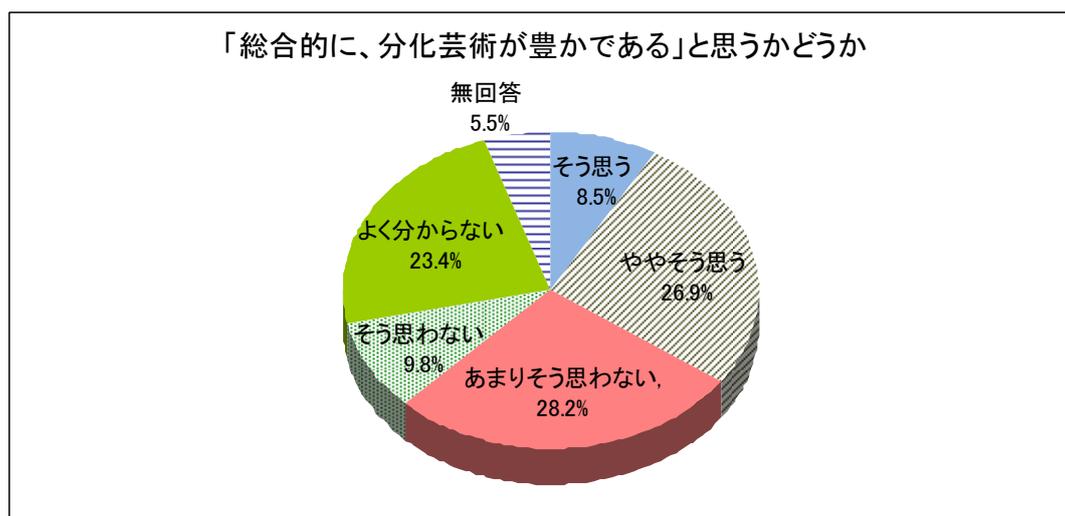
### 4-4 文化・芸術に親しむ場と機会を充実する

#### ■文化の家の入場者と収入の推移



※入場者は各ホールとアートリビング講座の参加総数。収入は入場料、受講料、助成金を含む。  
資料：文化の家

#### ■住民の鑑賞・創作の現状と希望



資料：第2次 長久手町文化マスタープラン

#### ■長久手古戦場野外活動施設入館者数

年度	平17(2005)	平18(2006)	平19(2007)
開館日数(日)	300	307	306
郷土資料室(人)	20,107	27,523	28,472
和弓場(人)	2,804	3,427	3,574
会議室(人)※	4,426		
計(人)	27,337	30,990	32,046
1日平均利用人数(人)	91	101	105

※平成17年度の利用には特別展入場者数を含む。会議室は、同18年度からワーテルロー展示室へ模様替した。

資料：生涯学習課

## ■長久手町内の指定文化財（一覧）

## (1)国指定文化財

種別	名称	所在地	指定年月日
史跡	長久手古戦場 附 御旗山 首塚 色金山	武蔵塚205外5筆 長湫字富士浦41 岩作字元門41 色金山37の1内一部	昭和14年9月7日

## (2)県指定文化財

種別	名称	所在地	指定年月日
無形民俗文化財	長久手の棒の手	長久手町	昭和31年6月21日
	岩作の「オマント」	岩作地区	昭和60年11月25日
	長湫の警固祭り	長湫地区	平成17年3月22日

## (3)町指定文化財

種別	名称	員数	所在地	指定年月日	所有者など
史跡	長久手合戦史跡 ・長久手城跡 ・木下勘解由塚 ・堀久太郎秀政 本陣地跡	3か所	城屋敷2408、2409 長湫字荒田9-1 長湫字野田農106-35	昭和58年2月26日	長久手町 景行天皇社 景行天皇社
	神明社第2号墳	1基	熊張字神門前420-1	平成3年5月27日	神明社
	三ヶ峯第3号窯	1基	岩作字三ヶ峯1-16	平成9年3月4日	石作神社
有形文化財	木造薬師如来坐像 (円空仏)	1軀	熊張字杵ノ洞2331	昭和59年7月17日	永見寺
	旧北熊村の古文書	220件	岩作字城の内60-1	昭和63年7月19日	長久手町
	御書（円遵筆） 付 黒漆蒔絵箱 付 黒漆四脚台座	1巻 1合 1脚	岩作字城の内60-1	昭和63年7月19日	長湫 日表講 長湫 宮脇講
	神明社の棟札	12枚	熊張字神門前420-1	昭和63年7月19日	神明社
	神明社の石造鳥居	1基	熊張字神門前420-1	平成2年2月8日	神明社
	多度社の石造鳥居	1基	前熊字志水108-1	平成2年2月8日	多度社
	景行天皇社の棟札	38枚	長湫字宮脇2	平成12年2月10日	景行天皇社
無形民俗文化財	長久手の警固祭り	1地区	前熊・熊張 (上郷地区)	昭和58年6月11日	前熊区 大草区 北熊区
有形民俗文化財	前熊の山車	1台	前熊字志水108-1	昭和58年6月11日	前熊区
	馬の塔図絵馬	1面	熊張字松杵1855	昭和58年12月12日	三光院
	猿投三社大明神祭図 岩作村西之切画軸	1幅	岩作字宮後17	昭和60年7月15日	石作神社
	陶製御深井釉拍犬	2対4軀	長湫字宮脇2	昭和60年7月15日	景行天皇社
	木造 恵比須天・大黒天 二像	1対2軀	岩作字宮後17	昭和63年1月11日	石作神社

資料：生涯学習課

基本施策

5

## だれもが楽しむ生涯スポーツを進める

### 目指すべき姿

子どもから高齢者まで、それぞれの体力や年齢、目的に応じて「だれでも どこでも 気楽に」楽しむことができる生涯スポーツの振興を目指します。

### 現状と課題

本町では、これまで競技を通じた自己啓発や人間形成、余暇活動や健康づくり、スポーツを通じた住民同士の交流に努めてきました。しかしながら、私たちの日常生活における身体活動の機会は、日ごとに少なくなっている現状にあり、運動不足から体力の低下や健康障害など、様々な問題が生じてきています。高齢化社会が進む中、「健康で活力に満ちた、生きがいある人生」を送ることが求められています。

このような現状の中で、スポーツ施設の利用に関する多様なニーズに対応していくため、既存スポーツ施設を含めて、だれもが利用しやすい施設づくりが求められています。また、最も身近な健康づくりへの取り組みとして、ウォーキングやジョギングを推進し、それぞれの体力や年齢、目的に応じて、だれでも・どこでもスポーツを生涯にわたり親しむことのできる生涯スポーツの振興が大きな課題となっています。

#### ■体育施設利用状況の推移

(件、人)

施設	年度	平15	平16	平17	平18	平19
		(2003)	(2004)	(2005)	(2006)	(2007)
アリーナ		1,878	1,896	1,886	1,974	1,973
柔・剣道場	1	1,286	655	657	728	712
	2	594	641	627	650	658
卓球室		2,332	2,538	2,279	1,824	1,586
会議室		702	634	591	677	580
トレーニングルーム		8,778	7,998	7,046	8,674	8,756
杵ヶ池テニスコート		3,276	3,334	3,109	3,248	3,174
菖蒲テニスコート		3,411	3,491	3,260	3,268	3,200
町民テニスコート		1,243	1,342	1,279	1,228	1,207
町民野球場		321	317	354	345	421
スポーツの杜	1	344	396	358	418	503
	2	438	476	559	588	553
愛知医科大学運動医療センタープール利用者		4,234	3,734	2,965	2,992	3,114
トレーニングジム利用者講習会受講者		353	334	366	316	295

資料：生涯学習課

## 施策の進め方

### (1) スポーツ活動の推進

- ・軽スポーツ、ファミリースポーツの普及およびレクリエーションスポーツ行事などの開催により、住民の健康意識を向上し、家庭や地域における交流の推進を図ります。
- ・それぞれの年齢層にふさわしいスポーツ教室の開催を推進するとともに、住民の健康づくりに対する関心が高いことから、ウォーキングやジョギングなど最も身近な健康づくり事業（P.94参照）を推進します。

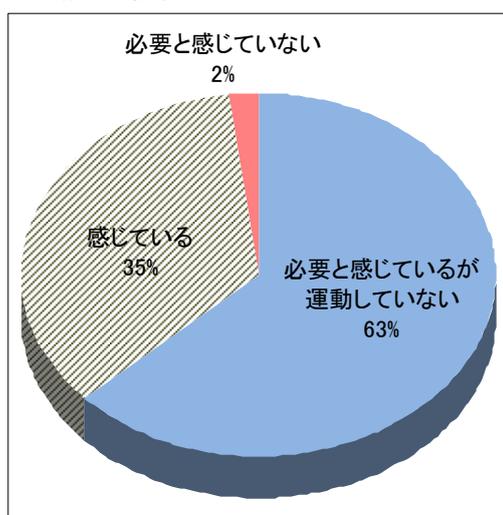
### (2) スポーツ施設の再整備

- ・住民が気楽に施設を利用でき、多様なニーズに対応するため、既存の施設を含めてスポーツ施設の再整備を検討します。

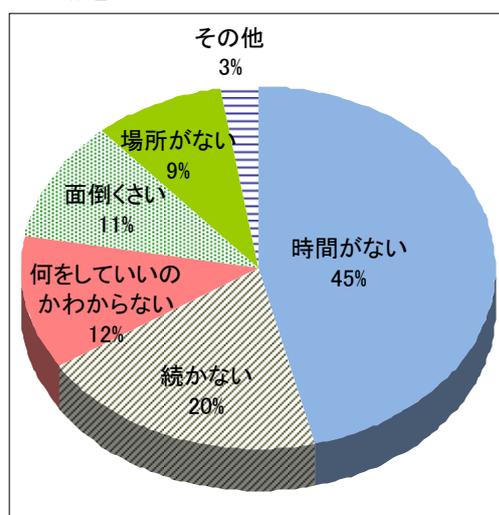
### (3) スポーツ振興体制の強化

- ・指導者、行政が連携して各種スポーツ団体の組織化に努めることにより、住民が気軽に参加できるスポーツ種目の増加を図ります。
- ・小中学校体育施設の有効利用や文化・スポーツクラブなどを発展させ、地域の指導者や家族のさらなる交流により、青少年の健全育成や活力ある地域社会の形成に寄与できる「総合型スポーツクラブ」の設立に向けて働きかけます。

■運動の必要性



■運動をしていない理由



資料：生涯学習課

基本施策

6

男女がともに尊重し、協力し合うまちをつくる

目指すべき姿

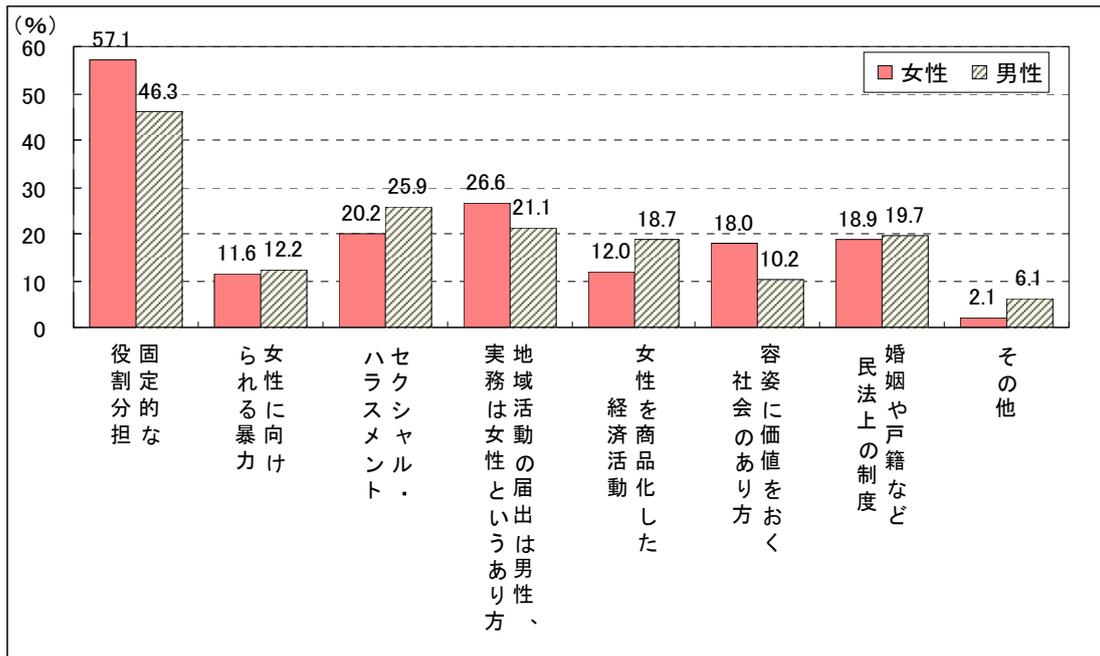
男女が家庭、学校、職場、地域活動などの場に対等な立場で参画し、ともに責任を担い、各人の個性や能力をのびやかに発揮できるまちを目指します。

現状と課題

昭和50年の「国際婦人年」以降、国内行動計画の策定や女子差別撤廃の批准、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の制定など、男女平等社会の確立に向けての取り組みが全国的に進んでいます。しかし、家庭や地域、職場では、今なお男女の固定的な役割分担意識が根強く残るなど、女性の社会参画に対する問題が数多く存在しています。本町が平成19年に行った住民意識調査では、「男女共同参画社会の形成が進んでいない」と考える住民の割合が非常に高くなっており、こうした取り組みをさらに推進するため、同21年に「長久手町男女共同参画推進条例」を制定しました。

急速に都市化が進む本町では、学齢期の子どもを持つ家庭の転出入も多く、共働きをしている家庭も少なくないため、今後は条例に基づき、家庭、地域、職場などのあらゆる場面で、男女がともに参加できる調和の取れた社会の実現を目指す必要があります。

■女性の社会参画に対する問題点



資料：長久手町男女共同参画プラン策定に向けたアンケート調査

## 施策の進め方

### (1) 男女共同参画社会に向けての意識改革と人権尊重

- ・男女が性別にとらわれずに様々な分野において個人の能力や個性を發揮できるよう、住民や事業所などに対し、男女共同参画への認識を深めるための啓発を行い、意識改革を推進します。また、学校などにおいても男女共同参画や人権尊重に基づいた教育を充実します。
- ・女性や子どもに対する暴力の根絶に努め、一人で悩み孤立することのない環境づくりに取り組みます。

### (2) あらゆる分野への社会参画の促進

- ・男女の意見がともに反映され、バランスのとれた施策を実施するために、町の基本的な政策や計画を策定する際に設置する審議会などにおいて女性の登用を促進します。
- ・「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識を見直し、男性の家事や子育てへの積極的な参画を促進します。

### (3) 男女がともに働きやすい環境の整備

- ・男女ともに、その能力と意欲が平等に發揮される職場環境づくりを促進します。
- ・働く男女の仕事と家庭生活との両立を支援するため、子育て支援を充実します。

### (4) 健康の増進と家庭生活の充実

- ・男女がともに生涯を通じて心も身体も健康であることは、男女共同参画社会の最も基本となることであるため、健康についての正しい知識の普及と疾病の早期予防、早期発見、早期治療を目指した環境づくりを推進します。

## 関連する町の計画

- ・第2次長久手町男女共同参画プラン

基本施策

7

## 地域全体で国際交流を進める

### 目指すべき姿

地域住民と大学、研究機関、行政が連携を深めながら、国際レベルでの交流を実践し、在住外国人との交流や生活サポートを促進することにより、住民の国際理解や国際協力意識を高める「国際交流都市」を目指します。

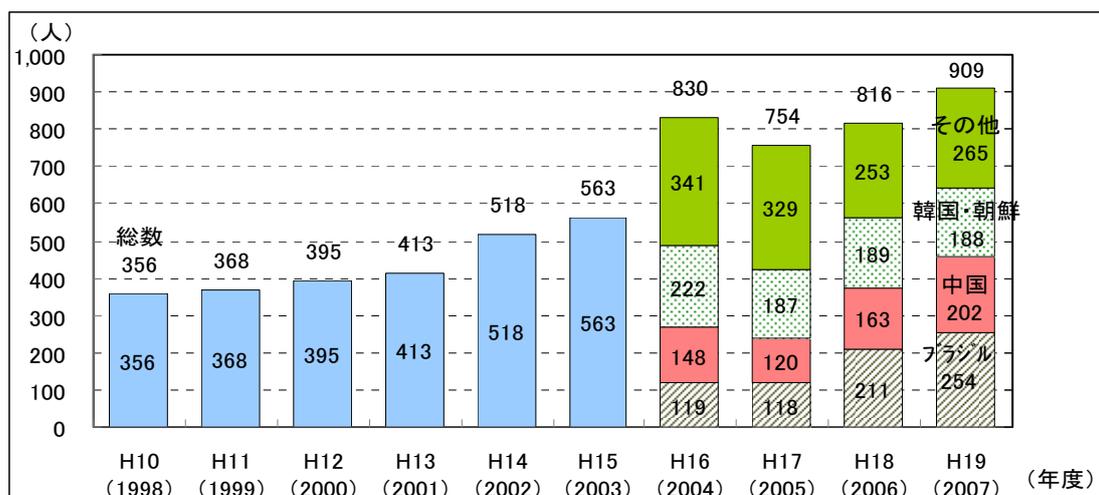
### 現状と課題

本町では、平成4年に国際化を目指した地域づくりのため、ベルギー王国ワテルロー市と姉妹都市提携を締結し、同6年には「長久手町国際交流協会」が設立されました。

町の国際化事業は、国際交流協会を通して、ワテルロー市との青少年派遣事業、国際交流音楽祭、町内在住の外国人向けの日本語教室、国際理解講座などを行い、愛・地球博の開催に合わせて様々な形で国際化に向けた取り組みも推進してきました。また、本町の在住外国人は着実に増加しており、義務教育現場への外国人子弟の入学が進んでいます。

しかしながら、同19年に行った住民意識調査では、「国際交流に対する取り組みが進んでいない」という意見が多く、町の国際化に対する住民理解が進んでいない状況があります。こうしたことから、今後在住外国人に対する生活サポートや、国際理解を広げる取り組みは重要な施策となり、特に、大学や研究機関の多い本町は、これらの機関と連携した取り組みが課題となります。

#### ■外国人登録者の推移



※平成15年度以前はブラジルが区分されていなかったため、その他に含む。

資料：住民課

## 施策の進め方

### (1) 外国人に対する意識啓発・外国人向け地域情報の提供

- ・国や文化などの異なる人も地域住民であるという意識を日本人、外国人ともに共有するため、町内に生活する外国人や留学生と住民との交流を促進する多文化理解交流会などを開催して啓発に努め、多文化共生を推進します。
- ・町内に暮らす外国人には、生活していく上で必要な制度や公共施設の利用情報の案内に配慮します。また、国際交流ボランティアを育成し、外国人の生活支援システムの構築を推進します。
- ・町内に暮らす外国人や、本町を訪れた外国人が不便さを感じないような道路案内、施設案内の整備を図り、特に史跡、文化財など、地域理解に必要な情報の提供に配慮します。

### (2) 国際交流事業の充実

- ・海外の芸術文化の紹介を通じた国際理解の推進に努めるとともに、ホームステイ事業などホスピタリティ<sup>※1</sup>あふれるまちづくりに向けた事業を推進します。
- ・ワーテルロー市との姉妹都市交流を通して、国際的な友好親善の促進に寄与します。また、提携の趣旨である歴史と文化から学ぶ「平和」をキーワードに、両市町の未来を担う青少年の相互派遣、歴史と文化の紹介を中心とした交流を進めます。

### (3) 国際交流協会の充実

- ・住民、大学（特に愛知県立大学、愛知県立芸術大学、愛知学院大学、名古屋外国語大学、愛知淑徳大学）、企業と行政とをつなぐパイプ役として国際交流協会を位置づけ、会員による自主的・自発的な活動により、国際理解や国際協力のために必要な施策を展開します。
- ・大学や企業、研究機関を訪れる外国人と地域住民とが交流する機会を設け、インターネットによる情報発信など、国際交流協会の活動に町内外から広く参加できる体制を整えます。

※1 ホスピタリティ：観光客や来訪者など町外から来た人々をもてなすこと。



## 基本方針5 みんなの力を結集する自治と協働のまち

1	住民と行政が協働するまちづくりを進める	地域協働	128
2	地域住民が交流する自律的なまちをつくる	地域自治	130
3	大学をまちづくりに生かす	大学連携	132
4	行政情報を提供し、住民意見を聴く機会を充実する	広報・広聴	134
5	合理的で効果的な行政運営を行う	行政運営	136
6	住民の要請に的確に対応する職員を育てる	人事管理	138
7	健全な財政運営を維持する	財政運営	140

基本施策

1

住民と行政が協働するまちづくりを進める

目指すべき姿

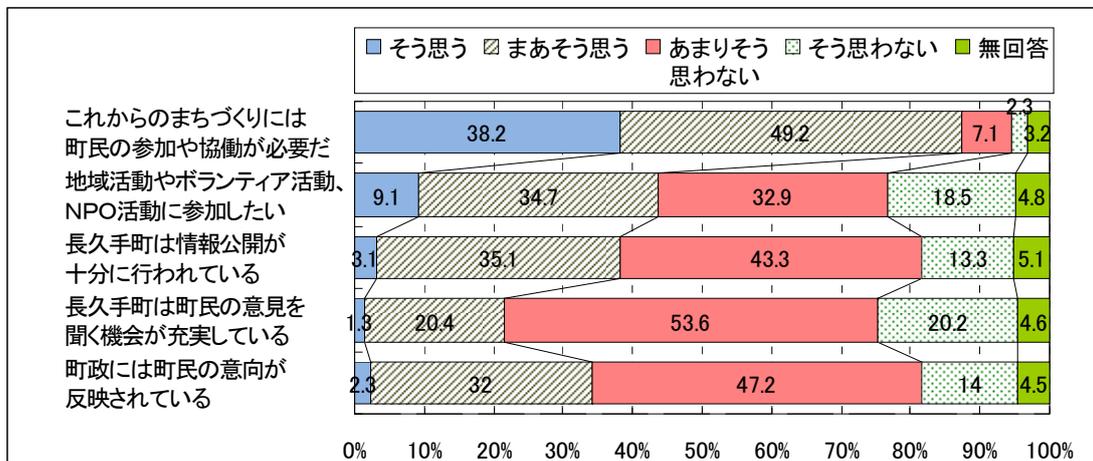
自立して発展し続ける、希望あるまちを目指して、住民と行政が連携し、互いによきパートナーとして補い合い、協力し合ってまちづくりを進めていきます。

現状と課題

本町においては、これまで文化の家や福祉の家、平成こども塾など特色ある施設の計画や運営において、住民参加や協働の取り組みが活発に行われてきました。また、愛・地球博の開催を契機として、住民団体による活動が活発化し、現在に至るまで持続的に発展してきています。平成17年には、住民によるまちづくり活動を支援する交流拠点として「長久手町まちづくりセンター」を開設し、子育てやまちづくりなどの団体の打合せや情報収集の場として利用されています。同21年には、「長久手町地域協働計画」を策定し、まちづくりへの参加・協働の仕組みづくりに努めているところです。

一方、行政に対する住民ニーズが多様化しており、地域においては子育てや介護、ごみ、防犯、防災などの個別化、細分化された日常生活課題への対応が求められるようになってきました。これらの課題は、行政だけで解決できるものではなく、地域コミュニティに根ざした地域住民の自発的な参加・協力、そして行政とのパートナーシップのもと、解決にむけて一緒に考え、行動していくことが重要になってきます。さらに、愛・地球博によって培われた「住民パワー」を持続的に発展させ、住民一人ひとりのまちづくりへの関心や意欲を高めて、住民主体のまちづくりを進めていく必要があります。

■住民参加や協働についての考え方



資料：長久手町住民意識調査

## 施策の進め方

### (1) 「新しい公共」の担い手としての意識の醸成

- ・地域協働を進めていくためには、住民自らがまちづくりの主役であることを認識し、様々な人との関わりの中で、学びあい、育ちあいながら、行政と役割分担して公共を担う「新しい公共」の担い手としての意識を持つことが重要です。そのため、様々な人との「出会い（交流）の場」としての住民活動団体の交流会や、住民の自発的な思いを生かして育てる「まちづくり講座」を展開します。

### (2) 住民活動がしやすい環境づくり

- ・住民のまちづくり活動の拠点としての「まちづくりセンター」の機能の充実を行います。また、まちづくり団体などと協力しながら、町ホームページなどを活用して住民によるまちづくり活動の情報が検索できるシステムを構築するなど、住民が活動しやすく、参加しやすい情報の発信に努めます。また、住民活動団体の交流会やフォーラム（活動発表会）などを定期的実施します。
- ・住民によるまちづくり活動をサポートする専門スタッフを配置して、相談・コーディネート機能や人材発掘・育成機能を充実させて、新たな住民活動展開のための支援やまちづくり講座を実施します。

### (3) 協働事業提案制度の確立

- ・複雑化、多様化する地域課題を解決するためのアイデアや企画提案を住民活動団体などから広く公募し、住民活動の活性化と多様な公益サービスの創出を図る協働事業提案制度を新たに設けます。応募された企画提案は、公開の場で発表、審査して、協働事業として認定し、その事業に必要な活動場所の確保や経費の一部を助成するなどの支援を行います。

## 関連する町の計画

- ・長久手町地域協働計画

基本施策

2

地域住民が交流する自律的なまちをつくる

目指すべき姿

地域における交流を促進し、様々な課題への取り組みを通して特色のあるまちづくりが進むよう支援するとともに、自治会やリーダーの育成を支援し、町としての相談機能も充実させながら、コミュニティ活動の充実したまちを目指します。

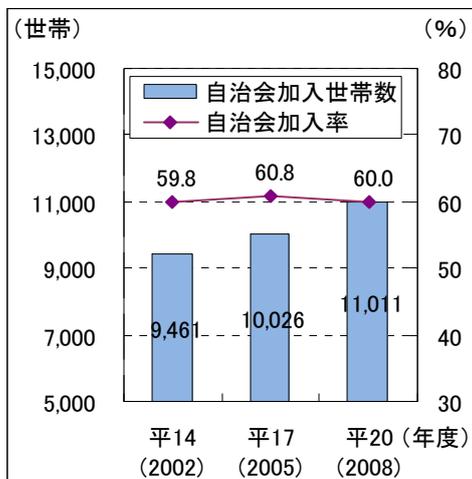
現状と課題

本町には、平成20年度時点で、96か所の自治会（常会）があり、全世帯の60%にあたる11,000世帯余りが加入しています。自治会では、盆踊りや校区運動会、祭りなどのコミュニティ活動をはじめ、防犯、防災活動、環境美化活動を通して、豊かで住みよいまちづくりを目指して様々な課題に取り組んでいます。

核家族化や高齢化社会の進展、犯罪の多発や大地震などの災害への不安から、非行や犯罪のない安心・安全に暮らせる地域への関心や要求が高まる一方で、自治会への加入率の低さ、活動への参加の少なさ、役員を選考する際の苦労などの問題が顕在化しています。

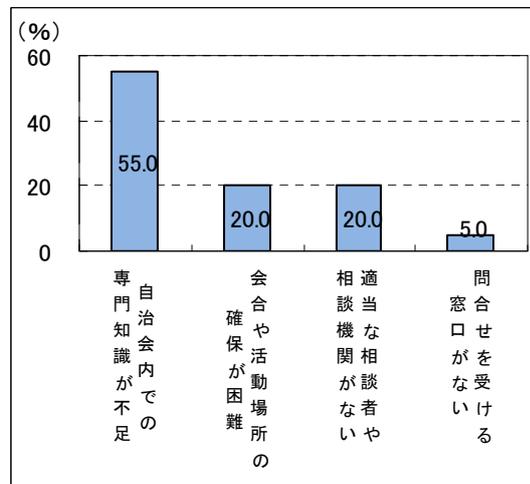
単一の組織であった長湫地区自治会連合会は、各小学校単位の自治会連合組織へと改組されており、それぞれの校区自治会連合会組織と自治会との連絡調整が円滑に行われるような支援が必要です。また、小学校区ごとに自治会が連合して活動できるようなコミュニティ拠点施設の整備や、自治会活動の拠点となる地域集会所の改修を進めて行くことも必要です。

■自治会加入率推移



資料：なんでも町政サロン室

■自治会の課題（複数回答）



出典：「長久手町における協働のあり方に関するアンケート結果報告書」

## 施策の進め方

### (1) 自治会立上げの支援と相談機能の充実

- ・新しい開発地区での自治会結成を支援し、集合住宅建設に際しては建設計画の時点から自治会加入や結成を支援します。
- ・既存の自治会に対しては、情報提供や町関係部署との連絡調整を通して、自治会運営に関する相談機能の充実を図ります。

### (2) コミュニティー活動拠点の整備

- ・地域での自治会活動を支援し、地域の交流拠点となるコミュニティーセンターを各小学校区に整備するため、その役割や位置づけ、規模などについて検討していきます。

### (3) コミュニティー活動の啓発・支援

- ・町広報やホームページ、案内チラシなどを通じた啓発や情報発信により自治会活動の理解と浸透を図り、組織の充実に向けた支援を行います。
- ・地域での祭りや、個性的なイベント、各種のスポーツ行事を通して、住民相互の交流を広げていくことができるように助言し、コミュニティーの形成に努めます。

### (4) 地域の課題に対応できる地域コミュニティーの支援・育成

- ・防災、防犯、地域福祉、環境など近年関心が高まってきた課題に対しては、自治会の枠を越えた連携が必要であり、町関係部署との連絡調整をとりながら解決に向けて支援します。
- ・地域でのコミュニティーの推進や様々な課題への対処のためには、自治会相互の協働をはじめ、自治会と学校、企業、行政との連携や、テーマ型の住民団体との取り組みなども必要になってくると考えられます。このため、自治組織の強化を進めながら、新しいコミュニティーを展望した施策の展開を図ります。
- ・住民が自らの地域のことを考え、自らの手で治めていく地域自治を行うため、自治会のリーダーとなる人材を育成する講座を実施します。

## 関連する町の計画

- ・長久手町地域協働計画

基本施策

3

## 大学をまちづくりに生かす

### 目指すべき姿

4つの大学を持つ町としての特長をまちづくりに生かすため、行政と大学の連携事業の推進体制を確立するとともに、住民が様々な形で身近に参加できる連携を進めます。

### 現状と課題

本町には、愛知県立大学、愛知県立芸術大学、愛知医科大学および愛知淑徳大学の4大学が立地するとともに、周辺にも愛知学院大学、名古屋商科大学、名古屋外国語大学、名古屋学芸大学、椋山女学園大学、愛知工業大学の6大学が立地し、学生で彩られた活気あるまちです。また、本町は昼間人口が夜間人口を上回っていることから、名古屋市のベッドタウンというイメージから、若者の活気があふれるまちへ大きく変貌していきます。

しかしながら、これまでは、これら大学と行政が協働するまちづくりを積極的に進めてきたとは言いがたく、昭和60年度から愛知県立芸術大学の芸術作品を町の公共施設などに設置する芸術作品設置事業を皮切りに、今日まで各分野で様々な連携事業を進められてきましたが、これらの大半は学生と地域住民との交流や連携までは至っていない状況です。今後は、これら大学を町の貴重な資産としてとらえ、大学と行政のみならず、そこに住民が積極的に関わることのできる仕組みを構築し、3者の協働によるまちづくりを進める必要があります。

#### ■町内大学の学生・職員数（平成20年4月現在）

大学	学生・職員数
愛知県立大学	3,200人
愛知県立芸術大学	1,000人
愛知医科大学	1,350人
愛知淑徳大学	6,200人
合計	11,750人

## 施策の進め方

### (1) 大学連携推進協議会の設置

- ・町の大学連携窓口と町内外の各大学の地域連携センターおよびまちづくりに関わるNPOなどで協議会を組織し、まちづくりの様々な分野において交流・連携を図ります。
- ・町内の大学の取り組みを積極的に住民に周知し、大学の施設と町の施設を相互に活用します。例えば、大学祭などに住民が参加することや地元の行事に学生が参加することを促進し、地域に貢献する大学としての機能を充実します。

### (2) 大学連携拠点施設の開設

- ・リニモ長久手古戦場駅前（長久手中央土地区画整理地内）に新たな都市づくりセンターを設置します。この施設は「環境・創造・交流」をテーマとした新しい発想を生み出す拠点として、大学や学生、地元組織、行政が共同で運営し、テーマに沿った住民講座や環境教育プログラムの実施、大学と地域が連携した社会実験および芸術や祭りを通じた地域との交流を実現します。

### (3) 大学連携基本計画の策定

- ・計画的な大学連携事業を推進するため、長久手町大学連携基本計画を策定します。

基本施策

4

## 行政情報を提供し、住民意見を聴く機会を充実する

### 目指すべき姿

広報紙、ホームページやCATVを効果的に活用することで、簡単に行政情報を住民が入手でき、住民同士でも活発に意見交換をして、意見や要望などを行政に伝えることができるようなまちづくりを目指します。

### 現状と課題

本町の広報は、広報紙、ホームページ、CATVなどの媒体を活用し、様々な町政情報を発信しています。今後もそれぞれの広報媒体の特性を生かした情報提供に努めるとともに、住民が必要とする情報を把握した上で、情報提供の充実が求められています。また、今後の大きな情報媒体の変化として、平成23年までにテレビ放送が地上デジタル放送となることが挙げられます。テレビを視聴している住民は、このデジタル化に合わせて、テレビなどの買い替えをする必要があり、同様にCATVについても機器の交換の必要があることから、CATV会社とともに、地上デジタル放送について、住民へ周知していくことが必要となります。

広聴に関しては、住民の多様な意見や要望の窓口として、なんでも町政サロン室を創設しました。この中で、住民からの意見や提言などを聴くための「町政ご意見箱」、自治会を通じて住民と町長とが直接対話する「あったか町政懇談会」、一般住民を対象とした「町長と語る日」など、様々な方法により住民の声を町政に反映するための機会を設けています。さらに、町の重要な施策や計画について周知し、「パブリックコメント制度」を同19年に創設しました。今後は、さらに住民の声を的確に把握する機会を充実し、住民との対話の機会を増やすことにより、住民が行政に対する関心や理解を深めるとともに、常に住民を意識した行政運営を展開することが求められています。

## 施策の進め方

### (1) 広報内容の充実

- ・ 広報紙の内容を充実させ、読みやすい紙面づくりに努めます。
- ・ 広報紙やホームページのほかに、新たな広報媒体や方法を積極的に活用し、住民が必要とする地域情報を的確に提供することで地域への関心や愛着の増進を図ります。

### (2) 住民ニーズの把握

- ・ 住民意識調査やパブリックコメント制度など、住民ニーズを的確に把握し、町政に反映できる情報収集体制の構築や充実を図ります。また、住民との対話の機会についても充実を図ります。

### (3) インターネットの活用

- ・ インターネットを活用した行政情報を充実するとともに、公共施設の利用予約など、インターネットによる行政サービスについても充実を図ります。また、住民が安心してインターネットを利用できるよう、行政のセキュリティー対策の向上を図ります。

### (4) CATVの活用

- ・ CATVへの加入を図る取り組みを行うとともに、CATVを活用した行政情報番組の内容の充実を図り、多くの住民が視聴する工夫にも努めます。
- ・ 行政情報番組（メープルチャンネル）などを活用し、町政への理解と啓発を図り、住民のまちづくりへの参画を促します。

基本施策

5

## 合理的で効果的な行政運営を行う

### 目指すべき姿

時代の変化と行政需要に的確に対応し、公正、透明で質の高い住民サービスの維持向上のため、行政改革、民間活力の導入による合理的かつ効果的な行政運営を目指します。

### 現状と課題

人口減少社会の到来など、社会構造が変化する中で、本町では人口増加が続いています。このような人口の増加や住民ニーズの複雑化、多様化、高度化、また、地方分権による県からの権限移譲に伴い、事務量も増加しています。これらに対応した体制整備を行うためにも行政改革や事業仕分けなどによる事務の簡素化や見直しを行い、事務の執行における説明責任を果たすことが必要です。

こうした行政需要や業務を集約化し、効率的、公正、透明な住民サービスを向上するため、本町では、平成20年度に組織機構を見直しました。これまでのように様々な需要を読み取り、住民にわかりやすい行政運営を目指す必要があります。

庁舎については、昭和42年に現在の役場本庁舎、同49年に総合福祉会館（現役場西庁舎および町公民館）を建築し、同62年に本庁舎を増築しましたが、今後は経年劣化による設備の老朽化が予想されます。また事務室が手狭になってきているため、現庁舎の増築の検討を行う必要があります。

## 施策の進め方

### (1) 効率的な行政運営の確立

- ・行政改革を推進し、効率的な行政運営を進めるとともに、行政評価により事業の成果を明確にし、目的重視型の行政運営を推進するなど、常にそれぞれの職員が社会情勢や住民ニーズに合った事務の改善を意識します。
- ・社会構造の変化や新たな課題に的確かつ柔軟に対応できるよう、常に組織の見直しを行います。
- ・スムーズで的確な窓口サービスに努めるとともに、転入時における町の紹介や施設案内、各種手続き方法など、新たな住民にも配慮した住民サービスの向上を図ります。

### (2) 公正・透明な行政運営の確立

- ・公正で能率的な行政運営を確保するため、行政監査機能や法制執務体制の充実を図るとともに、契約制度の点検および検証を徹底することにより、住民に対して事務の執行における説明責任を果たします。
- ・個人情報適切に管理した上で、行政情報を積極的かつ迅速に公開し、町政の透明性を確保します。

### (3) 民間活力の導入

- ・民間の技術や専門性が生かせる分野では、指定管理者制度のさらなる活用に加え、企業やNPOなどへの委託、PFI事業<sup>※1</sup>の導入についても検討します。

### (4) 庁舎の整備

- ・事務室においては、来庁者にわかりやすく、業務上効率的な配置や表示となるよう恒常的に留意します。
- ・現庁舎が手狭なことや建物の老朽化のため、庁舎の増築や改修について検討します。

### (5) 広域行政

- ・消防、環境衛生、保健医療などの分野において、県や周辺市町と連携しながら効率的な運営に努めます。
- ・自治体の行政運営に直接影響する地方分権の動向を注視し、県や近隣市町と協議しながら適切に今後の広域行政の方向性を見極めていきます。

## 関連する町の計画

- ・長久手町行政改革推進計画（行政改革プラン）

※1 PFI事業：公共サービスの提供に際して、従来のように公共が直接施設を整備せず、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。

基本施策

6

## 住民の要請に的確に対応する職員を育てる

### 目指すべき姿

住民の複雑化、多様化するニーズを的確に把握し、住民の要請に適切に対処できる職員を育成します。

### 現状と課題

本町では、組織機構がより機能し、住民ニーズに合ったきめ細かい行政サービスを提供できるよう、平成20年度に行政組織の大幅な見直しを人事異動とともに行いました。また、同16年度に策定した定員適正化計画では、同19年度までは職員削減を概ね計画通り実施してきました。しかし、本町では人口がほぼ5万人に到達し、今後も人口増加が予測され、行政需要も拡大していくことが予想されることから、市制を見据えた人員配置を検討する必要があります。

人材育成の視点では、年度ごとに研修計画を作成し、人材の育成を行っています。同20年度には職員の業績、能力、態度を評価する新たな人事評価制度を全職員を対象として試験導入し、人材育成の一手段として今後は本格的に活用していきます。また、地方分権により町が独自の施策など行政運営を行っていくには、長期的な視野で人材育成をこれまで以上に推進していく必要があります。

今後、育児休業制度の拡大により同制度の対象職員が増加するため、長期間職場を離れることとなる職員や、定年後再任用となる職員が多くなると見込まれます。育児休業により長期間職場を離れて復帰する職員には、職場に早く順応できるようなケアを、また再任用職員にはこれまで培ってきた能力を十分に発揮できる職場環境の整備が必要です。

## 施策の進め方

### (1) 公平で透明性のある人事評価制度の施行

- ・人材育成に重点を置いた新たな人事評価制度を創設し、職員一人ひとりの能力を適正に評価することにより、職員の業務に対する意識や能力を一層向上させ、住民が期待する行動と成果を残すよう資質の向上を目指します。
- ・評価基準を明確にし、その基準を公開するとともに、職責ごとに項目、比重を設定します。
- ・総合計画に基づく組織目標と個人目標を連動させ、町の目標達成に役立てます。
- ・人事評価で得られた結果を給与処遇に活用し、職員の向上心を養うことにより、組織力の向上を目指します。

### (2) 人材育成の推進

- ・行政を取り巻く情勢の急激な変化に柔軟に対応できる職員を育成するため、職員研修の調査や研究を行い、常に職員の経営視点による事務意識の向上を図ります。
- ・職員一人ひとりの経験を豊かなものとするため、国や県、他の自治体などへの人事交流を推進します。

### (3) 多様な任用制度の推進

- ・急激な社会経済情勢や雇用システムの変化などを踏まえ、分権型社会にふさわしい任用制度を整備します。
- ・公務に求められる専門性を確保し、多様な勤務形態の拡大に対応していくため、任期付採用、再任用制度を推進します。

## 関連する町の計画

- ・長久手町行政改革推進計画（行政改革プラン）

基本施策

7

## 健全な財政運営を維持する

### 目指すべき姿

町税や使用料などの自主財源を確保するため、収納の向上に努めるとともに、町政を取り巻く環境変化を的確に把握し、歳入規模を基本とした予算編成により、健全財政を維持した財政運営に努めます。

### 現状と課題

国、地方ともに極めて厳しい財政事情のもと、「地方にできることは地方に」という理念を念頭に置いた三位一体の改革が推進されました。これにより、「国庫補助負担金の改革」、「税源移譲による税配分の見直し」、「普通交付税の見直し」が実施され、国の関与を縮小し、地方の権限や責任を拡大して地方分権が一層推進されたことから、町財政を取り巻く環境は大きく変化しました。

また、経済・社会情勢の変化や住民ニーズの多様化、複雑化により財政への需要も増加する中、今後も人口増加が予想されることから、義務教育施設の整備、土地区画整理事業や下水道施設の整備、墓園整備などの推進のため、多額の費用が必要となります。また近年では、歳入額が増加しているものの、税収納率の伸び悩みや扶助費<sup>※1</sup>の支出も増加しており、財政の硬直化が見込まれます。

そのため、大規模事業の事業実施にあたっては、必要最小限度の借入れや基金なども取り崩しながら将来の財政負担が過大にならないような配慮が必要です。

平成19年に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により導入された基づいた健全化判断比率<sup>※2</sup>や新たな公会計制度の導入により、町の財政状況を公表することが求められます。

※1 扶助費：社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法などに基づき被扶助者に対して支給する費用。

※2 健全化判断比率：資金繰りの状況や将来の財政状況をあらわす指標のことで、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標であらわす。

## 施策の進め方

### (1) 歳出の効率化

- ・限られた財源で最大の効果を上げるため、事務事業の見直しや経常経費の削減（事務的経費などの削減）など計画的で効率的な財政運営に努めます。

### (2) 自主財源の確保

- ・新たな財源の確保（広告事業収入、ふるさと納金など）、適正な使用料、手数料の確保、町税などの納付手段の拡充を含め、収納率の向上に努めます。

### (3) 健全財政の維持

- ・起債<sup>※1</sup>については、将来の負担増を抑制するため、元金償還額以内の発行に努め、借入れは必要最小限度とします。
- ・大規模事業の実施にあたっては、特定目的基金<sup>※2</sup>への計画的な積立てを行い、財源の確保に努めます。

### (4) 財政状況の公表

- ・全国の地方公共団体において導入されている新たな会計制度に基づいて財務書類を作成し、健全化判断比率などを作成、分析することにより、住民に対してわかりやすい財政状況を積極的に公表していきます。

※1 起債：国債、地方債、社債などの債券の発行や募集をすること。狭義では、地方公共団体が地方債を発行する（起こす）ことを指す。

※2 特定目的基金：福祉や施設建設など、特定の目的のために地方公共団体が貯えている基金。

